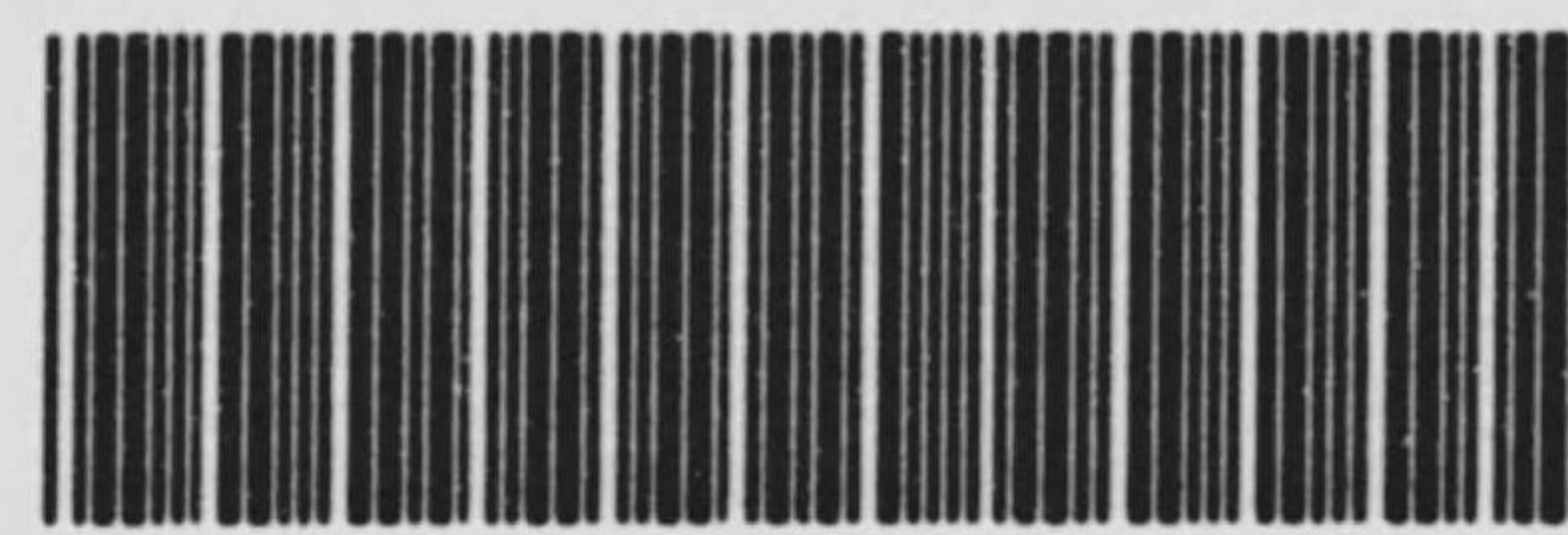


320.4
H812



0011857000

0011857-000

320.4-H812ウ

私たちの生活はどうか

報知新聞社政経部・編

内外書房

昭和16

ACA

私たちの生活は
どうか

内外書房

320.4
H812

知新聞社政經部編著

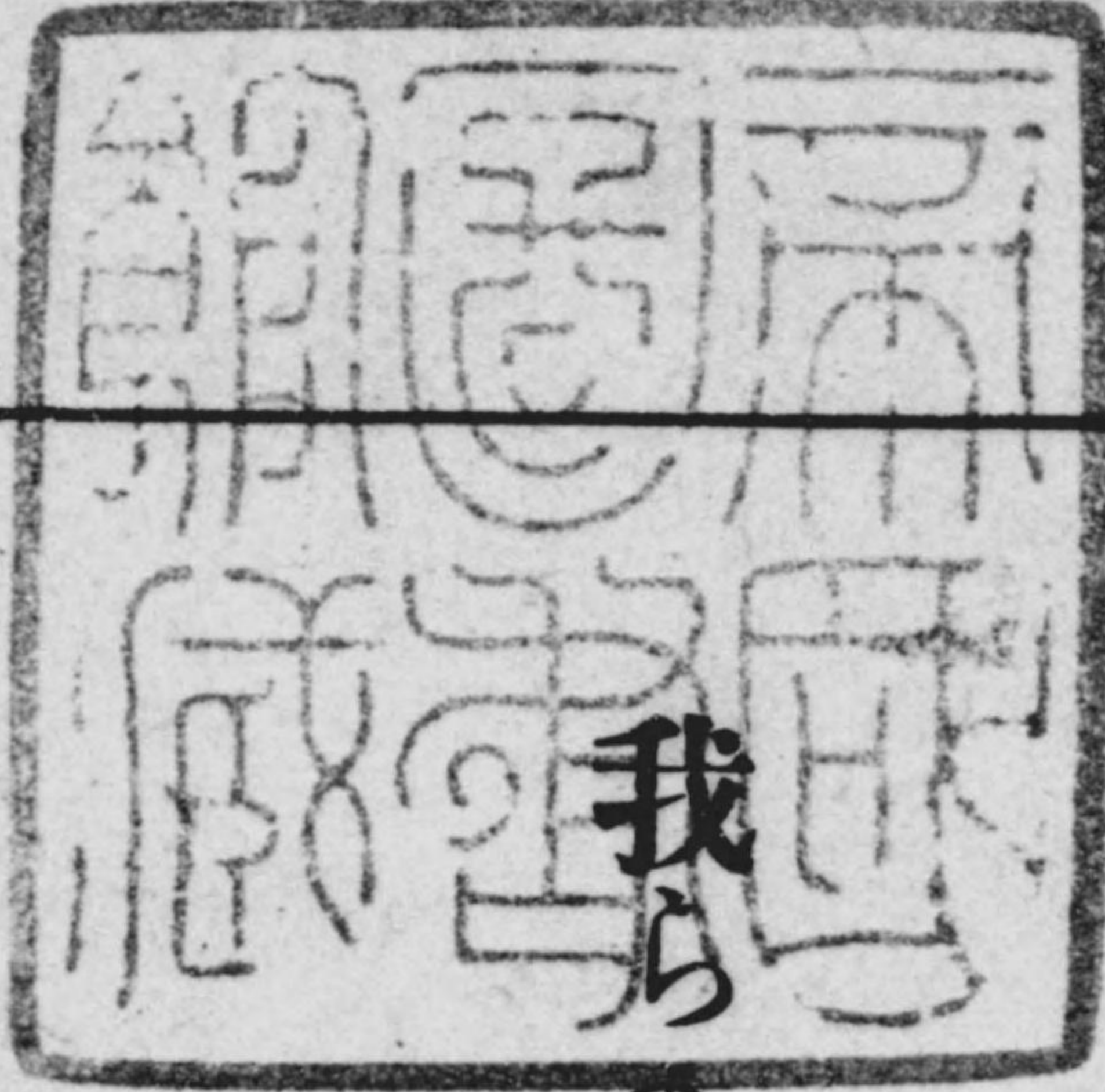
我らの生活は

どうなるか

東京内外書房發行

546

320.4
H812



報知新聞社政經部著

我らの生活はどうなるか

第七十六議會を通過した
戦時立法の解説と全條文



はしがき

未曾有の緊迫した國際情勢の下に開かれた第七十六議會は、『翼賛議會』としての一應の使命を果し、三月二日自然休會となつた。會期を餘す廿餘日、審議期間は僅か三十七日といふスピード振りであつた。

議會に對しては、政府の熱意にしても、議員側の態度にしてもいろんな非難がないではなかつた。しかし、舊態依然たる議會懸引きや、黨人根性からする舞臺裏の取引が一部で行はれたとしても、この議會のもつ歴史的重大性そのものを没却することは出来ない。即ち第七十六議會を通過した法案中には、國家總動員法の全面的改正、國防保安法を初めとする戦時非常立法、生産力擴充に關する重要立法、國民生活に關する社會立法等々、

見逃すことの出来ない諸案件が織込まれてゐたのである。

經濟體制が、時代の要求につれて變化發展すると共に、法律も亦國家社會の高次の要請に副ふて質的變化をなすことは、今更云ふまでもあるまい。『産業憲法』とも云ふ可き經濟新體制要綱は、既に昭和十五年十二月七日の閣議において決定されたのであるが、これに伴ふ法律の改正は、總動員法の全面的改正等に具現されつゝあるのもその一例と見てよい。今や明治以來の自由主義、個人主義を基底とした我國の立法は、たしかに本質的な變貌を示し、全體主義的性格を明かにしつゝあるやうに思はれる。言葉を換へて云へば、從來の自由主義、個人主義の思想を超克せんとする全體主義的政治理念は、必然的に舊來の法律體系を國防國家建設への線に、再編成しつゝあるのである。

では一體、經濟、産業、社會等各部門に亘る諸法律は、どう變貌しつゝあるのか。そしてまた國民生活の再編成にどんな影響を齎らしつゝあるのか。われ々は、こゝに顧る處あり、各部門を擔當する政經部員を動員して、第七十六議會通過の重要法案の平明なる解説を試み、更にタイ・佛印紛争調停會議の成功によつて確認されつゝある日本外交の躍進、世界情勢に即應せんとする國內政治の動向、等をも併せ集録し、日本の政治、經濟がどんな方向に再編成されつゝあるかを探討することとした。いささかでも、新たななる認識と、理解を深めるの資料として役立てば幸甚である。

昭和十六年三月三日

目次

序文……………四

第一章 國際情勢と國內政治の動向……………一

一、戦時議會は役割を果したか……………一

忘却された重大課題……………一

政治力の貧困を露呈……………四

局面打開の途は何か……………六

内閣の強化が先決……………七

外交政策の一段の強化……………八

國民總力を結集せよ……………一〇

二、大政翼賛會はどうなるか……………三

翼賛會と議會人の相剋性……………三

『議會新黨』水泡に歸す……………四

依然たる『黨派』を暴露……………六

翼賛會に迫力なし……………六

『性格問題』はどうなつたか……………三〇

翼賛會改組の方向……………三二

三、樞軸外交の躍進……………三四

日本外交の基調は何か……………二
 世界歴史を推進するもの……………六
 三國混合委員會の運用……………七
 支那事變處理の方策……………六
 『英米依存』より脱却……………元

米國の對日壓迫強化……………二
 對ソ問題はどうなるか……………三
 泰・佛印紛争調停の成功……………三
 大東亞共榮圈の確立……………七

第二章 經濟再編成の方向……………元

一、産業團體はどう運営されるか……………元

總動員十八條の發動……………元
 現行産業統制機構の缺點……………四
 統制團體と政府の關係……………三

統制團體の權限はどうなるか……………四
 指導者による一元的運用……………四

二、戦費と國內經濟力……………四

累増する戦費の重壓……………四
 文治豫算の性格……………三
 租稅收入はどの位あるか……………三

公債財源はどの位か……………五
 國民生活の消費規正……………五
 戦時財政今後の見透し……………五

第三章 經濟立法の戦時再編成……………六

法律體系の質的變貌……………六

全體主義理念の法律への滲透……………六

第三章 戦時非常立法の解説……………七

一、總動員法はどう改正されたか……………七

時局即應の畫期的強化……………七
 國民生活にどんな影響あるか……………七
 廣範圍な本法の構成……………七
 總動員物資・業務とは何か……………八
 どんな場合『臣民を徵用』するか……………八
 擴大された國民協力規定……………八
 勝手に解雇・轉業出來ず……………八
 勞働争議の禁止規定……………九
 強化された物資の統制……………九
 貿易はどう統制されるか……………九

物資の徵用はどんな場合か……………九
 『資金』にも全面的な統制……………九
 銀行豫金はどうなるか……………九
 不動産はどんな場合徵用されるか……………九
 舊所有者の保護規定……………九
 企業の整理合同命令……………九
 『産業團體』とはどんなものか……………九
 債務處理・課税の特例……………九
 物價統制の徹底化……………九
 新聞・出版物はどう取締られるか……………九

國民登録と技能者の養成……………一三五
官民提携の總動員準備……………一九三
助成及び損失補償規定……………一四一

罰則はどう適用されるか……………一四六
總動員審議會とはどんなものか……………一五九

四

二、畫期的な國防保安法の制定……………一六五

國防保安法は何故必要か……………一六五

どんな場合處罰されるか……………一七四

『國家機密』の意義……………一六八

各種謀異の取締り……………一七七

機密の範圍と限界……………一七一

犯罪捜査に強權附與……………一八〇

三、治安維持法改正の主眼……………一八四

思想國防確立の急務……………一八四

豫防拘禁制の新設……………一九三

重化された罰則規定……………一八六

どんな場合罰せられるか……………一九五

刑事手續はどう改正されたか……………一九〇

四、船舶保護法の非常時性……………二〇〇

船舶保護とはどんなものか……………二〇〇

集團護衛制の必要……………二〇一

五、兌換券制度の改革と爲替管理の改正……………二〇三

兌換銀行券條例の臨時特例……………二〇三

面目一新の外國爲替管理法……………二〇五

六、議員任期延長に関する法律……………二一〇

何故一年延期されたか……………二一〇

第四章 生産力擴充關係の立法……………二一四

一、鐵鋼・液體燃料・機械の増産計畫……………二一四

日鐵會社法の改正……………二一四

重要機械製造事業の許可制……………二一八

帝國石油會社法の制定……………二一六

二、日發會社法はどう改正されたか……………二二二

電力統制の缺陷是正……………二二三

電力管理今後の指針……………二二五

發送電の強化と配電管理……………二三三

三、食糧増産と農地開發法……………二三八

農地開發は目下の急務……………二三八

本法により米麥増産計畫……………二三二

四、蠶絲業統制法の重要性……………二三四

五

蠶絲業の一元統制……………	二四	繭・生絲の買賣價格について……………	二四二
本法の内容と議會の審議……………	二五	産繭計畫と桑園整理……………	二四四
何故輸出生絲を除外したか……………	二九	新機構に各業體をどう切替へるか……………	二四六
五、木材生産の計畫化……………			
木材統制法の骨子……………	二四八	事業の許可制と立木の統制……………	二五〇
六、米穀・木炭の需給調節……………			
米穀應急措置法はどう改正されたか……………	二五三	木炭配給の統制強化……………	二五五
……………	二五三		
七、交通・海運に新立法……………			
高速度交通營團とは何か……………	二五八	新機軸の東亞海運會社法……………	二六〇
第五章 國民生活に關する立法……………			
一、労働者に新たな福音……………			
労働者年金保險とはどんなものか……………	二六三	被保險者の範圍と種類……………	二六四

保險給付はどうなつてゐるか……………	二六六	保險料と國庫負擔……………	二六六
二、國民労働手帳法の制定……………			
労働者の適正な配置……………	二六九	どんな範圍に適用されるか……………	二八〇
三、中小商工業者の生活安定策……………			
國民厚生金庫法の使命……………	二七三	資産評價委員會の運営……………	二七八
どんな業務を行ふか……………	二七五	轉廢業者に資金の融通……………	二七九
四、國民貯蓄の奨励……………			
國民貯蓄組合の目的……………	二八三	切手貯金も再び開始……………	二八五
五、住宅難緩和の營團法……………			
住宅營團とはどんなものか……………	二八六	二十ヶ年で住宅分譲……………	二八八
健康的な住宅の提供……………	二八七	住宅營團の附屬事業……………	二九一
六、貸家組合法と醫療保護法……………			
貸家組合法とはどんなものか……………	二九三	醫療保護の範圍擴大……………	二九五

附 錄

第一、戰時非常立法

- 一、國家總動員法改正……………一
- 二、國防保安法……………四
- 三、治安維持法改正……………二
- 四、軍機保護法改正……………一九
- 五、船舶保護法……………三〇
- 六、衆議院議員ノ任期延長ニ關スル法律……………三
- 七、府縣會議員、市町村會議員等ノ任期延長ニ關スル法律……………三
- 八、外國爲替管理法改正……………三
- 九、輸出補償法改正……………三五
- 一〇、兌換銀行券條例ノ臨時特例ニ關スル法律……………三五
- 一一、朝鮮銀行及臺灣銀行法ノ臨時特例ニ關スル法律……………六

第二、生産力擴充關係の立法

- 一、重要機械製造事業法……………三七
- 二、工作機械製造事業法中改正法律……………四〇
- 三、日本製鐵株式會社法改正……………三九
- 四、帝國石油株式會社法……………四〇
- 五、帝國燃料興業株式會社法中改正……………四〇

- 法律……………四
- 六、人造石油製造事業法中改正法律……………四
- 七、日本發送電株式會社法改正……………四
- 八、農地開發法……………四七
- 九、蠶絲業統制法……………五七
- 一〇、木材統制法……………五五
- 一一、米穀應急措置法改正……………七三
- 一二、木炭需給調節特別會計法改正……………七三
- 一三、帝都高速度交通營團法……………七三
- 一四、東亞海運株式會社法……………七九
- 一五、樺太開發株式會社法……………八四

第三、國民生活に關する立法

- 一、勞働者年金保險法……………八
- 二、國民勞務手帳法……………一〇〇
- 三、國民更生金庫法……………一〇四
- 四、國民貯蓄組合法……………一〇九
- 五、醫療保護法……………一二三
- 六、住宅營團法……………一二六
- 七、貸家組合法……………一二三
- 八、借家法改正……………一二九
- 九、借地法改正……………一三〇
- 一〇、恩給法改正……………一三三
- 一一、郵便貯金法改正……………一三三

其ノ他ノ法律

- 一、委員會等ノ整理等ニ關スル法律……………一三三

一〇

二、刑法改正……………	一五	六、臺灣銀行法改正……………	一四三
三、日本勸業銀行法改正……………	一五	七、北海道拓殖銀行法改正……………	一四三
四、農工銀行法改正……………	一四	八、義務教育費國庫負擔法改正……………	一四三
五、朝鮮銀行法改正……………	一四		
第四、第七十六議會成立案件……………	一四		
第七十六議會ニ不提出トナツタ法案……………	一四		

第一章 國際情勢と國內政治の動向

一、戰時議會は役割を果したか

忘却された重大課題

支那事變第五年、未曾有の緊迫せる國際情勢下に開かれた第七十六議會は、大體豫定通りに三月二日で審議を終了し、實質的に閉幕となつた。政府は議會に臨むに當つて、國際情勢の緊迫化に鑑み、如何なる事態が招來されても、直にこれに全力を傾注し得るため、議會の會期短縮を要望した。これに對し、貴衆兩院ともその政府の態度を諒とし、審議促進に努力したのである。だから形式的には事變以來初めて戰時議會としての特異性を作つた譯である。しかしこの議會は、内容的には必ずしも戰時議會の役割を果したとは云へない。なぜなら日本の當面してゐる最大問題である事變處理について、議會は全く論議を行つてゐないし、曠古未曾有の國難來が呼號されながらも、議會からは何等の

時艱克服策も明らかにされてゐないからだ。議會はたゞ單に政府提出の豫算案と法律案に協賛しただけに過ぎない。

全く、政治的にいつて、議會政治の貧困を暴露し、國民としては、議會は最早何等建設的役割は果し得ないであらうかといふ失望をさへ感じてゐるかに見へる。これを更に突き込んで政治力の見地から見ると、議會は完全に政治力を喪失したとも云へやう。しかも議會を通じての政府の態度からは、政府自體に強い政治力があるとは見られない。また議會論戦によつて明らかにされた翼賛會の性格を見ると、翼賛會に高度の政治性があるといはれないし、今後翼賛會が現實的に強力な政治力をもち得るか否かすこぶる疑問である。

さうすると日本の政治力はどこにもないといふことになるのだ。しかも現にこの傾向は今議會の結論として展示されてをり、こゝに事變政治が依然として貧困を極めてゐる根本的理由がある。そこで政府にしても、議員にしても、いや一般國民にしてもが、議會を回顧するに當つては、戦時下の議會の政治性格、つまり議會と政治力の問題を再検討して見る必要がある。

この見地から政府の議會に對する態度は、濟し崩し的に當面を糊塗して行つた傾向が強い。たとへば政府は議會が一般質問を中止して戦時體制強化に關する決議案を可決したのに對して、選挙法改正

案を初め、豫定してゐた法案約四十件の議會提出を中止したのみならず、現議員の任期を一年延長する法案を提出するに至つたのである。だから丁度、議會が一般質問を中止し政府支持を明らかにした代償として、政府もそれに相當する態度を示したといふ結果になり、一種の闇取引をやつたやうな悪い印象を與へてゐる。

事實、この結末に達するまでには秋田拓相、金光厚相、風見章等が中心となり、前田米藏を初め議員俱樂部幹部連との間に裏面工作を行つた。しかもそのやり方は政治は操縦であるといふ舊い手法を使つたのである。議員の任期延長などは何も再開劈頭に決定する必要はなく、國際情勢がいよゝゝ最悪の事態に發展して來た時に手續をとつてもよかつたのである。だからなんといつても、政府が議會の圓滿乗切りのために取引をやつたことは否定出來ないし、この政府の傾向はその後の翼賛會問題についても示現された。それに政府は終始眞向から國難來を強調して出てゐるので、一面から見ると政府は時艱克服に關する政策實踐を行はなかつたからである。それといふのも半面においてかうした結果を見ると結果論的ではあるが、近衛首相が時艱克服に對して強い信念と成算とをもつてゐるか否か疑はしくなるのである。もつとも近衛首相は、去る一月二十七日の衆議院豫算總會で『事

變の責任は軍部の責任でも誰の責任でもなし、全く自分の責任である」旨卒直に所信を披瀝した。たしかにこの態度は好ましいことではあるが、政治はジエスチュアではどうにもならないものである。つまり政治の責任を自覺しての政策実践がなければ、實際政治上無意味であるのだ。だから近衛首相として政治の責任の所在を明らかにするならば、なぜ議會を通じて事變處理の具體的方針なり、更に廣い意味においては時艱克服の根本方針を國民に明らかにしなかつたか。これをなし得なかつたといふことは政府として無能性を展示したものであり、議會が低調を極めた一つの理由となつてゐると云へる。近衛首相を初め政府としては反省すべきであらう。

政治の貧困を露呈

議會がまた自らのもつ政治の責任を忘却したことも争へない。議會政治の本質論からいつて、時局が國難的重大様相を帯びて來てゐればある程、議會としては政治的に建設的役割を果さねばならぬ論理である。特に國際情勢が現實的に緊迫化を示して來てゐるのであるから、議會としてはこの國際情勢をあらゆる角度から検討し、政府をして對外局面打開の方向を誤らせないやうにすると同時に、一方國民に對して、日本としてとるべき國策方向を明確にする必要があつたのである。ところが議會は

國際危機の現實化に緊張と興奮を示しただけで、時艱克服はあげて政府に一任するの態度に出てゐる。

たとへば一月二十六日の衆議院豫算總會で、松岡外相は日米關係を述べた結論として、アメリカに對しては最早論すよりほか方法がない、しかもそれには一縷の望しかないといつたが、議會はこれをたゞ單に聴取したに過ぎない。だが外交の論理からいへば、論すよりほかないといふやうな外交はあり得ないのだ。なぜならば、外交といふものは最後の段階まで、あらゆる外交手段を盡すべきものであるからだ。そこで議會としては松岡外相の日米關係の實情闡明を契機とし、對米外交手段につき具體的に検討するのは勿論、廣く時艱克服策について論議を進展させて行く必要があつたのである。つまり端的にいへば、議會は何よりも時艱克服策の確立に論議の重點を置き、その確立を見るまでは全力をこの問題に傾注するといふ行き方をとるべきであつた。

事變以來の議會を回顧して、議會が國內的にあるひは對外的に建設的政策を確立し、時の政府を指導したといふ例は少ない。いつも議會の論議の結果は大乘的見地に立てば論理も飛躍するといふ醜態を演じてゐるのである。今期の議會もまたこの轍を踏んだ。特に外交問題となれば、從來議會は全く無能力を暴露し、それは政黨人が國際情勢の認識に缺けてゐるからであるとの觀念を生んでゐるし、その結果として翼賛議會の政治性格を確立するには選舉法の改正によつて議會の構成分子を質的に變

へる必要があることがはつきりしてゐる。この必要性は今議會の結論として一層痛切に感じられてゐる。いまにしてなほ議會も政府も政治の責任を自覺しなければ議會政治に對する國民の期待は全く失はれるであらう。

結局政府にしても、議員側にしても、七十六議會を通じて、政治力の貧困さを露呈したことは、遺憾ながら蔽ひ得ない事實であつたと見なければならぬ。

局面打開の途は何か

さて議會後の政局はどうかと云へば、時艱克服策の確立をめぐつて動いて行くだらう。現に政界の動きは既にこの氣色を示してをり、近衛首相は荻窪の荻外荘にあつて病床を出でた後の局面打開について靜かに構想を練つてゐるやうであつたが、三月五日久し振りに登壇するや、早くも政局の動きに活潑なものが見受けられた。實際政治の現状からいへば、今後の政局のポイントはこゝになければならぬ。なぜならば日本政治が直面してゐる最大問題は、曠古未曾有の國難打開であるが、議會中この問題が忘却された形となつてゐたからである。それで、當然近衛内閣としてはこの時艱克服策の確立に全力を傾注すべきである。もつとも政府は議會後に翼賛會改組を行ふ公約を與へてゐるので、當然

この改組を斷行しなければならぬが、國際情勢の緊迫化が一層深刻化して來てゐる現状からは、國內問題の處理よりは、むしろ國難來の對外局面を打開することが緊要とされるべきは想像に難くない。それならばこの時艱克服策の確立實踐は如何なる方向をたどるか、またたどらねばならぬかといふこととなるが、それには少くとも二つの面がある。

一つは、政策の見地からいつて時艱克服の具體案を立てることであり、いま一つは、その政策の確立實踐を行ふ意味から内閣に強力な政治力を持たせる方策を講ずること、つまり内閣の強化斷行以外ではあり得ないのである。

内閣の強化が先決

この意味からいつて、近衛首相としては先づ内閣の強化を斷行しなければならないのである。それといふのも、この内閣の強化は昨年暮から持越しの形となつてゐるからだ。近衛首相は昨年暮に内閣の改造を行つたが、更に一層の内閣強化について構想をめぐらしてゐたのである。しかしその構想が實を結ばない間に、議會に直面することになつたのと、新春とともに國際情勢が急激に緊迫化して來たので、國內的に動搖を起すことを避け、一時思ひ止つてゐた。だがその後國際情勢は多少ゆとりの

出來た形となつてゐるが、本質的には悪化の度を深めてをり、この現實に對處する上からは、一層内閣強化の必要が痛感されてゐる譯である。

かくて内閣強化の斷行は必至とされるが、その具體的な方法としては先づ無任所大臣、參議の補充、内閣自體に政治力を持たせる方策が考慮される。早くも政界の一部においては、内閣強化と翼賛會の改組とに關聯性を持たせ、近衛首相に進言してゐる者もあるやうだ。即ちこの案によると、平沼内相を再び無任所相とし、翼賛會の副總裁として専念せしめ、有馬事務總長を筆頭總務に廻し、有馬の後に前田米藏を据へ、その下に大麻唯男を總務局長として事務を總括せしめやうといふのであるが、これは所謂議會人側の虫のよい私案とも云ふべく、いづれにしても、かゝる翼賛會の改組との關聯性において内閣強化策を考慮するといふことはよくない。矢張り内閣の強化は、國難突破が可能なるだけの強力な政治力を政府に持たせるといふ嚴密な意味から考究されねばならぬ。人を動かすことを餘り輕々にすると、表面的には人材を揃へたやうに見えても、内質においては人の和を缺き、却つて内閣の弱體化を招來するからである。

内閣の強化策は、誰が見ても納得の行くやうに、政策實踐の見地から行ふべきものである。この點近衛首相としては十分に留意すべきであらう。

外交政策の一段の強化

政策的に時艱克服策を確立するといへば、一見、外交政策のやうに聞えるが、結局は現在のやうに國歩困難な段階においては、政治の問題に歸着するのである。勿論、外交は時艱克服の手段ではあるが、事變以來政治が貧困を極めてゐると同様に、外交もまた貧困を暴露してゐる。

たとへば最近の外交を見ると、霞ヶ關畑の出身者による廣田、有田、佐藤の八方美人外交によつても、霞ヶ關の行方不明は回復出來なかつた。また宇垣、野村の武人が登場しても、畫期的な外交實踐は行ひ得なかつた。特に野村の對ソ、對米兩政策を睨み合せての、いはゆる權謀外交によつても對ソ、對米何れの國交調整も行ひ得なかつた。つまりこれによつて、外交の貧困は如何なる政治性格を持つ人物が登場しても、舊い外交方略によつては、如何とも打開出來ないといふことが結論的になつてゐるのである。

そこで外交政策に限定してもこゝに新たな方式が作られねばならない。このことは現在、松岡外交が實踐段階に入つてゐるので、一層痛感されるのである。松岡外交の實體は、議會の論戰を通じて明らかにされた如く、本質的には日獨伊三國同盟を基調として運用されて行くことはいふまでもないが、こ

の樞軸強化を今後圖つて行くとともに、他面において日米關係の打開を狙つてゐるやうだ。そこで、彼の外交は一部からは『天秤外交』とか『二本建外交』とか陰口を叩かれるのである。もつとも現在モスコイにおいて駐ソ大使建川中將によつて行はれてゐる日ソ國交調整を加へると、三本建にもなるのであるが、樞軸強化とは全く對蹠的な敵性國家群の雄であるアメリカとの間に國交調整を行はんとするところに、いはゆる政治的によつて二本建と見られる筋がないではない。しかしこの二本建外交といふのは、見方によつては一種の權謀外交である。若し松岡がこの二本建外交を實踐する場合に、吐が出来てゐれば別だが、依然として舊い外交方略に基づいてやるとすれば、野村外交の轍を踏む危機が多分にある。だが、松岡外交が、泰・佛印紛争調停に成功し、更に彼自身の訪獨を轉機として、いよいよ樞軸外交の性格を明かにして來たことは、とかくの批判は別として、日本外交の前進と云つてよい。

國民の總力を結集せよ

外交も矢張り政治の問題に歸着する。端的によつて、外交の實踐にはそれを裏付けるだけの政治といふものがなければならぬ、即ち對外局面を打開するには先づ國內政治の貧困を打破する必要がある。従つて近衛内閣としては政策の果斷なる實踐によつて政治の貧困を打破するやう努力すべきである。

しかるに、この見地から近衛政治の動向を見ると、納得し難い點がある。それは近衛首は事變を起した責任者であり、事變政治が貧困を極める原因については、第一次近衛内閣の時の體驗を通じて、更にその後樞府議長として政治の機微にタッチしたことによつて、十分知り盡してゐる筈である。しかもその近衛首相が時局擔當の責任者として再び登場したのであるから、その間、政治の貧困を打破する成算を持つてゐなければならぬ筈である。また平沼内相も事變政治擔當の體驗を持つてをり、かつ平沼男程の政界の長老が、國際危機の現實化した際進んで入閣したのであるから、これまた時局打開に對して成算を持つて登場した筈である。この兩政治家が力を合せて、聯立内閣とかなんとかいはれながらも、國難來だけが呼號されて、國難突破の見透しがはつきりとしなはいふことは、何たることであらうか。

よろしく近衛内閣は政治の責任を自覺し、時艱克服策を確立すべきである。さうしてその方向は事變處理、南方政策、對米、對ソ政策等を睨み合せて世界政策の樹立を圖ることであり、それが確立されたら、それに基づき政治、經濟、軍事全般の姿勢を整へ、國民の總力を凝結し、國難打開に邁進する必要がある。蓋し近衛内閣によつてこれが出来るか否かといふことによつて、議會後政局の動向は決定されると見るべきであらう。

二、翼賛會はどうなるか

翼賛會と議會人の相剋性

第七十六翼賛議會は、完全に『翼賛會議會』として終つてしまつた。何が故に『翼賛會議會』になつたかについては、先づ第一に、外にこれといつて格好な揉合ひの材料がなかつたからだともいへる。即ち政府は學國一致の戦時議會體制が及ぼすべき對外的効果を重視した結果、衆議院議員俱樂部首脳部との内面工作によつて、選舉法改正案を初め經濟新體制確立のための産業團體法案や、配電管理に關する法律案など、今議會における『揉合ひ』のたねをことごとく不提出と決定してしまつた。

そしてたゞ一つ『翼賛會問題』が残つたので、これが、會期中にはどうしても一つはなくては濟まぬ騒ぎのたね、あるひは鬱憤の捌け口となつたとも見られるのであるが、同時にこの翼賛會問題は色々な點からして、舊政黨人にとつて最も重大な問題であり、もし選舉法その他の法案が提出されてゐたとしても、依然として『翼賛會議會』となつたであらうと思はれるのである。

ところで問題は新體制の發足に遡らねばならない、即ち昨年の近衛公の新體制運動が、廣田内閣末期におけるいはゆる荻窪會談を發端とし、その後消えては現れ、燃えんとしてはくすぶりながら續いて來た新黨運動の變質的結實であることは周知の通りである。有馬、風見、前田の動きによつて近衛公乗出となり、民政黨を殿りとして各派が解黨を斷行した際においても、近衛公の言明こそなけれ、各派としては當然に近衛新黨を豫期し、それに基づいての解黨であつたのである。しかるにも拘らず、生れ出たものは議會新黨とは似ても似つかぬ『大政翼賛會』なる得體の知れない代物であり、しかも彼等舊政黨人は『議會局』なる大部屋に、ワンサガールよろしく押込められたのであるから、彼等の憤慨するや蓋し當然であつたらう。

しかも翼賛會のなさんとする所は何であるか、それは新體制準備委員會における近衛聲明によれば『高度國防國家の基礎は強力なる國內體制にあるのであつて、こゝに政治、經濟、教育、文化等あらゆる國家國民生活の領域における新體制確立の要請があるのである』としてゐるが、更に進んで『かかる新體制に含まるゝものとしては、先づ國務と統帥との調和、政府部内の統合及び能率の強化、議會翼賛體制の確立等が擧げられなければならぬ』となし、結局『更に重要なものは、これ等の基底をなす萬民翼賛のいはゆる國民組織の確立である』と結論してゐる。

即ち近衛新體制運動は決して議會政治の否認ではあり得ないが、現在の如く完全に國民から遊離し去つてゐる議會政治を以てしては、國民の全部が國家の運命に熱烈なる關心を持ち得ないのは當然であるとして、新しい強力な國民組織の結成を呼び掛けてゐるのである。

このことは、畢竟するに、いはゆる『地盤』なるものゝ上に立脚してゐる舊政黨の根底を一應整理再編成して、そこに新しい議會政治を生み出さうとするものともいふべく、従つてそれは既成政黨の利害とは完全に相反するものでしかない。であるから正直のところ、翼賛會に賛成の者は、既成政黨の中には一人もゐないのは當然と云はねばならぬ。

『議會新黨』水泡に歸す

戰時態勢強化決議、重要法案不提出、議員の任期延長、施政演説への質問演説取止めによつてスタートした衆議院も、間もなく色々の動きを見せ始めた。眞先に動きを見せたのはいはゆる『帝國ホテル組』の一派であつた。即ち津雲國利(舊久原派)原惣兵衛(舊中島派)宮澤胤勇(舊民政派)等を中心とする一派は、かね／＼現内閣支持議員團の結成を企圖してゐたが、議會再開直後までに三百五十一名の賛成署名を得たので、一月二十四日夜帝國ホテルで第一回懇談會を開いた。出席者は二百十

三名で、三浦虎雄が開會の辭を述べ、小泉又次郎が座長となつて、島田俊雄の案文朗讀による現内閣支持鞭韃申合せを可決し、櫻井兵五郎、岡田忠彦、内田信也、山道襄一、清瀬一郎等が舉國一致、國難突破の激勵演説を行つてゐる。

この一派のそも／＼の目標は、最初は何と云つても近衛公を首班とする新黨の結成にあつた。彼等の新黨樹立への願望は甚だ熾烈なものがある。近衛新黨の夢にひかされてむざ／＼數十年の歴史を一擲して解黨をあたへてしたのだから、無理からぬ心情ではあらう。しかし肝腎の近衛公は、彼等の打診に對して再三に亘つて、極めて明瞭に『斷じて新黨總裁たらず』との意向を表明した。こゝにおいて、一時は中島新黨の空氣が濃化し、舊民政黨の少壯組も『町田よりは將來性があり、かつ軍資金の豊富な中島の方が集まりがいゝだらう』との形勢に傾いたのであつたが、かゝる舊勢力の離合集散的新黨に對しては、推進力方面において斷乎反對の意向なので、この動きも間もなく煙の如く消え去つてしまつた。この一派は前述の如く新黨を狙つたのであるから、翼賛會なる存在を面白く思はぬこと、もとより當然であつた。

しかし事態が右のやうな次第で情勢全く非となるや、彼等は急角度に方向轉換を始め、翼賛會にしてその性格が明瞭となり、憲法違反の疑ひを一掃して改組強化が斷行されるならば、政府要求の豫算

を興へ、かつ政治力を持たせて議會と一體となすべきであるとの意向が強くなつて來た。これは結果において議會人の翼賛會入りであり『議會人の翼賛會乗つ取り』であるとして、一部においては猛烈な反對の聲が起きたのであつた。しかし結局はこの一派が議員俱樂部の主流となり、前田その他の俱樂部首脳部と聯絡して、翼賛會豫算八百萬圓の無修正通過へと進んで行つた譯である。

次に山道襄一、簡牛凡夫、八角三郎等の無黨派、翼賛議會體制確立議員同志會がある。これは二百七十六名の賛成署名を得てゐたが、一月二十七日夜三信ビル東洋軒における第一回會合には立川平、未村正義、田中萬逸等約百名出席、戰時態勢強化決議の趣旨實行を申合せた。この一派はいはゞ純眞派とでもいふべく、翼賛會に對しても、専らその純化といふ點に重點を置くものであつた。

依然たる『黨派』を暴露

翼賛會問題に對し最も強硬なのはいはゆる中央亭組であつた。即ち衆議院における翼賛會攻撃の火の手は、豫算總會第三日目に起つた川崎克によつて先づ揚げられ、これに對する伊藤情報局總裁の反駁聲明に次で森田福市、杉浦武雄、石坂豊一の質問となり、更に一松定吉の執拗な喰下りで政府との正面衝突とならうとした時、島田俊雄の統一答辯要求の發言があつて問題は舞臺裏の工作に入つたの

であつたが、川崎克その他八十五名の代議士は、二月五日夜丸の内中央亭で地方議員團體有志聯合會を開き『大政翼賛會の性格は教化團體とし、その豫算も精動の範圍を出でざること』を申合せ、その後もしばしば同所に會合して結束を固め、最後まで豫算削減を叫び續けたのであつた。

即ち彼等は翼賛會豫算を含む昭和十六年度追加豫算案に對して、豫算總會、本會議を通じて修正案を提出して争ひ、また前年度の第二豫備金支出による補助についてもこれを承認せず、否決動議を提出して終幕實際の衆議院本會議に意外の堂々巡りを現出したのであつた。

この一派のいふ所、いはゆる自由主義的色彩が極めて濃厚であり、その議會至上絶對論の如き、既に現在の議會には完全に見切りをつけてゐる一般國民には、全く納得し得ないものであるが、その自己保存、現状維持の意欲において最も強烈であり、従つて最も赤裸々に、正直にその心情を表明したものであつた。なほ以上三者の外に赤松克麿、龜井貫一郎、肥田琢司、永山忠則等のいはゆる革新派の一派があり、翼賛會問題はこの意味において、無黨無派たる議員俱樂部の構成分子に對して、リトマス試験紙としての効果を發揮したとともに、更に四參議活躍の場において、無黨無派の薄い皮の下に完全に舊態依然たる各黨各派がそつくりそのまゝ生存を續けて來てゐたことをも、遺憾なく見せてくれたのであつた。

翼賛會に迫力なし

一八

大政翼賛會に對して心からの賛意を持つてゐないことは、すべての議員に共通であるが、前述の如く議員俱樂部の内部に色々の底流がうづ巻き、色々なグループが對立してゐたので、各質問者の發言内容も、ある者は『精動』とせよと叫び、ある者は『純化』せよと主張し、必ずしも同一ではなかつた。これに對する政府側の答辯は、二月八日の衆議院豫算總會における近衛首相の総合的答辯及びその後における平沼内相の代理答辯を綜合して見ると、大政翼賛會は治安警察法の規定する『公事結社』であつて、その取締を受け、従つて従來の政黨の如き政治行動はなし得ない、また、現在の翼賛會の機構組織には不備不完全のものがあるから、速かにこれが改組を斷行するし、人事の刷新についても十分慎重に考慮するといふ點に盡きるやうであつた。思ふに一般國民が新體制運動に全幅の賛意を表し、大政翼賛會の誕生に對して心からの拍手を送つたのは、一に新體制運動の必然性を認識し、その理念に共鳴したからであつて、必ずしも、現在の大政翼賛會の内容に對して同意してゐるものではない。

即ち一般國民は、中央亭組の連中の如く、自分たちの主義主張と一致しないものは、これをこと

ごとく『赤』か『社會主義』か『ナチス』かであるとして自己の立場を擁護せんとするものに對しては、輕蔑の氣持しか感じないのであり、大政翼賛運動の理念が危険思想であつて、翼賛會をこのまゝ發展させては國危しと叫ぶのを聞いては、苦笑を禁じ得ないのである。たゞ『東京會館に入つて見ても、何等の緊張感を感じ得ない、あれで果して國民を指導して行くことが出来るか』といふ點については、同感せざるを得ない。

今こゝで翼賛會首腦部の素質を云々するのではないが、先づ最も重要な構成分子たるべき『部員』たちである。急ごしらへの世帯のことではあり、種々雑多の人間の寄せ集めであることは止むを得ないが、甘きにつく蟻の如く、うまい汁と見れば轉々として各所を渡り歩いてゐる札つきの連中が、我々こそ翼賛運動の推進者であるといつた顔つきで、東京會館の一室にふんぞりかへり、月給袋を樂しんでゐるのを見ては、中央亭組でなくとも腹が立つのである。昭和維新を目指す大政翼賛運動の推進者たる翼賛會の役員、職員は、いふまでもなく、生命をかけて國事に奔走した明治維新の志士たちの心を心として進むのでなければならぬ。このことは機構の改革よりも、豫算の多寡よりも、何よりも重大なことではなければならない。

『性格問題』はどうなつたか

翼賛會を以て『公事結社』であると断じた政府の態度も甚だあいまいなものであつた。從來の政黨とは異なるから『政事結社』でないとするのはよい。しかし新しい時代のための新しい團體であり、これに適用すべき法規がないのであるから、當然に新しい法的基準を設けるべきであつて、政事結社でないから即ち公事結社であるとの一時逃れの安易な解釋によつて、萬民翼賛の一大國民運動を推進する機關が、つひに衛生組合など、同列の法的基準を與へられたといふことは、新體制運動に對する政府の熱意の程度を示すものでもあり、近衛公退陣後の翼賛會を想像して見ると、甚だ寒々としたものを感じる。

これでは踊らんとする國民の氣持もとみに沈降せざるを得ないではないか。もつとも近衛首相は、その綜合答辯において、大體新體制準備委員會におけると同様の理念を述べ、その高度の政治性を有するゆゑんを力説して

この大政翼賛運動の實効的な展開なくしては、今日の時艱克服の難事業は到底これを遂げることは出来ない。従つて政府は不退轉の決意を以てこの運動の育成發展に力を致すつもりである。

と強調し、また東條陸相は二月六日の衆議院豫算總會において

大政翼賛會の目指す所は近衛聲明において明瞭であるが、この精神は取りも直さず御聖勅の御精神に一致するものであり、従つて軍はこれを支持するものである。

と軍の態度を正式に議會に表明したのであつたが、翼賛會の性格を断じて公事結社であるとしたことは、新體制發足以來の進み方に、たしかに大きなカーヴを與へたといふことは否定出来ない。

翼賛會改組の方向

さて、兎に角政府は議會に對して上記のやうな三點の約束をしたのであり、翼賛會の改組、人事刷新は速かにこれを行ふと述べてゐるのであるが、これが具體化は議會閉會式後になるであらうことは明瞭である。先づ改組について、政策局と企畫局の合併は、既に議會開會前から政府と翼賛會との間に意見の一致を見てゐた所であり、そも／＼局長の數をふやすために、一局を無理に二局に分けたやうな感じもあつた所であるし、それに小畑企畫局長は前から辭意を表明してゐるのだから問題はな

い。議會局の廢止についても、一部には『貴族院部がやつと出來上つたばかりだに』との聲もあるが、近衛公は既に廢止の意向でその旨を有馬事務總長にも傳へてあり、一般にも異論はないので、こ

れも既に確定的である。

三二

政策立案に關する部局はこれを全廢せよとの議論もあるが、近衛首相の答辯の中にも『上意を下達し、下情を上通し、國策の樹立、遂行に關し國家機關に協力貢獻するの機能を發揮すべく、特に機構を整備し、その精神團結の強化と相まち、強力なる實踐を發揚せねばならぬ』と述べてゐる通り、政策樹立の機能は存續すること必然である。

また一部においては、現在の部局制度を全く清算して、問題別の委員會制度とせよとの意見も行はれてゐる。これは議會局の廢止によつて溢れ出る議會人を如何にして一人でも多く吸収しようかといふのであるが、結局の處、現在の部局制度には根本的な變革は行はれず、議會人を出来るだけ多數吸収する手段としては局參與の増員、部參與の新設、本部及び部に委員會の併置などが擧げられるのではないかと思はれる。

かゝる改組を以てしては、いはゆる精動化論者を満足せしめ得ないことはもとより、純化論者をも帝國ホテル組をも納得せしめ得るものではなく、議會側は擧げてこれを非難するであらうが、すべては議會終了後のことであり、翼賛會側は『議會人の乗込』に對して極力これを阻止しつゝ對峙し、八百萬圓に物をいはせて着々として下部組織の結成に邁進することになるであらう。

情勢かくの如くであるから、議會側も既に豫算は可決してしまつたものゝ、對翼賛會感情は決して良好ではあり得ない、特に最後まで頑張り通した中央亭組は、その後も根強い動きを見せ、進んで貴族院方面にも呼びかけ、横斷的に革新新陣營の結成を企圖してをり、これは延いて新黨的色彩を帯びる可能性があり、少くとも現在の議員俱樂部とは別個の議院内社交團體が生れ、こゝに議員俱樂部の分裂となるべきことは多分に豫想せられるのである。

この意味において、翼賛會問題は同時に議員俱樂部の問題であり、この底流は議會後もますます複雑熾烈となるであらう。また翼賛會の議會人吸収が如何なる形式において行はれるか、即ち各議員個人の思想傾向を基礎としてこれを吸収するか、あるひは舊各派の勢力均衡の上に立つてこれを行ふか、あるひはその中間を行くか、種々の態様が想像されるのであるが、そのいづれにしても議員俱樂部に投げかけるべき破紋は大きく、舊政黨の紐帶を切つて思想傾向を基礎とする同志的結合へ走らんとする情勢は次第に濃厚であり、翼賛會改組をめぐる動きは、國內政治情勢の動向に大きな關聯を持つ譯であり、その意味において深甚の注目を拂ふ必要があるのである。

三、樞軸外交の躍進

日本外交の基調は何か

『翼賛議會』と稱された第七十六議會では翼賛會問題に終始したかの印象を受け、重要法案として總動員法案等の審議があつたが、國內問題としては、これといつて取上ぐるに足るやうな收獲があつたやうにも思はれない。勿論政府が戦時下において緊急を要せざる選舉法の改正、産業團體法制定を取止めたがため、また審議促進の意味から羅列的一般質問を衆議院自ら取止めた等の理由もあつて、論議が舊議會の如く白熱した場面を展示すること少く、總じて低調化したことは否めない。かゝる議會論議の中でひとり外交論議だけが、一般的低調さの中からぬきんでゐたとは斷ぜられないが、外交論議に對する社會人の心構へ、また政府側の答辯における用意等において、從來の議會よりは面目を改め、豫期された以上の効果を擧げ得たことは、緊迫化する國際諸情勢の壓力によるとはいへ、一應の收獲といへよう。

しからば如何なる點において効果を擧げ得たかといふに、議場は從來兎角、外交失政の暴露場であり、當局者にとつては一時を糊塗するいひ逃れの場面の觀があつた。一國の外務大臣に對して『英國の東京支店長』といつた言葉が飛出したこと程左様に、我が從來の外交が低劣を極めてゐたともいへるが、そこには帝國議會が『國家意思發顯の窓』といつた對外宣傳の最も大いなる效能ある場所であるといふ認識が、朝野において缺くこと大であつた。

かゝる點大いに反省せしめられるのであるが、今期議會においては、これ等の點において政府に進んで協力し、また政府が積極的に議會の論議の善用を圖るべきことに意を致すやうに動いて來たことは喜ばしいことであらう。

松岡外相は再開議會劈頭の外交演説において

我が皇國外交の基調が、肇國の理想たる八紘一字の大精神に隨ひ、萬邦をしておの／＼その所を得せしむるにあり、昨秋九月締結せる日獨伊三國同盟の目標もかゝる大理念の貫徹にある。

と強調し、獨伊兩國は皇國が大東亞において新秩序を建設、その圏内において指導力を保有することを承認してゐる旨を述べてゐるが、大東亞圏の確立については圏内の各民族をしてその本然固有の姿に立返らしめ、共存共榮、いはゞ國際的に隣保互助の實を擧げ、以て世界大同の範を垂れんことを期

するにありとしてゐる。

世界歴史を推進するもの

従つてかゝる大理想完遂のために、亞歐の盟邦が三國同盟の義によつて、亞歐それ／＼の圈内にあつて指導的地位に立脚し、渾然一體となつて世界新秩序建設を目標とし強力なる提携をなすのは、世紀的偉觀と稱すべきである。三國同盟締結は我國にとつては、かつての日英同盟締結に比すべき重大なる外交方策であつて、その同盟條約の包含する玩味すべき深遠なる意義に至つては、到底日英同盟の比ではない。更に地域的にも亞歐を貫く廣汎なるもので規模の雄大なることは世界史上かつてその例を見ないのである。

獨英は今やその國家と民族の興亡を賭けた歐洲戰爭を遂行中であるが、三國同盟の締結により支那事變はまた歐洲戰爭とも有機的關聯を持ち、三國同盟の運用如何は日獨伊各國のみならず、既に本同盟に参加せるハンガリー、ルーマニア、スロヴァキア、ブリガリアの興亡にも至甚の影響をもたらすのである。世界史の輝ける推進も三國同盟國家の紐帶の強韌性如何によるといはねばならない。

三國混合委員會の運用

我國外交工作の基底をなすべき三國同盟の運用はどうなるのかと云ふに、この點については、まづ三國同盟の中樞機關である混合委員會が活動することになる。混合委員會の任務、運用については二月十七日衆議院豫算總會において佐藤洋之助の質問に對し松岡外相は次のやうに言明してゐる。即ち

- 一、三國同盟の中樞機關たる混合專門委員會は三種の委員會から成り、最高機關の構成は外務大臣並に他の二國の駐在大使、その下に軍事及び經濟の各委員會が隸屬する。これ等はいづれも東京、ベルリン、ローマに設置される。

- 一、そのうちでも經濟委員會は平時産業の三國提携緊密化の役割を果すもので、やがてはこれが國防の基礎の一部をなすものとしてこの點は特に重要視すべきである。

- 一、委員の任命はまだ決定を見ぬ分もあらうが、軍事關係委員の中には既にベルリン、ローマに赴いた者もあり、極力任命を急ぐ方針である。

等のが闡明され、三國同盟混合委員會は産業、經濟界の密接なる聯絡乃至協力が實效を擧げる上において必要であるとも述べられた。

支那事變處理の方策

二八

我國の外交路線を決定づけるものが、今や三國同盟であることは既に論のないところであるが、かかる外交路線の採用も現實的には、日本が當面し既に五星霜にも垂んとしてゐる支那事變の收拾乃至解決へ向けらるべきことは、當然といふより必然である。今期議會において日本が直面してゐる支那事變處理の問題に關して、建設的意見が聽かれなかつたのは、何としても本末を忘れたかの感があるが、これは事變が漸く長期化し、これに對する論戰も慢性的になつたためであつたとしたら重大である。政府は外相演説において

現内閣は成立以來蔣政權の反省を促し、汪氏を首班とせる南京政府との合流促進を企圖したのであるが、未だ蔣側には反省の色がなく、あへなき抗戰を續けてゐる。蔣政權内部抗爭の激化、物價騰貴、物資缺乏による民衆塗炭の苦惱にも拘らず、なほ『抗戰建國』を唱へてゐるのは、英米殊に米の援助に望みをかけてゐると共に、過去の行きが、よりにとらはれてゐるためである。

と斷じてゐるが、蔣政權の合流促進を明白に言明したのは、かつてないところで、政府の事變處理策は飽くまで蔣側が反省するまでは鐵槌を下すが、汪政權との合流は拒むものでない點を述べ、南京政

府を中央政府として、強化支援してゆく斷乎たる決意を有してゐることは松岡外相、東條陸相の答辯せるところである。

『英米依存』より脱却

松岡外相の議會答辯は極めて大膽率直であり、齒に衣を着せぬ表現なので、質問した議員の満足を買ふといふより、かへつてハラ／＼せしめる程の措辭であつた。

松岡が何故に、かくも大膽な發言をなし得たかは、彼の性格にもよるが、日本の外交國策が三國同盟締結を轉機として、その大本が確立されたことによるものと見てよい。圖太さにおいて敢へて松岡にひけを取らない有田前外相が、あれほど議會で追ひつめられ乍ら、なほ『水鳥外交』談義で、お茶をにごさざるを得なかつた當時と思ひ較べて、感深きものがないではない。

松岡が、あれほど大膽率直にものを云つた裏には、彼の自論が織込まれてゐたことも事實だ。松岡は繞舌であり、いはずもがなの點が多かつたとの批評の適否を別とし、御當人の言を借りるとあれでも手加減をすることであつたといふ。松岡に云はせると外交は大きな常識を出でないのだ。爲政者が秘密の小手先外交を弄し、事實を隠蔽してゐたのではその國の外交を國民は理解することは出來な

い。かくて眞の國民的協力を背景とせる力強い外交は生れない。従つて出来るだけ事の真相を國民の前にぶちまけることが國民の理解を深からしめるゆえんであり、また國論により修正さるべき點は、それが破綻を生じる以前において修正される。對外的にも日本の眞意を徹底せしめるためにはあらゆる機會、努力を傾くべきであるといふのが、松岡の持論の一端のやうである。

彼はこうした立場から、米國へ對しても、強く日本の立場を主張し、警告も與へてゐる。だから議會においても、窪井義道、鶴見祐輔氏等の質問に對し、米國要路の對日態度の誤謬を指摘すると共に、わが國の態度を明快に答辯してゐる。とくにハル長官の聲明に對しては徹底的な駁論を試み注目惹ひた。即ち外相はハル長官の滿洲事變は世界文明の破壊であり、東亞新秩序は日本の利益獨占を意味する云々の所論に對して『最早日米の間は言論の争ひをなすべき時でもあるまいが……』と前提し

(一) ハル長官の滿洲事件を以て世界文明破壊の第一歩となるは原因と結果を混淆した皮相の觀測であり

(二) 米國は東亞の新秩序建設に對して頭から理解しようせず、かくて我々は所信に邁進するの外ない

(三) 米國の對日親善は日本の大陸政策なり南方政策を投うつことが前提だといふのは到底出來ない相談である。

(四) 米國が日支間を割いて日本を牽制せんとする限り日米關係の改善は絶望である。と反駁の征矢を放つてゐる。こうした點からも容易に想像されるやうに、從來年毎に英米に氣兼ねしてゐた日本の外交は『英米依存』から脱却するの方向を明確にして來たのである。

米國の對日壓迫強化

太平洋をへだてた日米兩國關係が今日程險惡化し未曾有の危局感にあることはない。舊冬ルーズヴェルト大統領の『爐邊閑話』といひ、また去る一月六日の對議會一般教書、續くハル國務長官聲明といひ、米官邊の日獨伊三國攻撃は相當露骨といふより、眞劍になつて來たと云へる。

三國同盟締結以前には、たしかに米國の對日態度には、ゆとりがあつた、従つて多くは恫喝に非らざれば、牽制に過ぎないものであつたが、三國同盟以來米國の對日態度は眞劍となり、軍備も戰時即應の姿勢に變質して來たのである。即ち太平、大西兩洋作戰のため膨大なる軍事豫算を計上する外、ハワイに全艦隊の八割を常駐せしめ、艦隊の編成替を行ひ、知日派のリチャードソン司令長官を、ル

大統領の腹心キンメル少将(大将に昇級)に代へ、一方マニラへは、潜水艦、航空隊を増強し、アラスカ、カナダ、ハワイ、ニュージーランド、濠洲、グアム、フィリッピン、シンガポール等の太平洋據點を馬蹄型に連鎖し、英米合作による對日包圍陣計畫を進めるなど、大童の戦備を始め出した。

しかも經濟的には航空機用ガソリン、鐵鋼製品その他重要物資の輸出制限施行の上に二月三日以後更に、銅、眞鍮、青銅、亞鉛、ニッケル、炭酸加里等についても事實上の禁輸を行ひ、對日壓迫策に出でつゝある。我が野村大使は先にワシントンに着任し、ル大統領に信任状を捧呈隔意なき懇談を遂げてゐるが、現今の日米關係は野村大使とル大統領の個人的昵懇を以て改善すべくあまりに重大化してゐると見なければならぬ。

對ソ問題はどうか

次に對ソ問題はどうか——日ソの國交關係を律するバロメーターともいふべき日ソ漁業暫定條約は二月二十日深更に至り調印され、本條約締結のために日ソ混合委員會が設置され目下交渉中である。更に日ソ通商交渉についても二月十七日モスコイにおいて初會商が行はれる等日ソ間の國交關係は漸く改善の兆がある。

對ソ關係については三國同盟の規約中においても特に右同盟がソ聯に影響を及ぼすべきものでないゆえんを明記してあるが、大東亞共榮圈確立に邁進せんとする日本と、西歐に頭を向けてゐるソ聯とが、極東において相互摩擦を避け同調提携を圖るのは兩國にとつて利得があるのであり、日ソ問題は根本的問題に遡つての積極的外交施策が近く行はるべきことが期待される。松岡外相は議會においてソ聯にも國交調聖の意のあることを述べ、日ソ全面國交調整につき多大の暗示を與へたのである。

泰・佛印紛争調停の成功

泰、佛印國境紛争は、我國の即時停戰、居中調停の申入に従つて、一月廿八日停戰となり、東京における調停會議開催となり、去る二月七日以來、會談を續行すること、一ヶ月に及んだ。その間一進一退の経過を辿つたが、帝國政府の公正にして妥當な調停案を、泰は直ちに受諾、佛印側は最後まで逡巡したが、これも三月六日に至り全面的妥結に到達同日左の三國共同コミュニケを發表した。

日佛タイ三國共同コミュニケ 日本國政府の提示したる調停案は其主要なる點に付佛タイ兩國政府に依る同意成立せり、而して細目に關する殘餘の諸點は兩三日中に解決せらるる筈なり

かくて大東亞共榮圈における指導者をもつて任ずる我國の、初の居中調停の成功と云ふばかりでな

く、大東亞圈における靜謐化並びに、恒久平和確立の上に、不滅の金字塔を築いたものとして特記すべきものがある。

さきに歐洲においては、ブルガリアの三國同盟参加あり、樞軸外交の積極攻勢が展開されつゝある秋、今回の泰佛印紛争調停會議の成功は、極東における日本外交の凱歌としてこれが世界的、ことに今次會議の防害を企圖しつゝあつた第三國の動向に與へる影響は甚大なものがある。

大體英米は、泰、佛印の紛争勃發するや、自國に有利に展開せしめやうとして、一月上旬以來俄然佛印側の尻押をして、泰強壓の外交攻勢を試みるやうになつた。大東亞共榮圈の平和を期する我國として坐視するを許さざる情勢に立至つたのである。そこで我國は一月二十日泰、佛印側兩國へ對し即時停戰の勸告をなすと共に、居中調停の申入れを行つた。

日本の不退轉の決意をもつてする調停差出しに對し、狼狽したのは英國であり、米國である。イーデン英國外相は二月早々重光大使を通じ松岡外相に、『日本が強引に南進政策をとれば歐洲の戦火は直ちに極東へ飛火するぞ、とくと考へたらどうか』と云つた意味の申入れをした。これに對し松岡外相は、彼一流の持論である世界平和に對する希望を織込んだ回答をした。英議會ではこれを問題とし、英政府もまたこの回答を『日本の對英メツセージ』であると逆用して『極東危機説』と共に、たくみに



に日本牽制の宣傳の具に使つた。

これに呼應して米國でも、對日牽制の宣傳を盛んに放送、日本の調停工作を妨害しやうとした。今大綱みに當時の英米の動きを拾つて見ると次の通りである。

- 一、二月三日比島に米空軍、並びに潜水艦が増派された。
- 一、二月五日、英國がチモールと新契約を取行ふとの説が流布された。
- 一、英國が極東守備軍増強するとの報が傳へられた。
- 一、二月八日、南太平洋共同防衛問題に關し、ハリファックス英駐米大使はハル國務長官を訪問して協議した。
- 一、英、米、濠洲間に、シンガポール共同使用、濠洲、ニュージーランド諸港の給油施設、英自治領の飛行基地を米國へ供與する件案が噂された。
- 一、二月十二日米海軍顧問が濠洲へ派遣された。
- 一、二月十四日濠代理首相が、太平洋危機急迫を警告した。
- 一、二月十四日マレーへ印度兵派遣が報ぜられた。
- 一、二月十五日、濠洲臨時閣議が開催され、英極東軍司令官ブルック・ボバム大將もともに列席し

た。

三六

一、二月十七日、ワシントンで、英、米、濠、蘭代表の會談があつた（出席者英ハリファックス大使、濠ケーシー公使、蘭ルーソン公使）

一、二月十六日、英海軍はシンガポール港外へ機雷を敷設した。

一、二月十六日、米下院は基地強化案（グアム、サモア）を可決した。

一、英國は泰國境へ軍隊集駐を放送する一方、泰の市場攪亂を試み、執拗な泰壓迫を試みた。

こうした英米必死の聯合外交攻勢が続けられた。巧妙な英米の宣傳戦だけを見てみると、日本の外交が鼻を挫かれたかの印象を與へたのであるが、外交や宣傳は不手でも、實力と、決意はどうすることも出来ない。最初は佛印側も多分に、英米の支援を後楯とし、日本の實力と決意を過少評價してゐたやうだが、ついに大乘的立場から、我が調停の妥當性を認め、これを全面的に受諾するに至つたのである。

日本外交の成功は當然のことであるが、これを一面からすれば、英米の極東における實勢力は、宣傳ほどに強力なものでなく、準備にしても、未だ日本の決意を阻止し得る爲のものでないことを暴露したことになるのである。英米の焦燥推して知るべしである。

大東亞共榮圈の確立

大東亞共榮圈の確立は八紘一字の精神を世界に光被せんとする日本の大東亞地域における共存共榮の理想圈確立を意味し、今や我々日本國民の共通理念となつてゐる。蘭印、佛印、タイ等は、地理的情勢そのの上より見るも我國と緊密不可分の關係にあるべきで、從來これを阻害し來つた事態の改善乃至排除につとむべきは當然である。

日本が泰佛印國境紛争に對し居中調停に立つたのも大東亞に隣保互助の關係を設定し、大東亞の靜謐化を圖り、恒久平和の確立を祈念するがために外ならない。東京における調停會議が日本の調停案を容れ關係國の合意成立を見たのはこの意味において慶すべきことである。

蘭印には昨秋小林商相派遣に次で芳澤元外相が帝國代表として赴き、石澤バタヴィア總領事がこれを輔佐し石油交渉その他に關し折衝を繼續してゐる、松岡外相は大東亞共榮圈の確立には日支國民の決心が必要であり、これが成否は力の外交に待つと述べてゐるが、國民の決心が外國に映するやうでなければ確りした外交は出来ぬのであり、かゝる觀點よりして國內の一體化、強力なる團結が外交促進の上からも緊切に要望される。

三七

かゝる動亂激變の國際危局にあつては、外交も内治も密接なる相關々係に立つべきであつて、國家の指導者は異常なる決意の下に必要な場合瞬時といへども遲滞なき明斷を下すべきである。これがまた國民の支持を得るゆゑんでもあり積極外交推進の動力でもある。

第二章 經濟再編成の方向

一、産業團體はどう運営されるか

總動員法十八條の發動

昨年十二月七日閣議で決定した經濟新體制要綱は、革新派、現状派の對立的論議の中心であつたが、これは『産業憲法』とも云ふべき性質をもつたもので經濟再編成への方向を示唆するものであつた。この要綱において『産業團體』の新機構と、運営は最も注目される處であるが、昨年来わが國産業界が異常なる關心を寄せてゐた。産業團體法案は遂に去る一月二十二日夜の臨時閣議において正式に不提案と決定された。もつともこの法案は當日迄に政府部内において最終的審議を了して居らず、且つその立法の趣旨も平戰兩時に跨つて體系的に、全産業分野の再編成再組織を行はんとする立前上、今日對米關係をめぐつて緊迫化して來た戰時體制強化と、直接關係を有たぬといふ見解から提案見合

せとなつたものである。

四〇

しかるに政府は、一方に國家總動員法の改正を行ひ、その第十八條（別稿改正總動員法解説参照）の發動によつて産業團體法の目的を達せんとする意圖を有してゐる。このことは當時商工省が發表した當局談の一部にも現はれてゐる、即ち「……かやうな見地に立つて重要産業部門において逐次戰時經濟遂行の機構をととのへることは、今日の場合少くとも最小限度の時局的要請と考へるが故に、この限度においては今回改正せらるべき總動員法の基本條項を適時活用することは、けだし當然の事柄と考へる次第である」といふのがそれである。従つてこの四月か五月頃には總動員法第十八條の發動による産業團體統制令（假稱）の如き勅令の出ることは殆んど必至と見るべきで、これによつて政府は鐵鋼、石炭、セメント等各重要物資別の統制令を設立せしめると共にその指導者に法的根據による權限を附與し、生産力擴充の全般的推進を企圖せんとするものであることは明瞭である。總動員法第十八條の發動によつて、當初單行法として盛り込まれてゐた内容の主要部分は大部分その目的を達し得ることになるのであるが、ただ經濟ブロックによる地方經濟會議所の如き制度を設けることについては總動員法においては規定し得ないだけである。

そこで、産業團體法の目的とか法的構成の内容が當初如何に考へられてゐたか、といふことが問題

になつて來るのであるが、前述の如くこれは原案の終局的審議も了してゐないものであるから、大體の狙ひとするところを去る一月十八日重要産業統制團體協議會の招請によつて商工省推名總務局長が口演したその内容の中から拾つて見やう。

現行産業統制機構の缺點

現在わが國の戰時經濟は組合制度を骨子として動いてゐる、しかしながらこの組合制度は公益性に乏しい。この組合制度は既存の業界の大多數の利害問題から出發する、従つてその利益を相互に防衛し合ひまた共に向上する點に基調を置いてゐるため、組合の編成、役員の選任その他日々の事業運行が總てその方向によつて進められてゐる。ところが今日の如き戰時下においては國そのものの産業經濟界に對する要求が別に出て來てゐる、つまり大きな戰時消耗や國防計畫樹立といふ大見地から、各部門の産業界に對して國が強い要求をもつて向つて來る、かうした際に相互扶助を立前とする組合主義ではとうていやつて行けない、これらを時局が要請するところの公益性に基く團體に改編して最高能率を發揮させねばならぬ。第二の缺陷は綜合性の缺如である、それは今日の各種統制機構は繼ぎはぎであつて綜合的有機的にそれが編成されてゐないためである。たとへて言へば一つの機械を作るに

しても鐵が間に合つたが銅が間に合はぬとか、鐵も銅もあるが僅かのニッケルの配給が遅れたために三月も半年も機械が動かぬといふ事例の多いことでも判る。従つてこれらを有機的に綜合化する必要があると共に、整然とした指導力をそれに及ぼして國策の動向に向つて業界を指導する必要があるが、これは業界の實情に通じた且つ實行力に富んだ指導者に待たなくてはならぬ。

統制團體と政府の關係

新しく設立される産業統制體と政府とが如何なる關係に立ち、如何に運営さるべきかについては指導者原理制に基き、すべて具體的な實行については指導者に一任さるべきである。政府は各重要物資別に大綱を決定してその必要數量や品質等について統制團體に要求することになると共に、果してそれが指導者によつてうまく運営されてゆくかどうか、を檢察する考査的機能をもつて臨む、また指導者原理制の缺點である科學性を補ふために指導者のもとに事務局を設け、これに官民より有能なる人材を拉し來つて調査企劃に参加せしめるが、特に事務局が種々なる統制事務の中核的推進體となる關係上、その人事についても官民交流を斷行したき意向である。

統制團體の權限はどうなるか

而してこの統制團體とその指導者にどの程度の權限を委託することになるのか、この點が最も問題點となるのである。産業團體立法案當初の心組としては、業界の技術或は經營のあらゆる事項に互つてこれを調査し得る權限を持たすことが第一點で、更に物資の生産に必要な主材料及び副材料等一切の配給權を移讓することも絶対に必要である。少くともこの二點は法的根據による權能として認めなくてはならない、それから國家が決めた大綱に基く製品配給についての實施計畫の遂行も當然この團體に委任されることとなる。その他價格の決定に當つてもこれら業種別團體の確立整備によつて自ら今日の機構方式も變革される譯である、かやうに統制團體並に指導者が各方面に權能を持ち實力を行使し得ることになれば、技術の共用、技術公開の問題或は企業能率や經理問題についても相當の効果をあげる力が籠つて來るし、また法律條文も明瞭にこの點を掲げることにしてゐる。

その他統制團體の内部組織については、大きな企業が存在する部門においてはその企業が單獨に加盟するし、地域的に多數の業者が集つてゐる場合には一應組合を構成してその組合が一つのユニットとして加盟するやうな形式とする。指導者の任命についても業界の意志を反映させる立前からまづ銓

衡委員を指名し、その銓衡委員の推薦によつて政府がこれを任命するといふ段取になる、指導者以外の役員については一切人選をその指導者に任せる政府はたゞそれを認可するに止まる、なほ經費は今の商工會議所と同じ様に徴収するがこれは強制加入の強制徴収といふ譯である。

指導者による一元的運用

以上が大體當初産業團體法に盛り込まるべき心組の骨格である、この程度の考へ方についてはもとより産業界方面でも異存のないところで、たゞ下部組織等の具體的な細目について中流以下の業者が異常な關心を寄せてゐたのであつたが、その點は明瞭でないため中小業者對策とこの統制團體との關係がどのやうに解決されてゆくのか、大體の方向は判るとしてもその一線を劃する、その限度が浮び上つて來ない譯である。

しかし乍ら、一方民間側においても自主的見地から政府の法案不提出に拘はらず、既に鐵鋼、セメント兩部門においては統制會が結成され、續いて石炭、機械、化學、金屬等の各重要物資別の統制會も着々とその胎動を見せつゝある。民間側としてはさきに政府が決定した經濟新體制確立要綱に基いてあくまでも生産配給等の具體的計畫についての自主的遂行に重點を置いて政府に協力せんとする態

勢を示してゐるが、この民間側の産業統制團體の機能強化の考へ方が即ち去る二月廿六日商工、大藏、逓信三省並に貴衆兩院に提出建議された『協議會案』の行き方であるとも言へる。即ち産業統制團體機構の整備に當つては、その具有すべき基本的、共通的な諸機構を法規中に明記すべし、といふ要望によつて作製された協議會案の内容は

一、政府に對する協力體としての機能

まづ計畫機能としては政府の生産擴充計畫や物動計畫、その他の産業計畫に當つてこれを現實に即せしむるやうに協力する、と共に右計畫に基き企業の新設、擴張及び合併等についてこれが適否を審査して政府の諮問に答ふること、即ち現行の資金調整法の運用上に民間側の參與を可能ならしむる等起業審査の機能を持たねばならぬ。更に價格に對する機能としては製品の適正價格を調査し、または所要資材の品質と價格について他産業と協議して政府の物價政策遂行上産業値段の設定等の諮問機關たらしむることが必要である。

二、具體的實施計畫樹立遂行に關する機能

指導者原理の確立を第一に擧げてゐる、産業統制團體は理事者指導のもとに一元的に運用しなければならぬ、そのためには會員に對し實施計畫の遂行を命じ得るやうな命令機能が必要である。その他

の主要機能を個條書にする

(1) 生産指導、監督機能：…技術の向上、能率の増進、規格の統一、適合品の生産、經理の改善等に關して會員の指導監督をなすこと

(2) 資材、勞務、資金充足の機能：…實施計畫に必要な資材、勞務、資金の充足を圖ること

(3) 調査、査定機能：…會員の生産費、利潤その他必要事項の調査、査定をなすこと

(4) 配給機能：…製品の配給計畫を樹立し政府に協力してこれが圓滑なる實施を圖ること

(5) 罰則に關する規定：…會員に對する罰則規定を具備すること

以上の二項目については重要産業統制團體協議會の加盟團體たる鐵鋼、石炭、電気、セメント、瓦斯、石油、機械、金屬の十産業の實際家の意見を十分取り入れてゐるのみならず他産業との連繫方式等にも考慮を加へ實行性あるものたらしめんとしてゐることは從來の諸案と異なるが、これとも目下のところ民間の一試案に過ぎず、今後各産業統制會の結成を見るに當つて、政府によつてこの方式が採用されるかどうかは未定である。鐵鋼、石炭、セメント等の如く所屬業者の數も少く、業界の事情もさして複雑でない部門については自主的機能においても充分統制團體としての目的を達し得るが、金屬、化學、機械等の業者等に業界の事情も千差萬別の産業についてはそれ／＼その特殊性に

應じた統制會の方式を必要とすることは當然で、今後政府及び民間の所謂官民協力體が如何に結成され運営されるかは、我國生産力擴充と至大の關係を持つが、その行き方、狙ひについては既に官民略その趣きを一にしてゐるところである、たゞ民間産業團體の改編に伴つて政府としてもこれに對應する行政機構の改革は何んとしても必要である。

一、戦費と国内経済力

累増する戦費の重圧

支那事變を遂行すること既に滿五年のことであるから、戦費が相当尨大なものに成るのは當然なことである。しかも國際情勢を一寸考へて見たゞけでも、支那事變遂行といふ單なる問題ではなく、凡ゆる場合に備へて軍備の充實をはからなければならぬのが日本が現に置かれて國際的な運命線である。

この運命線を數字に現はしたのが戦時豫算であるが、十六年度の一般會計本豫算額は、六十八億六千三百餘萬圓であり、同追加豫算額は十一億三千百餘萬圓であつて、合計すると一般會計豫算だけで、七十九億九千五百餘萬圓の尨大なものとなつてゐる。而してこの内陸海軍費を取上げて見ると、本豫算及び追加豫算分を含めて各計三十二億四千萬圓の巨額に達し、約四割を占めてゐる。この他準軍事費と見做されるものを含めるとその比率は著るしく増加することは明らかである。

ところで、一般會計本豫算における戦費の額が全體の四割以上も占めてゐる丈けでなく、更に尨大な戦時豫算の中樞たる臨時軍事費追加額なるものが戦費の總額をぐつと増してゐるのである。即ち第七十六議會で成立を見た臨第一號の十億圓と臨第二號の四十八億八千萬圓、合計して五十八億八千萬圓といふ大きな額が一般會計に於ける軍事費に附加されるのであるから、大體に言ふて昭和十六年度中に使はるべき軍事費の合計は九十一億二千萬圓といふ正に百億軍事費を現出してゐるのである。

更に注意しなければならないことは、以上述べて來た一般會計と臨時軍事費特別會計とに現はれた軍事費以外に、豫算外契約をなすことの出来る額が十五億七千萬圓あることである。勿論この額は十六年度中に使はるべきものではなく、單に發注を成すことの出来るものであるが、必要な場合には十六年度内に注文を成し翌年度に至つて支拂ひを行ふことが出来るものであるから、考へやうによつてはこれも亦十六年度の軍事費に包含しても良い性質のものである。

とすれば十六年度の軍事費は先に上げた九十一億二千萬圓にこの額を加へて實に百六億九千萬圓といふ大きな額になるわけである。

財政當局では十五億七千萬圓は豫算外國庫負擔となるべき契約をなすを要するの件にして直接十六年度に使用すべき額ではなく、萬一の場合を考慮して、軍事費として使ひ得る道を講じたゞけである。

から、それを十六年度の豫算額として計算するのは酷だといふ。又臨第一號の十億圓といふ軍事費は十五年度の物動計畫に依つたもので、十六年度の物動計畫とは何等關係も無いのであるから、これまた十六年度の軍事費の中に附け加へることは當を得たものではないといふ。

財政當局の言をその儘信用するとしても今後一ケ年間に使用さるべき軍事費の總額は十五年度とか十六年度といふ年度別のはつきりした額は別として、ともかく百億を突破することが極めて明白であり、これが各方面に及ぼす影響は輕々に論ずることは許されないことである。

文治豫算の性格

さて軍事費が今日の豫算において占める比率が如何に大きなものであるかは以上によつて明らかとなつたが、軍事費を除く各省豫算の性格は如何だらう。文治各省の豫算に現はれた傾向を見るに、これまた軍事費による國防國家完成への道を圓滑化するための経費が主たる部分を占めてゐる。勿論國民生活の安定をはかるための経費もあるが、例へば中小商工業に對する轉廢業資金、低物價政策堅持のために要する経費等幾多の政府の方針が豫算の内に現はれてゐる。しかしながら最も顯著な傾向は軍事能力増進といふことである。

即ち科學の振興に關する経費、生産力擴充に關する経費、經濟統制に關する経費、貿易の振興に關する経費、海運の振興に關する経費、民間航空の振興に關する経費等々、何れを取上げて見ても、國防的見地から或は高度國防國家を建設するといふ眼目から出發してゐないものはないのである。また内務省關係の土木費でも亦鐵道省、遞信省の豫算においても何れも如何にすれば少ない豫算をもつて國防力増進の最大能力を發揮し得るかの見地から出發してゐるのである。従つて文治各省豫算と言つても準軍事費に相當するものであることは極めて明らかである。

この文治各省豫算の軍事費的性格は、軍事費の膨脹と共に必然的に増加することは誰にでも分ることである。即ち尨大な軍需に應ずるためには生産力の擴充が無ければならぬし、又輸送の點から見ても尨大な軍需品を戰地に送るためには尨大な輸送機關を必要とするに至るからである。この結果文治各省の不急不要な事業費に對して大斧鉞を加へるといふ豫算編成上の大方針を以て財政當局が豫算の編成に當つたにも拘らず、文治省豫算においては現在の額以上に壓縮することは相當の困難がある。文治各省の豫算を壓縮して戰時豫算の膨脹化を防止せよといふ財政家の聲は現在の戰時豫算における文治各省豫算の内容を知るならば、それが殆んど無意味であることが分るであらう。

と言つたからとて決して文治各省豫算が時局にとつて必要缺く可からざる経費に留めてあるといふ

意味ではない。勿論その中には時局便乗的なものもあり、補助費の如きには幾多検討を加ふべき點が存在してゐるのである。然しながら時局便乗的な経費を削り、補助費の整理を行つたところで文治各省豫算が軍事費に逆行して減少傾向を辿ることは絶対に不可能であると言はねばならない。

租税収入はどの位あるか

軍事費の増加と共に文治各省豫算の増加することは以上に依つて明らかとなつたが、軍事費が大きい限り、即ち支那事變が終了しない限り、或は現在の如き緊迫した國際情勢が解消せざる限り尨大豫算は年々編成されて行くことは火を見るより明らかである。しかして現在の情勢からすれば支那事變も國際的緊迫情勢も此處二・三年の内には解決しないのであるから、日本の戦時豫算は多くなるとも少くなることは無いと見て良いであらう。

ところで、戦費が幾ら大きくなつても、これを賄ふところの税収及税外収入が年々大きくなり、その膨脹率が戦費に匹敵することが出来るならば、何等財政に不安はないわけである。然しながら租税収入には一定の限度がある。止まるところを知らない戦費の足には到底追いつけないのだ。言ふ迄も無く租税収入は年々増加してゐる。増税をやらなくとも或る程度の自然増収といふものは經濟界が通

常の發展を遂げてゐる間は確實に見込み得るものである。然も戦時に際して屢々増税を成して來たのであるから支那事變前に比して日本の租税収入はそれだけをとつて見れば驚くべき程の増加を示してゐるのである。ところが戦費の方が餘りに駈け足的に大きくなつたので、税収は尨大豫算に比べて非常に小さな存在に見えるのも止む得ない。

さて十六年度豫算における税収がどの位に見積られてゐるかを検討し、それが豫算に占める比率について簡単に記して見やう。

昭和十六年度豫算に計上されてゐる租税収入の總額は經常、臨時の各部を合せて三十六億九千餘萬圓となつており、これを前年度豫算額に比較して見ると五億二千六百餘萬圓の増加となつてゐる。此の内前年度の税制改正に基く分が千九百餘萬圓で、自然増収等に屬する分が四億三千四百餘萬圓となつてゐる。ところで昭和十五年度の税収決算見込額は三十五億五千餘萬圓となつてゐるので、十六年度の税収豫算額には殆んど自然増収といふものが見込まれてゐないことが分る。これは十五年度の税制改革が十六年度において平年度化するので、大體の見透しが各種の税について出来ること、各種經濟統制によつて一部の税収が減少すること等がこれ又見込まれるので、自然増収を過度に見積ることには財政當局としては充分慎まなければならぬので當然のことであらう。現在の經濟界の實情からす

れば自然増収を三億とか四億見込むことは危険と言はなければならない。むしろ跛行景氣による或種の稅收減に依つて稅收豫算額が多少でも下廻るのではないかとさへ言ふ論者もある位である。

この租稅收入が一般會計豫算において如何なる地位を占めてゐるであらうか。一般會計豫算は前述の如く本豫算において六十八億六千餘萬圓であるから、その五割四分弱が租稅收入によつて賄はれることが伺はれる。然しながら一般會計の本豫算と追加豫算とを合計したものは七十九億九千五百餘萬圓であるから、この内租稅收入の占める割合は四割六分強となるわけである。これは何を意味するかと言ふと、租稅收入だけでは本豫算の半分しか賄へないといふことであり、他の半分は別の財源をもつて支辨しなければならぬといふことである。

假に稅以外の收入を租稅收入と同様に取扱つて見ると稅收及稅外收入の總合計は四十九億三百萬圓となつてゐるので、一般會計豫算總額の七十九億九千五百餘萬圓に對して七割四分強を賄ふことが出来るわけである。然しながら逆に言つて見ると、稅收入及稅外收入を全部合せて見ても一般會計における豫算額を賄ひ切れないのみならず、尙三十億六千五百萬圓といふものは他の方法で賄はなければならないのである。

一般會計における軍事費は陸海軍合せて三十二億四千萬圓となつてゐるが、この陸海軍費を一般會

計豫算から差引いた残りの經費については漸くにして稅收及稅外收入に依つて賄ひ得るといふ状態である。これを以てすれば如何に十六年度の豫算が大ききものであるかと伺はれるであらう。

公債財源はどの位か

豫算が稅收及稅外收入によつて賄はれる部分が極めて僅かであることは明瞭になつたが、さて普通歳入で賄ひ切れない他の歳出は一體何によつて賄つて行かなくてはならないのだらうかと此處でわざ／＼問題を提起する迄もなく、公債に財源を求めなければならぬのだ。勿論政府が管理してゐる官有財産を民間に賣却して、それで得た資金をもつて老大な豫算の歳出に當てるといふことも考へられ、議會でも屢々この話が出たが、政府はこれに手をつけるとは絶対に言明してゐないし、又其の計畫を持つてゐるとも考へられない。其處で結局は公債發行といふことも容易な方法をもつて老大な豫算の賄ひをするわけであるが、十六年度豫算に於ける公債財源は如何程になつてゐるかといふと、これ又未曾有の巨額なものである。

その額は一般會計特別會計合せて實に七十五億七千四百餘萬圓であるが、前にも觸れた如く臨第一號として計上されてゐる十億圓の臨時軍事費は財源が殆んど公債であるから、これを假に加へて見る

と八十五億圓を突破する甚大な公債發行計畫が現はれるわけである。此れを大體一年間に消化して行かなくてはならないのであるから財政當局者の苦心は一通りではないし、又これが各方面に與へる影響は並ならぬものがあるのである。

公債消化の問題に入る前に此處で公債の内容について簡単に述べておこう。先づ臨時軍事費を賄ふものは勿論公債であるが、一般會計豫算における歳入不足を補填する所謂赤字公債は本豫算の分と追加豫算の分とを合計して二十九億八千三百餘萬圓となつてゐる。此れを前年度の十八億八千九百餘萬圓に比較して見ると十億九千四百餘萬圓の増加となつてゐるわけである。

既に事變以來十五年度の豫算迄に事變公債として百四十四億八千七百餘萬圓の發行を行つて來たが（多少の未發行分を残してゐる）更に七十六議會に於て協賛された臨時軍事費の追加額の内四十九億七千四百餘萬圓を公債によつて支辨することになつてゐるので、事變公債の額は此處一年で百九十四億六千餘萬といふ大きな額になるわけである。

國民生活の消費規正

約二百億の國債を背負つており、それに對する利息を拂ひながら、更に新規な公債を年々巨額に發

行して行かなければならない財政當局にとつて公債消化の問題は最も重大な問題である。この消化が圓滑に行かないことは凡ゆる方面に破綻を來たす懼れがあるので萬全の策を採らねばならないのであるが、河田藏相はその對策を果して持ち合せてゐるであらうか。河田藏相は公債消化の最善策は貯蓄の奨励であるといふ。彼に言はせると貯蓄を増加させることは最も平易なやうであるが、その効果は極めて多きいといふのである。かくて十五年度における貯蓄目標額が百二十億圓であつたものを十六年度においては百三十五億圓に引上げてゐる。

而して十五年度における貯蓄成績は各國民の愛國心によつて、その成績は極めて順調に進み、目標額を突破することは確實であると二月下旬大藏當局は數字を上げて發表したが、此の好成績な貯蓄にも拘らず公債の消化は餘り香しくないのが現状である。即ち公債の發行額に對する消化率は昭和十三年度に於て八十七パーセントであり、昭和十四年度に於て八十九パーセントであつたが昭和十五年度に於ては七十八パーセントとなつて漸減歩調を示してゐる。此のことは單なる貯蓄の奨励だけでは最早公債の消化は圓滑化し得ないことを物語る有力な統計であらう。

貯蓄奨励を強化するためには大藏省から七十六議會には貯蓄組合法が提出され、幾多ある貯蓄組合は此れに依つて法的根據を持つこととなつたが、又政府はこの法律に依つて従來組合を作つてゐない

大工場や大會社に對して命令をもつて強制的に貯蓄組合の設立を行ふことが出来ることになつた。

このことは貯蓄に強制力を持たず第一歩と考へるならば重大な意義を持つてくるものである。貯蓄を強制的に行はないことは河田藏相のみならず歴代藏相の異口同音に發する言葉である。又公債の強制保有についても、政府はこれを斷行する意志はないと再三言明してゐる。然しながら現實は一歩々々政府の言明を裏切る方向へと進んでゐることを見逃してはならない。主として公債消化のため更に一層の低金利政策が登場せんとしてゐるが、金融界の統制は好むと好まざるとに拘らず、公債消化の見地からのみ見ても、一層強化されざるを得ないことは最早疑ふ餘地は全然ないのである。

かくて公債消化の問題は凡ゆる資金の動きに計畫性を與へると共に、消費規正をより徹底化して行く傾向にあることは明らかであるが、國民の消費規正をより強化して行くことは結局貯蓄せざるを得ない立場に國民を立たしむることを意味するものであらう。即ちいくら金を持つてゐても消費方面に對する支出は次第に嚴格に取締られることとなるので、金の使ひ道が無くなるといふ傾向である。金の使ひ道が無くなつて來れば、家に死藏させて置いても意味ないから銀行に預金するとか郵便局に持つて行くとかするより他に方法が無くなるといふものである。

だが餘りに消費規正を徹底化してしまひ、消費生活を極度に押さへてしまふことは國民の志氣を衰

へさせる結果となり、それから來る悪影響は決して見逃すことの出来ない或る物を生ぜしめるものであることを爲政者は充分注意すべきであらうが、この點を注意しつゝ消費規正は既に徹底化の數歩を踏み出してゐるのである。

公債の強制保有もしない、又貯蓄を強制することもせずに、尨大な公債を消化して行くためには消費規正を徹底化するより他に行くべき道はないやうである。勿論金融の新體制に依つて公債の消化を容易にすることも考へられるし、又生産力擴充資金を捻出することも考へられやう。然し國民生活の消費規正が強化されること無しには貯蓄は最早百二十億以上の好成績を上げることは不可能であらう。

戦時財政今後の見透し

尨大豫算の實行に際しては公債消化の問題が最も重要な問題であることは既に述べたところであるが、戦時財政が今後如何なる道を辿つて行くかについては輕々に論ずることは不見識のそしりを免れ得ないであらう。ともかく戦争の續く限り、又國際情勢が變化しない限り戦時豫算の尨大は當然の結果である。成程豫算編成上の技術問題については幾多改善すべきものがあらう。しかしそのことが完

全に行はれ得たとしても、戦時豫算の膨大さをぐつと喰ひ止めることが出来る筋合のものではない。戦争が否策國が財政の大きさを決定するのであつて、財政が國策を決定するので無い以上、伸び行く日本の發展を賄ふ財政が膨脹することは極めて當然である。だが無暗に財政が大きくなることを喜ぶ時ではない筈である。従つていくら國策だからと言つて財政力を遙かに超えた豫算を編成することは結局その國策遂行を不可能に陥れることであらう。財政の破綻は血を流して得たものすら一朝にして失ふ恐れのあることは衆知のことである。にも拘らず、兎角國力を過信する傾向があることは充分戒めなければならぬことであらう。

日本現在に於ける國民所得は正確な數字は分らないとしても大體二百五十億から三百億圓見當のものと見られてゐる。この國民所得の約半分が戦時豫算として計上されてゐることに想ひを到すならば、財政の膨脹性にも一定の限界性のあることが看取されるといふものである。

國民所得の例から見て日本戦時財政はいさゝか大き過ぎる感が無いでもないが、今の時局から見て止むを得ないものであるといふのも一つの見方であらう。然しドイツ・イタリー或は英國の豫算が國民所得に對する割合よりも日本の戦時豫算が國民所得上に占める割合の方がより多きことに注意しなければならぬ。

何れにしても戦時老大豫算はこゝ數年間續くことは確實であり、これを消化するために煙草の値上げをも含む戦時の増税が次第に強化され、英國に於ける超過利課税の如きものが日本に於ても間もなく出現することであらう。かくて國民の消費は次第に窮乏になつて行く。國民として將來のために忍ばねばならないことは勿論であるが、消費規正を一例にとつて見ても、不均衡な施策があつては忍ばんとすれど忍び得ざる結果となることを爲政者は知るべきであらう。

三、經濟立法の戰時再編成

法律體系の質的變貌

前述の如く第七十六議會は、たしかに低調だつたと云へる。だが表面的に賑やかな翼賛會問題の論戰や、一應興味の對照になる議會人の底流等に眼を奪はれて、七十六議會のもつ本質的な歴史的意義を没却することは出来ないのである。

この議會を通過した法案中には國家總動員法の改正、國防保安法等を中心として極めて高度の國防的立法があり、たとひ議會がその協賛にイニシエーティヴをとらなかつたにしても、形式的には戰時議會としての役割を全うした事實を見逃すことは出来ない。

元來法律は國家社會の至高な要求に副ふて本質的に變化し、發展して行くべきものである。その意味においてわが國明治以來の自由主義・個人主義的立法は國防國家建設のために大改革を必要とするのである。

國家總動員法の改正と國防保安法の如きは戰時立法として最も代表的なものであるが、その他の一見純經濟的な立法もこれを仔細に検討すれば意外に重大な國防上の意義を有することを發見することが出来る。

例へば兌換銀行券例の臨時特例に關する法律の如きをとつて見ても、兌換銀行券條例による正貨準備と保證準備との差別を撤廢し、大藏大臣に對して兌換銀行券發行の最高限度を決定する權能を賦與したものである。この點においては一九三九年六月十五日ドイツ政府が公布したライヒスバンクに關する法律並に同年九月六日イギリス政府が英蘭銀行の準備制度に關してとつた改革と匹敵する重要戰時立法である。特に明治以來重金思想の表象であつた日銀の正貨準備發行制度が一時的にもせよ停止されたことは重大な意義をもつてゐるといはねばならない。

また外國爲替管理法の改正を見るに從來の英米依存、磅依存の態勢を完全に脱却して、對外決済方法を規正するのみならず、外國人財産に對しても政府が統制を加へ得る條項を挿入したあたり、第三國の資金凍結令に對する有力な報復の法的根據を準備したものといはねばならぬ。かくて資本逃避防止に出發した同法も遂に戰時的體制を整へねばならなくなつた譯である。

更に農林省關係の蠶絲業統制法をとつて見ても、蠶絲業全體をしてその傳統たる米國依存の状態か

ら百八十度轉回せしめるための生産規正を目的としたものにほかならぬ。維新開國以來生絲は米國向に輸出するものと運命づけられてゐた歴史を根底から覆す一種の産業革命である。國家の存立を圖るため、全國百七十萬養蠶農家をして對米依存から脱却せしめるための重要な立法である。

かやうに見れば經濟立法の一つ一つがいづれも深い國防上の意義をもち、明治以來の法律體系の再編成が行はれつゝあることが判明する。

嘗て司法官の化石化といふ問題が喧しく論ぜられた時代があつたが、この問題は國家の政治とこれを規正する法律體系との間に生ずる懸隔を最も直截に衝いてゐる。法律といふものは國家の存立上必要な活動を規正するために作られるものに相違ないが、一旦制定された法律はいつの間にか独自の體系を構成し、独自の理念をもつやうになる。しかも國家の存立上必要な政治の才は常に進展してやまぬ原理をもつてゐるのであるから、そこにどうしても政治の根本を貫く時代精神と法律との矛盾撞着が起るのである。特に國際情勢が緊迫して國家が重大危局に立つ場合にさうである。

全體主義理念の法律への滲透

現に今度改正された陪審法の如きを見てもかうした事情は明瞭である。嘗つて自由主義立法の花形

として登場したこの法律も、當時一部の識者が憂慮した通り、全くの死法と化し、陪審の請求は殆んど皆無であるにも拘はらず、陪審員資格者名簿の作製はこれを毎年これを行はねばならぬといふ矛盾を惹起し、徒らに市町村の事務を煩雜ならしめてゐたので、今度の改正によつては四年目毎にこの名簿を作製すれば足るといふことになつた。勿論かゝる姑息な改正を以つては十分といふを得ない。陪審制度そのものの存廢を先づ検討せねばならぬ情勢になつてゐることを思はねばならないのである。

いはんやわが國防國家建設といふ觀點からすれば、かうした問題は既に深刻になつてゐる。舊來の自由・個人主義の思想を矯め、新たに全體主義的な政治理念を打建て、行かねば國防國家の建設は困難な段階に達してゐるからである。そしてこの新しい政治理念は法律の領域にも遠慮なく滲透して行く。即ち新しい政治理念によつて新しい法徒が制定され、またこの理念に基いて舊法が改廢せられて行くところにはじめて國防體制の強韌性が生れるのである。當然そこには一時的現象としての政治と法律との懸隔が現はれるけれども、この間隙を速かに補足して法律體系の再編成を圖ることが國防國家建設の要訣である。その意味において現代は政治が法律に優先する時代である。またかやうにして法律體系の發展的再編成に成功しなければ遂には國家の存立をも危くすることが起り得る。これは歴史に徴しても明かなところであつて、ギボンの羅馬帝國衰亡史やフィインレイの希臘史を繙けば、如

何にして羅馬法の祖國、羅馬帝國が衰亡せざるを得なかつたといふ、悲惨な事實に直面するであらう。

第七十六議會を通して行はれた立法は、その意味において、いまだ法律體系再編成問題の核心に觸れたものではないが、少くとも來るべき再編成の端緒を示すものではある。現に一昨年頃までは各方面ともいはゆる非常時立法の色彩が濃厚であつたが、その後は著しく恒久的立法に傾き、戰時立法の恒久化が目立つてゐるのである。

そこで我々は、次に七十六議會を通過成立した諸立法を、便宜上戰時非常立法、生産力擴充に関する立法、國民生活に直接關係する立法に大別して、各々が如何なる時代的意義をもち、如何に適用されるを檢討することにする。

第三章 戰時非常立法の解説

一、總動員法はどう改正されたか

時局即應の畫期的強化

第七十六議會提出の最重要法案として注目の焦點にあつた國家總動員法中改正法律案は二月廿一日貴族院本會議で可決され、茲に歴史的重要法案は可決確定した。

政府は多數の重要法案の提出を見合せて時局緊要な經濟施策の中樞はこれを改正總動員法案の運用に待たんことを明らかにしたので、本改正法案が今議會の最重要法案となり、注目の焦點となつたことは當然のことといはねばならない。

改正された條項は、五條、六條、八條、十條、十一條、十三條、十四條、十五條、十六條、十七條、十八條、十九條、二十七條、二十九條、三十一條、三十三條、三十四條、三十五條、三十八條、四十五條、四十六條、四十八條の二十二條項にして五十號から成る本法のほぼ半ばに及ぶ廣汎な改正であ

るが、更に十六條ノ二、十六條ノ三、十八條ノ二、十八條ノ三、三十一條ノ二と五條項の追加規定がある。この廣汎な改正強化はその内容について見るとき複雑多岐に互つてゐることはいふまでもないが、改正の根本的狙ひを求むるならば二大眼目に要約することが出来る。

第一點はいはゞ現行法規の整備擴充である。即ち昭和十三年五月本法の實施以來の實績に鑑みて本法の不備缺陷が多々暴露され、その補正が強く要望され、適切な改正を行ふべく機會を待つてゐたのである。第二點は現下我國をめぐる國際關係の急迫せる情勢並に列國における總動員態勢強化の實狀に應じこれに備へて國家總動員態勢の徹底的なる強化整備を圖り一朝有事の際においては如何なる事態の變化に對しても敏速機宜の措置を講じ得る態勢を整へんとするにあるのである。しかしてこの二大眼目は並行するものではなく、交互に錯綜し以て將來國際情勢において如何なる不測の事態が発生しようともこれに十分對處し得る法的根據を確立せんとするものである。

總動員對象から今回の改正範圍を見れば次の如くである。

- 一、總動員業務ニ對スル協力(第五條)
- 一、勞務ノ統制(第六條)
- 一、物資ノ需給統制(第八條)

- 一、物資ノ使用收用(第十條)
 - 一、資金ノ動員(第十一條)
 - 一、土地、家屋等不動産ノ使用收用(第十三條)
 - 一、鑛業權、特許發明ノ動員(第十四條)
 - 一、優先買受權(第十五條)
 - 一、事業設備、動産ノ處分(第十六條ノ二)
 - 一、事業ノ新設、休止(第十六條ノ三)
 - 一、事業ノ統制協定ニ關スル命令(第十七條)
 - 一、事業統制機關ノ設立(第十八條ノ二及三)
 - 一、物價統制(第十九條)
 - 一、損失補償(第二十七條)
 - 一、總動員補償委員會(第二十九條)
 - 一、罰則(第三十一條ノ二、第三十三條、第四十五條、第四十六條、第四十八條等)
- 今回の改正において手を觸れなかつた總動員對象は臣民の徵用、勞動爭議の防止、輸出入の統制、商

法の制限緩和、記事掲載制限及び禁止、國民職業能力調査、技能者養成、總動員物資の保有、總動員業務の養成及び演練、試験研究、事業の助成及び監督、補助金等である。これら無修正のものゝうち最も重視すべきものは第二十六條の事業の助成であらう。即ち本條は物資の生産または修理を業とする者に對し『豫算の範圍内において』一定の利益を保證しまたは補助金を交付することを得ることゝなつてをり、國家總動員法適用における國家支出は嚴として豫算の範圍を逸脱することを得ないのである。

この點は將來不測の事態に對しても十分對處して總動員法運用を期するためには重大な缺陷でありこれが調整は今回の改正にあつて重要な問題として検討されたのであるが、結局手を觸れずに終つたのである。従つて國家支出との關係における總動員法の運用は從來と同様に豫備金支出か追加豫算要求か、若くは緊急勅令による財政處分を待つ以外には方法がないわけである。十六年度追加豫算において政府が一億五千萬圓の豫備金の増額、豫算外國庫負擔契約の件を増額したことはこの點に關聯して興味あることである。

國民生活に重大な影響

今回の廣汎な改正によつて法律的に見るならば、現行の委任權限の範圍が擴大されたばかりでなく新たな權限の委任が多いので、議會提出前の豫想では憲法との關係が極めて重視されたのであるが、議會の論議はこの點については極めて部分的に觸れられたに過ぎない。これは、昭和十三年本法制定の議會において十分論議されたことゝ現下の時局の重壓とによるものであると思はれる。むしろ今回の改正の不徹底を難する意見も出てゐる。政府としてはかゝる廣汎な委任立法は飽くまで戦時の非常立法とすべき立前をとつてゐるに對し、たとへば中村三之丞氏の如きは第一條の『戦時（戦争に準すべき事變の場合を含む）に際し』の字句を削除して平時立法化すべしとの意見さへ述べてゐる。

本法制定に當つての憲法論は、要するに、本法は戦時若くは事變の重大時局において戦線における作戦、軍の需要を最も敏活適切に充足し、國家總力を發揮して必勝を獲得せんとする要求に基いてをり、その權限委任は既存の軍需工業動員法、臨時資金調整法、輸出入品等臨時措置法等における委任と本質的には相違がない。従つて帝國憲法第三十一條の非常大權とは異なる。憲法第三十一條は平時から豫め豫想し得られない狀況の發生に當つて迅速な措置を講ずるため、大權によつて各種の命令または處分をなし得る規定である。これに對し總動員法の如き諸委任立法は平時からあらかじめその態様を豫定し得るものは支障なき範圍内なるべく法律で規定して置き、戦時に際し必要な勅令や規則等

を制定して置かうとするものであつて、憲法第三十一條の發動はこれによつて何等制限されるものではないといふのである。憲法との關係についてこゝではこれ以上論ずる必要はあるまい。それより権限が著しく擴大された改正法の運用方法如何が先づ重大問題である。

逐條的に後述する如く、本法の権限擴大が國民生活に及ぼす影響は重大である。また今後の國際危局に對處する戰時的經濟施策は本法を中軸とすることになつてゐる。本法運用における政府の責任は極めて重大化したといはねばならない。政府に果してその用意ありや。

この點に關し委員會でもしばしば追究したが、政府の答辯が一般に抽象論で終つてゐることは遺憾である。如何に完備せる法規が制定されてもその運営機構が缺けてゐれば何等の役にも立たない。ポーランドの總動員法は世界隨一といはれてゐたにも拘らずもろくも瓦壞した。我國の戰時諸統制が不圓滑であるのはセクト主義の行政機構が重大原因であることについては、政府といへどもこれを認め、具體的解決方法となると官吏制度の改革、不要不急事務の刷新、官吏の再教育等を繰返すに過ぎず、省の廢合の如き根本的問題については何等の方針も示されない。

次に統制乃至計畫實施の實效を擧げる方策としてその實施狀況を監督し指導すべき監察官制度の採用が叫ばれてゐる。これはドイツ、ロシア等で實行して成績を収めてゐる。この點に關する委員會の

質疑に對して星野企劃院總裁は

その必要もあるかと思はれるが、若しその場合人選を誤れば重大なことになる恐れがある。そこでそれよりも經濟新體制要綱に基いて統制團體を設立して民間に自主的にやらせたい。

旨を答辯してゐる。總裁のこの見解は勿論傾聴すべきであるが、官僚統制攻撃の聲に怯え過ぎるあまりに後退した見解のやうにも思はれる。現状から見果して民間の自主的統制にそれ程信頼が置けるものであらうか。この點は總動員法の運用上、計畫經濟の運営上重要な問題としてなほ研究の餘地がある。

更に總動員法のみならず諸統制法規の運用が不圓滑であり、違反事件が多いのはその法規を國民に熟知せしめることの努力が足りない點にも思ひを致さねばならない、これに關する質疑に對して星野總裁は

國民に周知せしめる必要を痛感してゐる、從來も各地方で關係業者を集めて官民協同の會議を開くとか、内閣情報局と協力して法規の解説書を出すとか、その他出来る限りの努力をしてゐる。

と答辯してゐたが、なほ突つ込んで考へるならばこれも行政機構の改革と關係するが、統制される民間としては商工、大藏、農林等各省から統制され、各省からばらばらの法規の宣傳、説明をされる、

この現状が法規の徹底的理解をさまたげてゐる。かゝる宣傳の重複、煩瑣を避けるために宣傳の一元的強化が講ぜられねばなるまい。

廣範圍な本法の構成

さて逐條解説を試みる前に總動員法の大體の構成について述べておかなければならない。今回の改正は戰時規定の大部分についての大改正であり、これに伴ふ補償規定の改正或は罰則規定の改正等があるが、その構成方式については何等の變更を見てゐない。

先づ總動員法の構成は最初に總則として定義が規定してある（第一條乃至第三條）。ついで實體規定として戰時規定（第四條乃至第二十條）、平時規定（第二十一條乃至第二十八條）、補償監督規定（第二十九條乃至第三十一條）、罰則規定（第三十二條の二乃至第四十九條）、最後に總動員審議會（第五十條）及附則がついてゐる。そして最初の定義に於ては國家總動員、總動員物資及總動員業務とは一體何を指すのであるかと規定されてゐる。

ついで戰時規定に於ては勞務、物資、資金、施設、事業、物價、出版等に對する統制規定が定められてゐる。此れ等の統制内容については今回の改正によつて相當廣範圍に改正されてゐるが、しかし



屋臺骨に於ては依然として當初の構成を逸脱してゐない。

次に平時規定であるが、これは國民登録、技能者養成、物資保有、計畫の設定演練、試験研究及び事業助成等の統制規定を含んでゐる。然し此れ等の規定は今回の改正に於ては全然手が觸れられておらず、全く當初の構成及び内容を有するに過ぎない。

第三の補償規定については戰時規定の改正によつて、當然起るべき改正である。又その次に來る罰則規定も從來のものより重課されてゐるが、全體の構成が此れ等の改正によつて變更されてゐるわけではないのである。

衆議院の總動員法委員會に於てはこの全體の構成法を變更すべきが至當ではないかといふ質問が行はれた、即ち戰時規定と平時規定との區別を全廢すべきである、何故ならば今日の支那事變は永久的のものであり、二、三年で片付く戰時乃至事變ではないからである、といふ主張と要求とが行はれたのであるが、東條陸相並に及川海相は交々目下のところ其の意志はないと明言したので、構成の變化は見られなかつた。

とも角今回の改正に於てはその構成について何等の變化を見なかつたことは一應頭に入れて置かなければならない。

總動員物資、業務とは何か

第一條 本法ニ於テ國家總動員トハ戰時（戰爭ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム以下之ニ同ジ）ニ際シ國防目的達成ノ爲國ノ全力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制運用スルヲ謂フ
 第一條の規定は國家總動員の定義を示すものである。こゝで戰時といふのは憲法や國際法で使つてゐる『戰爭』即ち宣戰布告から講和條約締結までの時期を指すものと多少趣を異にしてゐる。と言ふのは戰時なる言葉の下に括弧があつて戰爭に準すべき事變の場合を含むといふ規定があるからである。即ち此處で問題となることは國際法上或は憲法上の戰爭よりも範圍が廣いといふ事である。

總動員法が七十三議會に提案された時先づ何よりも問題となつたものはこの戰時といふ言葉であつた。然し政府は事變であるかどうかについては一々勅裁を仰いで決定すると言明してゐる。

今日の支那事變については政府は昭和十二年九月二日の臨時閣議で今回の日支兩軍衝突事件は勃發當初に遡つて支那事變とすることを決定し勅裁を仰いで發表した。これで今回の支那事變が總動員法に規定してある第一條の規定を受けける戰時に相當するものであることは判つきりしたわけであるが總動員法の全面的發動を見つゝある現在に於ては最早、戰時といふことに對する疑問は解消してしまつ

てゐる。

ところで第一條の規定は明らかに『國防目的達成の爲』と目的が判つきりしてゐるから、人的及物的資源を統制するのは凡てこの目的の爲でなければならぬ。即ち大震災とか二・二六事件とかいふことの爲に總動員法が發動されるといふことはないのである。

人的及物的資源を統制運用するといふのは物資だけでなく人間の精身的能力及び肉體的勞働などを總て含んでゐる。だから單に勞働力を統制するだけで無く、特殊な技能を持つた者とか特殊な智識を持つてゐる者などをその智識技能を有効に發揮させる様に運用するわけである。

こゝで特に統制運用といふ言葉を用ひてゐるのは、人的物的資源を個々バラ／＼に用ふることを指すのではなく、出来るだけ総合的に運用して行く意味である。

第二條 本法ニ於テ總動員物資トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

- 一、兵器、艦艇、彈藥其ノ他ノ軍用物資
- 二、國家總動員上必要ナル被服、食料、飲料及飼料
- 三、國家總動員上必要ナル醫藥品、醫療機械器具其ノ他ノ衛生用物資及家畜衛生用物資
- 四、國家總動員上必要ナル船舶、航空機、車輛、馬其ノ他ノ輸送用物資

- 五、國家總動員上必要ナル通信用物資
- 六、國家總動員上必要ナル土木建築用物資及照明用物資
- 七、國家總動員上必要ナル燃料及電力
- 八、前各號ニ掲グルモノノ生産、修理、配給又ハ保存ニ要スル原料、材料、機械器具、装置其ノ他ノ物資
- 九、前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル國家總動員上必要ナル物資

『總動員物資』といふ言葉が何を指してゐるかを規定したものであるが、第一號から第八號迄に列挙してある物資が所謂總動員物資である。その範圍は非常に廣く、しかも第九號に於て『國家總動員上必要なる物資』を勅令でもつて定めることが出来るといふ規定が設けてあるので、勅令さへ出せばどしどしと總動員物資となすことが出来るわけである。

然し軍需工業動員法で規定してゐる軍需品の概念よりも、總動員物資の範圍は遙かに廣く生活必需品もは入れば又貿易品もは入つてゐる。

ところでこゝに用ひてある物資は民法上の動産を指すのであつて、不動産は物資の中に含まれてゐない。然し不動産については施設といふ言葉を用ひてゐるので、物資の範圍で統制を受ける事が無く

とも、家屋とか工場或は工作物などは施設の範圍で統制を受けることとなつてゐる。

第八號の規定で第一號から第七號迄の物資の生産修理、配給又は保存に要する原料、材料、機械器具、装置その他の物資が總動員物資となつてゐるのでその範圍が如何に廣いものであるかと窺はれるのである。例へば肥料などは總動員物資の中へ入れられてゐないのであるが、若し入れやうと思へば第八號の規定で食糧生産の原料といふわけで總動員物資に入るわけである。

肥料のやうな重要物資が何故總動員物資の中に加へられなかつたかの事情は、當時既に肥料については臨時立法で統制の道が開かれてゐたからであるが、その臨時立法を總動員法に纏める場合は第八號の規定で當然總動員物資と言ふ範疇に屬せしむることが出来るわけである。

第三條 本法ニ於テ總動員業務トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

- 一、總動員物資ノ生産、修理、配給、輸出、輸入又ハ保管ニ關スル業務
- 二、國家總動員上必要ナル運輸又ハ通信ニ關スル業務
- 三、國家總動員上必要ナル金融ニ關スル業務
- 四、國家總動員上必要ナル衛生、家畜衛生又ハ救護ニ關スル業務
- 五、國家總動員上必要ナル教育訓練ニ關スル業務

- 六、國家總動員上必要ナル試験研究ニ關スル業務
- 七、國家總動員上必要ナル情報又ハ啓發宣傳ニ關スル業務
- 八、國家總動員上必要ナル警備ニ關スル業務
- 九、前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル國家總動員上必要ナル業務

第三條は總動員業務上とは何であるかを定義したものである。業務といふ言葉の含む意味は營業といふ言葉の含む範圍よりも廣く、民間の業務だけでなく國家又は市町村が行ふ業務をも含んでゐる。戰爭遂行上必要な業務は何であるかを數へ上げて、第一號から第八號迄に列擧したのが本條であるが、そして又その業務の範圍はなかく廣範で、これ以外の業務とは一體何と何であるかを考へる方が困難であるが、更に第九號の規定が設けてあるので、勅令によつて國家總動員上必要な業務は何時でも指定することが出来ることになつてゐる。これは丁度第二條の總動員物資の規定における第九號に相當するものである。

總動員業務として重要なものは總動員物資を生産したり、修理したり、配給したりする事であるが然しその總力を發揮する爲には單にこれ等の重要物資をばらばらに生産配給することであつてはならない、其處でそれ等の業務を完全に行ふためには運輸も金融も必要となつて來るし、又それ等の業務

を警備することも當然考へなくてはならない。さうゆう意味から第二號以下第八號迄種々の業務規定が設けてあるわけである。

△關係勅令 一、總動員業務指定令(勅令第四百四十三號) 十四年七月五日公布同日實施

どんな場合『臣民を徵用』するか

第四條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民ヲ徵用シテ總動員業務ニ従事セシムルコトヲ得但シ兵役法ノ適用ヲ妨ゲズ

本條に規定した臣民徵用の制度は戰時に際して總動員業務に従事することを規定したもので戰時で無ければこの適用を受けないわけである。大體國民であり、しかも男子である以上は兵役の義務があるが、更に一朝有事の際には徵發令の規定によつて徵發されることになつてゐる。然し此處に規定したものはその以外の場合であつて、帝國臣民が徵用される義務が新たに加はつたわけである。

この條文を讀むと帝國臣民たる者は誰でも徵用されるやうになつてゐるが、政府が狙つてゐるものは主として戰時に於ける勞働力不足を補ふことである。この趣旨を盛つたものは軍需工業動員法の第八條第九條に規定されてゐたが、これを總動員法に承繼させる際新にその範圍を擴大したものであ

急速に軍備を充實するために軍需工場を擴張するとしても其處で働く労働者が無い時にはどうする事も出来ない。他の工場例へば平和産業の熟練工或は小さな請負工場の技術工等を命令を以て大きな軍需工場に徴用するわけで、何れも戦時に於て必要な場合に適用される。

然しながら熟練工を徴用すると言つても何等の準備なくしていきなり徴用することは事實上不可能であり、又産業界に思はざる悪影響を及ぼすものであるから、先づもつて國民の能力に關する調査が先行しなければならない。即ち基礎調査が必要であるわけだ。其處で總動員法には後に出て来る國民の職業能力登録の規定(第二十一條)がちゃんと備はつてゐるわけである。

なほ本條の但書として『兵役法の適用を妨げず』とあるのは本條の規定よりも兵役法の規定の方が優先することを明確にしたものである。これは軍備第一主義の思想の現はれであるが、然し特殊技能を有する熟練工等で他の人ではなかく代りをする事の出来ないやうな人の場合には必ずしも兵役法が優先的に行使されるとも限らない。然しこれは實際上の運用であつて、法律的にはやはり兵役法の方が優先するのである。

△關係勅令

- 一、國民徵用令(勅令第四百五十一號)——十四年七月八日公布、十四年七月十五日實施
- 一、國民徵用令中改正令(勅令第六百七十四號)——十五年十月十九日公布、十五年十月二十日實施
- 一、船員徵用令(勅令第六百八十七號)——十五年十月廿一日公布、十五年十月廿二日實施

擴大された國民協力規定

第五條 政府ハ戦時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民及帝國法人其ノ他ノ團體ヲシテ國、地方公共團體、又ハ政府ノ指定スルモノノ行フ總動員業務ニ付協力セシムルコトヲ得

本條の改正は舊法の『國又ハ地方公共團體』の次に『又ハ政府ノ指定スルモノ』を挿入した點である。元來本條は戦時に際し國民に對して國防上の勤務に服すべき義務を規定したものであつて、第四條の臣民徵用と並んで、銃後國民の總動員勤務への参加に關する二大規定である。しかし第四條の臣民徵用制度は總動員上必要あるときは強制的に國民を徵用して總動員業務に専心從事せしむるものであるが、本條は國民、法人その他の團體が各々その本務に關聯して行ひ得る場合、または本務に關聯しなくともその本務に重大な支障を及ぼさない場合に限つて總動員業務に協力せしむるものであつて

非強制的な道義的協力規定である。この種の規定の事例を求めれば、市制第二百二十六條、町村制第一百六條は非常災害の場合に物資の使用、收用と共に必要あるときは市町村内の居住者をして防禦作業に従事せしむることを得る。防空法第六條は地方長官は勅令の定むるところによつて特殊技能者をして防毒、救護その他防空の實施に従事せしむることを得る。その他、河川法第二十三條、郵便法第五條地方鐵道法第二十九條、鐵道船舶郵便法第三條等も同趣旨の規定である。

さて本條の内容であるが、本條による協力の義務ある者は帝國臣民、帝國法人その他の團體であつて、法人格を有せざる團體も含まれ、先づあらゆるものが對象となるものと考へてよい。即ち個々の國民や會社の外に在郷軍人會とか青年團とか愛國婦人會、國防婦人會等は勿論のこと、宗教上の宗派、教派、教團、教會にも命令され、また最近急速に組織化されつゝある町會とか隣組は今後は最も有力な對象となるであらう。

次に協力を求むる業務は舊法では總動員業務に限るのみならず國または地方公共團體の行ふものに限られてゐたが、改正によつて一人の行ふ業務にまで協力を求められることに擴大されたのである。

この點は本法制定當時の見地を修正したものととして注目される。即ち本法制定當時の見地によれば

本條は社會道德上の義務として社會構成員が當該社會の目的達成に協力することを趣旨とするものであるから、一人の行ふ業務にまで擴張することは妥當でないとされたのである。従つて政府としてもこの改正を濫用する考へは勿論持つてゐない。總動員業務とは第三條で規定されてゐる如く總動員上必要な生産、運輸、金融から衛生、教育、試験研究、情報、啓發、宣傳等に及んでをり、廣義國防上必要な事務及び事業を汎稱したものである。たとへば民間工場に對して官營工場に協力を求めるとか、新聞社、雜誌社などに對して政府の情報、宣傳に協力を求めるなどが本條によつて行はれるのであるが、改正によつて民間工場に對して他の民間工場にも協力せしむることが出来るのである。しかし本條の協力とは先に説明した如く強制的なものでもなければ、自己の業務を放擲してまで專心的に協力せしむるものでなく、飽くまで道義的協力である。従つてたとへば總動員上必要な生産をなしてゐる工場に對しある工場が自分の仕事を放擲してまで協力することを命ぜられることはない。自分の工場の仕事に差支へがない程度で協力を命ぜられるのである。

しからは具體的にいへばどういふことかといふに、大體次のやうなものである。生産の急速な擴大と能率の高度化とのために最近技術の公開が盛んに行はれてゐる。また總動員法でも第十四條で特許發明、登録實用新案を公開せしめることを規定してゐる。しかし今日までの經驗によれば單に技術を

公開して他の工場に使用せしめても、その技術を最も有効的に使用する熟練がなければ効果が無い。あるひはまた技術が向上したとしてもその他の経営方法がどうもうまく行かないといふ事例が多いのである、即ち技術を折角教へられても、その技術の使用上における熟練がちよつと足りないために能率があがらないやうな場合が相當に多い。かういふ場合に技術に熟練し経営方法の優秀な會社が指導するやうにしようといふのである。

そしてかやうな指導は大した勞力を費さないで、即ち自己の仕事に重大な支障を來さずしてやり得るのである。本條の改正の狙ひはこの點にある。つまり生産を初め總動員業務の能率の向上を圖らんとするのが今回の改正である。

なほ本條による協力は非強制的であるために損失補償もなく罰則規定もなく、たゞ必要に應じて實費支給することが運用上考慮されることとなつてゐるが、改正によつて國または地方公共團體の行ふ業務のみならず、民間業務に對する民間の協力が行はれるので、實費支給は十分考慮されるものと思はれる。本條關係の令勅は未だ制定されてゐない。

勝手に解雇轉業出來ず

第六條 政府ハ戦時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ使用、雇入若ハ解雇、就職、從業者ハ退職又ハ賃金、給料其ノ他ノ從業條件ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

本條は舊法の雇入若くは解雇「又ハ賃金其ノ他ノ勞働條件」が「就職、從業者ハ退職又ハ賃金、給料其ノ他ノ從業條件」に改正された。本條は國家總動員上における勞務統制の基本的根據法規である。勞働法規としては工場法、鑛業法、工業勞働者最低年齢法、船員法あるひは勞働爭議調停法等があるが、本條はこれ等の部分的法規と異なつて、最も廣汎に亘る一般的な勞務統制法規である。

本條の趣旨は勞務の適正なる配置を行ひ、勞働條件の規正によつて勞働能率の増進及び勞働者維持増強を圖らうとするものであるが、改正の趣旨は舊法では主として事業主に對する義務命令によつて右の立法趣旨を達せしめようとする傾きがあつて、徹底を缺く憾みがあつたので、從業者に對しても必要な命令を發して事業主と從業者の双方から徹底を期さうとするものである。

この從業者に對する義務負擔の強化について、星野企畫院總裁は衆議院の委員會において次の如き要旨の説明をなした。

經濟新體制の發表にあつても、またその前に閣議で決定した勤勞新體制においても説明されてゐ

るやうに、企業に従事する各方面、資本家も經營に當る者も勞務に従事する者も、全部が渾然一體となつて行くことが必要である。そして肉體勞働、精神勞働全部が打つて一丸となつて行かねばならぬ。かういふ趣旨である。即ち第六條の改正にあたつては經營者並に従業者、片方には規定をして、片方には規定をしないといふ遣り方でもなく、また精神勞働者並に筋肉勞働者共に本條項によつて同じ心持を以て規定するといふ趣旨を以て改正を行つた。(衆議院速記録)

改正趣旨の第二點は企畫院總裁の説明によつて明らかならに從業條件規定の對象が肉體勞働者だけでなく精神勞働者をも含むことを明確にしたことである。

さて本條の内容について分説すれば左の通りである。

從業者の使用または雇入の規正——戰時に必要な勞力の配置を確保せんとするものである。即ち不急不要産業における勞働者を制限し戰時重要産業における勞働者の供給を確保し、あるひは勞働者の爭奪を防止するために、使用及び雇入につき制限乃至は禁止し、または必要によつて使用及び雇入を命じ、あるひは使用及び雇入について一定の手續を命ずる。

從業者の解雇、就職、從業、退職の規正——舊法では解雇の規定のみで、事業主が雇傭中の從業者を解雇するのを放置すれば、事業主の都合で勝手に解雇しては生産に支障を來すことが大きいので、

かゝる場合を防止するために解雇については届出義務を課しまたは許可を受けしめたりとするのがその趣旨であつた。しかるに實施以來の經驗に見れば最近では勞働者が手不足し、むしろ勞働者を奪ひ合ふ状態であるために勞働者が収入の多いことなどを追うて自分の方から進んで退職したり、あるひは從業を拒否することがある。これは事業主の解雇と同様に生産に重大な支障を來すことになる。これの防止は舊法では無理であつたので、今回の改正によつて解雇の外に就職、從業、退職について必要な命令をなし得ることとして勞働者その他の從業者の移動防止を強化したものである。従つて今後は理由なくして退職したり、怠惰で缺勤したりすることを防止する勅令が出ることなどが豫想される。更に積極的に適用すればある会社の從業者を他の会社へ轉職せしめることも出来る。しかし政府としてはそこまで本規定を發動せしめる考へはないやうである。なほこの規定を適用されるものは從業者であるから雇傭契約なき者即ち重役等は適用されない考へ方である。

賃金、給料その他の從業條件の規正——舊法では賃金その他の勞働條件であつたが、勞働者以外の從業者をも對象とすることとなつたので、賃金の外に給料その他の從業條件となつたものである。舊法では從業者となつてゐなかつたために社員等の給料從業者は本項を適用することが出来ずに、第十一條の會社經理統制規定の發動によつて統制された。これは社員の給與その他待遇も會社經理の一部

だといふ見解に基づいたものであるが、今後は本規定によつて賃金統制も会社給與統制も同時に出来るのである。更に第十一條は会社だけを對象としてゐるが、本規定は個人企業に對しても統制し得るものであつて、重要な改正である。『其ノ他ノ從業條件』とは賃金、給與の外の手當、扶助、福利施設、勞働時間等の待遇上の條件を意味してゐる。

なほ本條には罰則があつて、本條の各規定に反したときは、第三十六條第二號によつて一年以下の懲役または千圓以下の罰金に處せられる。

△關係勅令

- 一、學校卒業者使用制限令（勅令第五百九十號）十三年八月二十四日公布同日實施
- 一、工場就業時間制限令（勅令第二百二十七號）十四年三月三十一日公布、同年五月一日實施
- 一、賃金臨時措置令（勅令第七百五號）十四年十月十八日公布、同年十月二十日公布
- 一、青少年雇入制限令（勅令第三十六號）十五年二月一日公布、同年三月一日實施
- 一、賃金統制令（勅令第六百七十五號）十五年十月十九日公布、同年十月二十日實施
- 一、船員給與統制令（勅令第六百七十六號）十五年十月十九日公布、同年十月二十日實施
- 一、船員使用等統制令（勅令第七百四十九號）十五年十一月九日公布、同年十月十日實施

- 一、從業者移動防止令（勅令第七百五十號）十五年十一月九日公布、同年十一月二十日實施

勞働爭議の禁止規定

第七條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ勞働爭議ノ豫防若ハ解決ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ作業所ノ閉鎖、作業若ハ勞務ノ中止其ノ他ノ勞働爭議ニ關スル行爲ノ制限若ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

勞働爭議を調停するためには勞働爭議調停法なるものが總動員法實施以前から存在してゐた。然し同法の規定する所は公衆の需要に應ずる運輸、郵便電信電話、水道電氣瓦斯、等々公衆の日常生活に直接關係ある事業或は陸海軍の管理に屬する兵器、艦船製造事業等に爭議の起つた場合に當事者の請求に依つてか或は行政官廳が必要と認められた際に調停委員會を設けて調停を行ふことになつてゐる。従つてこの規定だけでは爭議の豫防をなすことも出来なければ又ストライキの禁止を命ずる事は出来ない。更に調停法にも調停委員會の調停に服しなくとも制裁規定が設けてないので非常に生緩いものである。戰時に際して生産力擴充が急がれる時ストライキ等が起つては誠に由々しき事であるので本條の規定が設けられたものである。

先づ或る工場にストライキが起らんとする。命令によつて工場主は行政官廳に届出でをしなければならぬ。届出でによつて行政官廳は争議を未然に防ぐ方法を講ずることになつてゐる。又争議が終つた時調停委員會で解決條件を決定したとすると、これに對し工場主も労働者も服従しなければならぬ。若し服従しない時には罰則規定によつて罰せられることになつてゐる。

更に工場主の利益の爲か或は労働者の強烈な要求によつて工場を閉鎖せんとする場合が起らないとも限らない。然しながら軍需工場などが勝手に閉鎖することは戦争目的遂行の上に一大支障を來すことになる。だからこの事はどうしても防止しなければならぬわけで、工場閉鎖の禁止を命令することが出来ることにしたのである。この禁止の方法には何日迄作業を繼續せよといふ命令を出したり或は一部の工場の閉鎖禁止を命令する場合もある。ここに明記してある作業所といふのは鑛山の採掘所とか鐵道工事の作業所とか港灣等の荷揚所等をも含んでゐるのである。

一方労働者に對してはストライキ或はサボターヂを禁止することが出来るが此等は何れも戦時生産力擴充の必要から出發してゐるものである。其の他の労働争議に關する行爲とあるのは第三者による争議の誘惑とか或は煽動行爲を取締る趣旨を示したものである。ただ此處で注意しなければならぬことは小作争議が本條の規定にある労働争議の範疇に入つてゐないことである。

強化された物資の統制

第八條 政府ハ戦時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ物資ノ生産、修理配給、調停其ノ他ノ處分、使用、消費、所持及移動ニ關シ必要ナル命令ヲナスコトヲ得

本條は舊法の『總動員物資』を『物資』に改正された。本條は物資の配給統制に關する根幹的規定である。

戦時または戦時に準ずる事變に際しては必要な物資を出来るだけ國內で利用することがどうしても必要である。このためには先づ生産、修理が總動員目的に適するやうにしなければならぬ。次に生産された物資が必要な方面に行渡るやうに配給、讓渡を適正化する要がある。また直接に戦争に重要な物資については一般國民には代用品を使用させたり、他の物を混入して使用せしむるやうなことがある。あるひは物によつては貯藏せしめたり、輸送の方法等についても決定して置かねばならぬ。これ等の必要な諸措置に法的根據を確立せんとするものが本條の趣旨である。

ところが舊法で總動員物資とあつて第二條に規定せらるる物資以外には適用され得なかつた。必要な原料物資が統制外の商品製造に流れる傾向が盛んになつた。その顯著な例は化粧品、高級織物等の

奢侈品の氾濫である。これらの奢侈品は總動員物資ではないので本條を發動することは出来ない。そこで政府は輸出入品等臨時措置法に基づいて七・七禁令を發布して奢侈品の製造を抑へる外なかつたのである。今回の改正によつて統制對象が總動員物資からあらゆる物資に擴大されるので、本條項は輸出入品等臨時措置法に代位してどしどし物資統制に活用されるものと見られる。この點に關し星野企畫院總裁は衆議院委員會における逐條説明のなかで大要次のやうに説明してゐる。

第八條の規定から總動員なる文字を削つて非總動員物資についても統制措置を及ぼし得ることとしたのは今次事變の經驗に徴して物資の統制は單に總動員物資のみの統制を以てしては不十分なることが明らかになつたのであつて、現在昭和十二年に制定された輸出入品等臨時措置法によつて多數の非總動員物資に對して統制の行はれてゐることは周知のことである。本改正によつてこれ等の統制措置は將來適當な時期において本法に基くものと致したいと考へてゐる。

更に同總裁は委員の質議に對する答辯のなかで現行の臨時措置法による統制の不可なる旨を大要次のやうに説明してゐる。

當初としては總動員物資についてのみの規定で足るといふことを考へてをつたのであるが、現在のやうにだん／＼と物資總動員が進んで來ると單に總動員物資だけに色々な統制をすることでは却つ

てその他のものにあるひは流れて行くことになつて到底十分な處置は出來ない、そこで廣く總動員物資以外のものについても矢張り相當の統制を綜合的に行ふ必要が出來て來た譯である。そこで實際の狀況としては輸出入品等臨時措置法に従つて色々な處置もやつてゐる。しかしこれは總動員法以前に出來たものであつた。色々な規定から見ても總動員のだん／＼進行につれては、なるべく總動員のなかにこれを織込み綜合的にまたそれ／＼割合に完備せる機關を通じて、また色々完備せる諸般の處置と相應してやることが適當と考へて總動員物資の範圍を擴げた譯である。(二月三日速記録)

しからば輸出入品等臨時措置法に基づく措置にはどういふ缺陷があるかといふと、本法による物資統制措置は第二條(政府は支那事變に關聯し國民經濟の運行を確保するため特に必要ありと認むるときは輸入の制限その他の事由により需給關係の調整を必要とする物品またはこれを原料とする製品に付製造、配給、讓渡、使用または消費に關する必要な命令をなすことを得)のなかの『その他の事由』に根據してゐる。しかし本條の本來の立前は『總動員上の必要』ではなく『國民經濟運行確保上の必要』であり、需給關係の調整を目標としてゐる。従つて需給のバランスのとれてゐる物資に對して統制することは法規上疑問である。

また、本條の發動は勅令によらずに省令によることも出來て、總動員法が必ず勅令によることに比してすこぶる簡易である。更に處分による損失に對する國家の補償制度が缺如してゐる。かやうに缺陷の多い法規に代位すべく第八條が改正されたのは當然である。なほ統制物資の範圍については直にあらゆる物資に擴張する意向はなく、現在の所では輸出入品等臨時措置法でやつてゐる物資、つまり總動員に關係ある物資と云ふ意味であり、將來の運用について同じ趣旨で行きたい旨を企畫院總裁は明らかにしてゐた。

しかし、本條は物の使用收用處分に原則として絶対權を認めた民法上の所有權に重大な制限を加へるのであるだけに、制定當時は最も物議を醸した條項の一つである。従つて本條の發動によつて生じた損失に對しては第二十七條に基づいて補償されることとなつてゐる。また本條違反には罰則がある。これについては後でも詳述するが、舊法では第三十三條の罰則が適用されたが、改正法では第三十一條の二が適用されることとなり、十年以下の懲役または五萬圓以下の罰金といふ重罰主義をとることとなつた。

△關係勅令

- 一、電力調整令（勅令第七百八號）十四年十月十八日公布、同年十月二十日實施

- 一、米穀搗精等制限令（勅令第七百八十九號）十四年十一月二十五日公布、同年十二月一日實施
- 一、陸運統制令（勅令第三十七號）十五年二月一日公布、同年二月二十五日實施
- 一、製鐵用輸入原料配給等統制令（勅令第四百五十五號）十五年七月三日公布、同年七月八日實施
- 一、農業水利臨時調整令（勅令第五百十六號）十五年八月五日公布、同年十月二十日實施

貿易はどう統制されるか

第九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ輸出若ハ輸入ノ制限若ハ禁止ヲ爲シ、輸出若ハ輸入ヲ命ジ、輸出税若ハ輸入税ヲ課シ又ハ輸出税若ハ輸入税ヲ増課若ハ減免スルコトヲ得

輸入及輸出に關する統制は輸出入品臨時措置法によつて事變以來各種の貿易品に對して行はれて來た。即ち同法の第一條には「政府は支那事變に關係し國民經濟の運行を確保する爲特に必要ありと認むるときは命令の定むる所に依り物品を指定し輸出又は輸入の制限又は禁止を爲すことを得」とありて一應の貿易統制規定を持つてゐる。然しこれは臨時立法であつて、その範圍も狭く積極的に輸入を命じたり、又國際貸借の必要上輸出を命じたりすることが出來ない。

ところが本條の規定によつて重要物資の輸出を命じたり輸入を命じたりすることが出来るやうになつた。又輸出税、輸入税の増課、減免をなすことが出来る。本條によつて命令を出す場合には損失を生ずることも豫知出来るのでそれに對する補償規定が當然有るわけであるが、その點については後述することとする。

先づ戦時に必要な石油とか鐵などを輸入しなければならない。然し不急不用品の輸入をどしどし許して置くとするならば石油などの重要物資を輸入する能力が少なくなる。そこで輸入の制限が問題になるわけである。これと逆に戦時に重要な物資がどしどしと外國に流れて行くことを阻止しなければならぬので輸出に對しても制限禁止をする必要が生ずるわけである。

然しながら以上の如き輸出入の制限禁止或は命令を出す場合關稅を從來の儘に放置して置くことはその實行の不圓滑を來す惧れがあるので、これを適當に調節する爲に減免税の規定が設けられてゐるわけである。

この命令に違反した場合の制裁規定は後述するところであるが命令違反の中では一番重い制裁を受けることになつてゐる。

△關係命令

一、貿易ノ統制ニ關スル勅令案—コノ勅令案ハ第十四回總動員審議會ヲ決定サレタガ未ダ公布實施ニナツテキナイ。

物資の徴用はどんな場合か

第十條 政府ハ戦時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ヲ使用若ハ收用シ又ハ總動員業務ヲ行フモノヲシテ之ヲ使用若ハ收用セシムルコトヲ得

本條は舊法の『使用又ハ收用スルコトヲ得』を『使用若ハ收用シ又ハ總動員業務ヲ行フモノヲシテ之ヲ使用若ハ收用セシムルコトヲ得』に改正された。本條は總動員物資を急速かつ的確に調達するために、使用または收用の権限を規定したものである。物資の需要が急増するに對しては、生産を増加するか輸入を促進するのであるが、生産の増大には一定の時間を要し、輸入の促進は國際收支の關係上制約されざるを得ない。そこで戦時非常の事態には、既存物資の徴用も止むを得ないのである。

本條における總動員物資とは動産たる物資を意味し、工場、事業場、船舶等不動産の使用、收用規定たる第十三條、特許發明、實用新案の實施規定たる第十四條と並んで本條は財産に對する、重大なる徵發規定である。本條と類似立法としては徵發令があり、總動員法施行によつて廢止された軍需工

業動員法があつた。しかし徴發令の徴發對象は軍需品に限られてゐるのに反して、本條はより廣汎な總動員物資を對象としてゐる。しかして徴發令と本條の規定とが競合する場合が考へられるが、この場合には原則として、徴發令が優先して適用されることとなつてゐる。

本條における使用とは政府が所有権を取得するのではなくて、使用権だけを取ることをいひ、收用とは政府がその物の所有権を取得することをいふのであつて、本條に賦與された権限は、生産命令とか輸入制限とか、あるひは財産處分に對する統制ではなく、直接實體権の得喪を招來するものである。従つて本條の實際上の運用方針としては可及的に賣買、賃貸等の合意によることを原則とし、これが適用は眞に必要止むを得ざる特殊の場合に局限するものである。しかして眞に止むを得ず本條を發動する場合には、本條に基づいて昭和十四年末公布された『總動員物資の使用または收用に關する勅令』について見るに所有その他權利者の保護が十分に考慮されることとなつてゐる、即ち本令は主として直接軍需充足に適用する（第一條）使用または收用等は急速に所有者その他關係者に通知しあるひは公告する（第二條、三條）通常生ずべき損失は補償すると共に先取特權者、質權者、財團抵當權者の權利を認める。（第六條、七條）など權利者の保護について慎重な考慮が拂はれることとなつてゐる。

かやうにその権限あまりに強く、従つてその運用は出来るだけ消極的に解釋されてゐる。

本條がしからば何故に『總動員業務を行ふもの』にも権限を賦與すべく改正されたか、この點について議會の審議はほとんど觸れてゐない。企畫院總裁の逐條説明によれば、

現下の情勢に鑑みて民間の企業者に對しても必要に應じて直接總動員物資を使用または收用し得べき権限を與ふることを適當と認めたとによる。

といつてゐるに過ぎない。また質疑に對する答辯中において同總裁は、

無制限に擴げたといふのではなく、矢張り總動員業務を行ふ者に對して色々使用、收用の問題であるとか、あるひはまた他人の協力を得せしむる途を開いたわけである。

と答へてゐる。更にも一つの答辯では、

政府の指定する者とは第三條による總動員業務を行ふたとへば總動員物資の生産といふところに軍需工場もある。この工場に對して手傳へといふことが出来る、かういふ意味である。

と答へてゐる。この三つの説明を吟味して今回の改正を検討するならば、大體の狙ひは左の諸點にあることが想像される。第一は從來の如く直接軍需充足といふ狹義ではなく、他の總動員物資にも廣く適用する。次に『現下の情勢に鑑み』とは生産も輸入も一定の制約があるので既存の休眠的物資の動

員は勿論のこと、物資活用の徹底的重點主義化を圖る。即ち物資の不急不要的活用乃至不十分なる活用を緊要な方面に百パーセントに活用するやうにする。従つて本條の改正は差當つては廢品回收強化あるひは既存設備のより以上の能率發揮のために協力せしむることに活躍するであらうことが豫想される。廢品回收の如きものは政府直接これに當るよりも、特定の民間機關をして行はしめるのが種々な點から見て適當な場合が多いのである。例へば金の集中運動などはその好適例であらう。政府機關の直接買上だけではどうも不十分であるために、銀行とか金銀製品商聯盟とか、戰時物資活用協會といふやうな民間機關に協力せしめてゐるのである。假に金集中について本條を適用するとすれば、これ等の特定の民間機關をして原則的には普通の買上をなさしめるが、必要によつては強制回收の權限を賦與するわけである。

本條の使用または收用によつて生じたる損失即ちその代價または使用料は第二十七條の補償規定によつて補償される。また本條の使用、收用を拒否し、妨害し、あるひは忌避したときは第三十三條によつて三年以下の懲役または五千圓以下の罰金に處せられることになつてゐる。

△關係勅令

一、總動員物資使用收用令（勅令第八百三十八號）十四年十二月十六日公布、同年十二月二十日實施

『資金』にも全面的な統制

第十一條 政府ハ戰時ニ際シ必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ會社ノ設立、資本ノ増加、合併、目的變更、社債ノ募集若ハ第二回以後ノ株金ノ拂込ニ付制限若ハ禁止ヲ爲シ會社ノ利益金ノ處分、償却其ノ他經理ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ銀行、信託會社、保險會社其ノ他勅令ヲ以テ指定スル者ニ對シ資金ノ運用、債務ノ引受若ハ債務ノ保證ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

本條は舊法の『資金ノ運用』を『資金ノ運用、債務ノ引受若ハ債務ノ保證』に改正された。勞力、物資に對する統制に對應して資本に對する統制を確保せんとするのが本條である。勞力、物資の統制規定は種々の部面に應じて數箇條に分けて規定されてゐるが、本條は資金の全面的統制規定を極めて集約的に總括してゐる。本條は資金統制を通じて經濟活動における營利に對して制約を加へるだけに、本條の運用如何は重大な政治問題をすら惹起するのである。昭和十三年末本條の發動問題をめぐつて當時の池田藏商相と佐藤陸軍省情報部長とから對立的聲明がなされて重大な政治的過紋を卷起したこと、昨年九月制定の會社經理統制令が今日なほくすぶつてゐることなどは周知のところである。

本條の内容は三つの重要事項から成つてゐる。第一は會社の設立、資本の増加、合併、目的變更、

社債の募集、第二回以後の株金の拂込につき制限または禁止すること、即ち會社資金調整に關する事項である、これは勞力、物資に對應して資金が不急不要方面に流れるのを防止して戰時必要な方面への供給を確保しようとするものである。しかし本項は昭和十二年制定の臨時資金調整法と全く重複するので發動の必要が認められてゐない。次は會社の利益金の處分、償却その他經理に關し必要な命令をなすこと、即ち會社の經理命令に關する事項である。これは企業の利益金に對して高配當や不要な方面への支出を抑制し資産償却その他再生産へ向はしめて企業經營を強固ならしめると共にその他經理全般について監督し、以て生産原價計算をも明瞭ならしめようとするものである。この項は會社經理統制令によつてほぼ全面的に發動されてゐる。第三は銀行、信託會社、保險會社その他勅令を以て指定する者に對し資金運用命令をなすこと、即ち資金融通令である。この項は資金供給側たる金融機關に對する統制であるが、その統制は不要なる方面への供給制限と、必要な方面への積極的供給命令との二面から成る。消極的制限は本條第一項の資金調整もまたその機能を有するのであつて、第三項の面目は積極的供給命令にある。しかしこの點について今回改正が行はれたのである。即ち資金の運用の外に債務の引受若くは債務の保證が命ぜられることになる。

債務の引受若くは債務の保證命令は如何なる内容を持つかといふに、これについては金融機關が非

金融機關に對して債務の引受若くは保證する場合と、金融機關相互間になされる場合とが考へられる。前者の場合は、現在の實情に即して考へれば、現行資金運用令は興銀と朝鮮殖産銀行との兩行に對して融通令を發することになつてゐることから見て、興銀が一定事業會社に對して債務の引受若くは保證をなして資金を融通したと同様の効果を擧げようとするものである。それによつて資金を節約し延いてはインフレ防止にも貢獻せんとするものである。大藏省はこの點がこの改正の狙ひであることを委員會において明らかにしてゐる。

質問 一般銀行に對して債務の引受または保證の條項を發動するや。

河田藏相 理論を離れていへばさういふことは考へてをらぬ。

質問 ある個人銀行が引受けたものを更に興銀が保證することがあり得るや。

相田銀行局長 債務の引受または保證について具體的に頭の中で考へてゐることは今日興銀に對して融資命令を出し、興銀がこれに基いてある會社に資金を融通し、その會社はその融通資金を債權者たる金融機關に支拂ふやうな場合において、若し手形の引受を命ずることが出来れば實際に興銀が資金を調達してそれを會社に貸付け、會社がそれを更に債權者銀行に利子といふ手續を省略して、會社の他の銀行に對する手形の引受を興銀がやれば、これで以て複雑なる金融の動きを省略して、

市中銀行の資金を利用することが出来る譯である、さういふことを狙つてゐる。また新たに資金を調達する必要のある時局産業會社がある場合に、一々興銀に融資命令を出して資金を貸付けさせる代りに、興銀に保證を命じあるひは手形の引受を命じ、これによつて市中銀行から資金を調達することが可能なやうにする、かういふのが債務の引受または債務の保證を加へた趣旨である。(衆議院速記録)

金融非常措置も出来る

しかしながら第十一條の改正について法文上の解釋を下すとき、單に生擴資金操作の圓滑化や資金の節約に止まることなく、必要あらば銀行間乃至金融機關の間にも債務の引受または保證をなさしめ以て一朝有事の際における金融上の非常措置に關する規定たらしめんとしてゐることは明瞭である。即ち企畫院總裁の逐條説明によれば、

金融統制の實際に鑑みて銀行に對して融資命令を發動するの外これに對して債務の引受または保證を命ずるのがより効果的に目的を達し得る場合があることを考へたからである。なほ本追加規定の活用によつて萬一の場合經濟界の不安を防止する効果をも期待してゐる。

旨を述べてゐる。

さてしからばかやうないはゞ金融上の非常措置として本規定は如何に具體的に活用されるかといふに、この點については中島彌團次委員と企畫院總裁との質疑應答によつて大要が明らかにされたが、その質疑應答を要約すれば次の如くである。まづ第一は銀行の債務に對する場合である。即ち銀行の債務として最も大きなものは預金であるが、この預金の引出しに遭つて銀行が困窮した場合に、本條を發動してその銀行を救済するやう他の銀行に命令することが考慮される。次は銀行と銀行との間に債務があつてその支拂に窮した場合である。かゝる場合に日銀あるひは他の有力銀行に對してその債務の引受または債務の保證をなさしめることが出来る。また爲替銀行についていへば抱込んだ輸出ビルの處分に困つた場合等にも最後の手段としては本條の發動による救済が考へられる。なほ本條は銀行のみならず、

『銀行、信託會社、保險會社、其ノ他勅令ヲ以テ指定スル者』

とあるが、信託、保險その他勅令を以て定むる金融機關についても、右の銀行の場合と同様の適用が考へられるのである、しかし實際問題としても、また政府の方針としても債務の引受または保證の命令は銀行だけに止め、保險、信託、その他金融機關に對しては命令しないことを企畫院總裁は次の如

く明らかにしてゐる。

保証を受ける方の場合については信託會社の場合も考慮される……しかし債務の引受または債務の保証は銀行だけに命令する、さう多數の機關を使ふ必要もないし、銀行だけで足りると思つてゐる……この規定は要するに誰が保証するか、誰が債務を引受けるかといふことを規定するわけであるがそれは銀行に限る、つまり保証命令、引受命令を出すのは銀行に對して出す、引受または保証を受ける方は信託であつても普通會社であつても同様である。(衆議院速記録)

即ち信託が預金の引出しに遭つたとか、あるひは保險會社が大火災のために支拂が一時に殺到し、または持株の暴落で行詰つたやうな場合、必要あれば本條を發動して救済するのであるが、その救済命令を他の信託會社や保險會社に對して發することはなく、その命令は銀行に對してのみ發するわけである。かやうに第十一條は事業會社に對する資金救済に止まらず、各種金融機關の救済のためにも一定の銀行に對して資金融通令若くは債務の引受または保証命令を出し得ることとなり、金融上の非常措置に關する重大な規定となるのである。

しからば從來かゝる非常措置に關するものとして憲法第七十條の財政上の緊急處分が存在してゐるが、この憲法七十條と本條とは今後どういふ關係に立つであらうか。これについて企畫院總裁は、本

條は憲法七十條とは全然別個にして抵觸するものではない。しかし憲法七十條が發動する如き事態の發生を防止するために本條は十分活用し得る旨を左の如く述べてゐる。

第十一條は生産擴充の圓滑な進展を豫期しての條項であり、それより段々發達したものであつて、國家全體に互るところの憲法第七十條に豫期したやうな場合には、やはり憲法上の手續を採ることが宜しいであらうと思ふ。しかしそこは政治上の問題にもなるだらうと思ふが、出來得る限り債務の引受または保証といふやうな處置によつて、財政上非常な緊急の場合を生ずることのないやうに豫め處置をして置くことについては、本條は十分活用して行くことが出來ると思ふ。

かくして第十一條は廣汎な金融統制規定から、更に非常措置規定たり得る大改正を見たのである。

△關係勅令

- 一、會社經理統制令(勅令第六百八十號)十五年十月十九日公布、同年十月二十日實施
 - 一、銀行等資金運用令(勅令第六百八十一號)十五年十月十九日公布、同年十月二十日實施
- また第十二條では左の如く資金の調達について注目すべき規定をしてゐる。

第十二條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ總動員業務タル事業ヲ營ム會社ノ當該事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲ノ社債ノ募集ニ付商法第二百九十七條ノ規定ニ拘ラズ勅令ヲ以

テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

即ち本條は臨時資金調整法の第八條、第九條の規定と大體同じ趣旨のものであるが、要するに現行同法で規定してある社債募集及資本の増加に關する制限を、緩和せんとしたものである。戰時に際し急速に設備の擴張を要する事業に對し、資金の調達を容易ならしめる爲には、どうしてもこの種の規定が必要であるわけだ。

改正商法の第二百九十七條の規定は二つあつて、その一つは、社債の總額は拂込み株金額を超ゆることを得ずといふ規定であり、他の一つは、最後の貸借對照表に依り會社に現存する財産が拂込み株金額に満たないときは、社債の總額はその財産の額を超ゆる事を得ずといふ規定である。この規定を排除するのが本條であるが、無制限に排除するのでは無く社債募集に當つて一定の限度を規定すると共に政府の許可を受けることに勅令で決めることになつてゐる。

資金調整法の第九條には、時局に緊要なる事業を營む會社はその事業に屬する設備の費用に充つるため商法第二百條（改正商法第二百九十七條）の規定による制限を超えて社債を募集することを得ると書いてあるが、但し書として社債の總額は拂込んだ株金額の二倍を超ゆる事を得ないとあり、又最終の貸借對照表に依り會社に現存する財産が拂込み株金額に満たないときは、この規定の適用を受けな

いとあつて、商法の規定たる制限を緩和するものではあるが、その緩和にも一定の制限のあることを示してゐる。本條はこの趣旨を盛つたものである。

不動産はどんな場合徵用されるか

第十三條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ニ屬スル工場、事業場、船舶其ノ他ノ施設又ハ之ニ轉用スルコトヲ得ル施設ノ全部又ハ一部ヲ管理、使用又ハ收用スルコトヲ得

政府ハ前項ニ掲グルモノヲ使用又ハ收用スル場合ニ於テ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ從業者ヲ供用セシメ又ハ當施該設ニ於テ現ニ實施スル特許發明若ハ登録實用新案ヲ實施スルコトヲ得
政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アル時ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務ニ必要ナル土地若ハ家屋其ノ他ノ工作物ヲ管理、使用若ハ收用シ又ハ總動員業務ヲ行フ者ヲシテ之ヲ使用若ハ收用セシムルコトヲ得

本條は舊法の第三項中の「土地又ハ家屋其ノ他ノ工作物ヲ管理、使用又ハ收用スルコトヲ得」を「土地若ハ家屋其ノ他ノ工作物ヲ管理、使用若ハ收用シ又ハ總動員業務ヲ行フ者ヲシテ之ヲ使用若

「収用セシムルコトヲ得」に改正された、本條は土地家屋、工作物等の不動産乃至準不動産に對する徵用規定であつて、第十條の物質の収用令、即ち動産の徵用規定と相應するものである。従つて第十條が使用収用權を總動員業務を行ふ民間にも與へられるやうに改正されたのと同様趣旨で、本條も民間にも與へられるやうに改正されたものである。そこで改正趣旨については、詳しい説明を要しないと思ふが、元來本條第三項は總動員法實施によつて廢止された軍需工業動員法の第三條を、承けついでたものであつて、土地収用法が収用し得る場合を列擧してゐる不便を除去するために「總動員業務ニ必要ナル場合」に範圍を擴大したものである。しかし使用、収用とは第十條の場合に説明した如く、實體權の得喪に關するものであつて、しかもこの重大權限が民間にも賦與されることとなるので、これが運用には特に慎重を期すべきである。使用、収用の實體、對象は必要缺くべからざる特定のものに限り、またその手續は原則として合意の賣買によるべきである。これについて衆議院委員會において竹内企畫院第五部長から次の如く慎重な運用方針を述べてゐる。

土地家屋の収用といふことは土地収用法があり、特別な公共事業たとへば電氣事業の場合には民間の會社としても収用權を認めてゐる法令がある。その他最近では製鐵事業法、航空機事業法等の特別法にもある。今回はさういふ風に限定せず廣く書いてあるが、兎に角、總動員業務をやる重要な

民間の會社といふ場合である。これも勅令で詳しく決めるが、それに収用權を認めるのは政府が認定する。政府がその會社が土地収用を行ふことを認める。この手續の問題も大體今の土地収用法その他にならふといふことになると思ふ。収用權を認められた會社は、その所有者と色々代償價格その他を協議する。そこで妥當な價格によつて代償を支拂つてこれを収用する。名前は補償となるが事實は代金の支拂になる。(速記録)

しかし兎に角、従業者が土地を収用する場合には、前記の事業法の外礦業法、自動車交通事業法、有機合成事業法あるひは人造石油事業法等と、それ／＼法規の制定を必要としてゐたが、今回の改正によつて、廣く總動員業務を行ふ者は政府の認可によつて、土地その他の収用權を與へられることになる譯である。

なほ本條の全體について簡単に説明して置かう。第一項は總動員業務に所屬する諸施設に對する政府の管理、使用、収用規定であるが、施設とは後述する第十六條の設備より廣い觀念であつて、物質的設備に限られず、人的設備をも加へた一つの有機體を考へたものである。管理とは施設の運営について事業主を指揮監督する支配關係を設定することである。使用、収用の如く、事業主を排除して自ら運営に當るものではない。従つてその損益は事業主に矢張り歸屬する。管理はかやうに支配關係の

設定である故に第三項において、總動員業務を行ふ民間に對しては使用、收用権のみを與へることとして、管理権を與へなかつたのである。第二項の従業者の使用、特許權等の實施規定は、第一項の補完的規定と見ることが出来る、従業者の供用規定は第一項によつて施設を使用、收用する場合、従業者をも使用することが必要である場合に對處するための規定である。施設の單なる管理の場合には、事業主が引續いてゐるので、従業者の供用問題が起らないことはいふまでもない。特許發明若しくは登録實用新案の實施規定は、これ等の權利の保護法規があるために工場等を使用、收用しても當該工場で實施中の特許權が、切離されるやうなことがある恐れがあるので、これ等の權利の實施につき規定したものである。第三項については前述したところである。なほ本條の規定の發動によつて生じた損失は第二十七條によつて補償され、違反したる場合には第二十三條により罰せられる。

△關係勅令

- 一、工場事業場管理令（勅令第三百十九號）十三年五月四日公布、同年五月五日實施
- 一、工場事業使用徵用令（勅令第九百一號）十四年十二月二十九日公布、十五年二月一日實施
- 一、土地工作物管理使用徵用令（勅令第九百二號）十四年十二月二十九日公布、十五年二月一日實施
- 一、臨時農業管理令（勅令第四百十四號）十六年二月一日公布同日實施

舊所有者の保護規定

第十四條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ鑛業權、砂鑛權及水ノ使用ニ關スル權利ヲ使用若ハ收用シ又ハ總動員業務ヲ行フ者ヲシテ特許發明及登録實用新案ヲ實施セシメ若ハ鑛業權、砂鑛權及水ノ使用ニ關スル權利ヲ使用セシムルコトヲ得

本條は舊法の結尾の『使用又ハ收用スルコトヲ得』を『使用若ハ收用シ』と改め『又ハ總動員業務ヲ行フ者』以下を追加した。第十條の動産徵用、第十三條の不動産徵用に對應して、本條は鑛業權水利權、砂鑛權等のいはゞ無體財産權の徵用規定である。現行鑛業法によれば、鑛業權を設定しなければ土地の所有者といへども鑛業をなすことを得ない。従つて國家といへども第十三條によつて鑛山の鑛業設備を使用收用しても目的を達するためには鑛業權を使用收用する必要がある。本案はこの措置を可能ならしめる規定である。

しかして今回の改正の趣旨は第十條、第十三條の改正と同様に總動員等を行ふ民間にも鑛業權、砂鑛權、水利權の使用收用權を與へんとするものである。これによつてたとへば權利のみを持つて實際の採掘をなさざる權利者からその權利を他の特定民間人に使用せしめて鑛物の増産を圖ることが出来る

るのである。

次に特許發明及び登録實用新案についても特定民間に對してこれ等の權利を實施せしめる。即ち最近我國でも公益優先の見地から技術の向上、生産能率の高度化のために自發的に技術の公開が行はれてゐる。この技術の公開が今後もしも自發的になされるのに越したことはないが、自發的公開がうまく行かない場合には本條の發動によつて強制される譯である。政府の特許權等に對する實施權は前述の如く前條で規定されてゐるので本條ではこの規定は不要である。たゞこゝで注意すべきことは前條第二項における政府の實施權は政府がある施設を使用收用した場合「當該施設ニ於テ現ニ實施スル特許發明若ハ登録實用新案ヲ實施スル」となつてゐて、實施される特許權等は、管理、使用、收用された施設において現に實施されてゐるものに限られてゐる。これに對して本條においては實施中であるや否やに拘らず特定の民間をして實施せしめ得る、即ち一定の特許權、登録實用新案は施設とは全然別個に他の者の手によつて實施されることとなるのであつて、重大な改正といはねばならない。なほ第十條の對象も、第十三條の對象も、更に本條の鑛業權等も使用、收用されることとなつてゐるに反して、特許發明、實用新案に對しては實施權のみが規定されてゐるのは、特許法、實用新案法に使用、收用が規定されてゐるので、本法では實施のみで足りるといふ見解に基づくものである。

第十五條 前二條ノ規定ニ依リ政府ノ收用シタルモノ不用ニ歸シタル場合ニ於テ收用シタル時ヨリ十年内ニ拂下グルトキ又ハ第十三條第三項ノ規定ニ依リ總動員業務ヲ行フ者ノ收用シタルモノ收用シタル時ヨリ十年内ニ不用ニ歸シタルトキハ勅令ノ定ムル所ニヨリ舊所有者若ハ舊權利者又ハ其ノ一般承繼人ハ優先ニ之ヲ買受クルコトヲ得

本條は法文にある如く前二條において收用されたものに對する舊所有者の優先買受權を規定したものであつて、本條の改正も前二條において政府のほかに「總動員業務ヲ行フ者云々」が追加されたことに伴つて「政府ノ」と「又ハ第十三條第三項ノ云々」が追加されることになつたものである。本條では收用されたものに對してのみ買受を規定してゐるが、前二條においては「使用」「實施」されるものがあり、これに對して買受が規定されてゐないのはちよつと奇異のやうでもあるが使用の對象は消耗品にして拂下といふことは起らない。また特許權等についてもこれを實施してしまへばその財産的價値は消滅する。従つて使用若くは實施の開始のとき補償がなされるのである。

さて收用されたものゝ優先買受權についてであるが、これはいふまでもなく舊所有者等に對する保護規定であつて、拂下乃至不用に歸して處分する場合には收用者は舊所有者に對して先づ賣渡の申込をなすべき拘束を受け、舊所有者はまたその申込を請求し得る權利があるわけである。この優先買受

権ある者として「舊所有者若は舊権利者又ハ其ノ一般承継人」とあるが、舊所有者は當然であるが、舊権利者とは收用されたものに對する擔保物權、地上權、貸借權等の権利者ではなく、工場、土地、家屋等の舊所有者に相當する鑛業權、砂鑛權、水利權の権利者のみを意味するものとされてゐる。また一般承継人とは相續人、會社の場合には合併後存續する會社及び合併によつて設立された會社を包含する。しかし買受價格についてはその價格が種々變動してゐる場合が多いので一切の場合に應じて妥當な價格を總動員補償委員會で決定することゝなつてゐる。

企業の整理合同命令

第十六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ニ屬スル設備ノ新設若ハ改良ヲ制限若ハ禁止シ又ハ總動員業務タル事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ命ズルコトヲ得

本條は前段において不要不急の事業設備の新設、擴張、改良を禁止制限し、後段において總動員業務に屬する事業設備の新設、擴張または改良を命じ得る權限を定め、以て不急事業の發生を抑制しこれによつて節約し得たる勞力、資金、物資を緊急の生産力擴充に振向けようとするものである。

前段の不急事業の抑制は臨時資金調整法の運用によつて目的を達しうるので、本條の眞面目は後段の總動員業務に屬する事業設備に對する積極命令にある。事業設備に對する積極命令立法としては鑛業法、石油業法、自動車製造事業法、工作機械製造事業法、その他特別事業法があるが、本條は廣く總動員業務の事業設備一般に適用されるものである。

本條の規定に依り命令した設備の新設、擴張、改良により生じた損失は第二十七條の規定によつて補償せられる。また本條の制限、禁止または命令に違反した場合には第三十四條によつて二年以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處せられる。

△關係勅令

一、總動員業務事業設備令（勅令第四百二十七號）十四年七月一日公布、同年七月十日實施

第十六條ノ二 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ニ屬スル設備又ハ權利ノ擴張其ノ他ノ處分、出資、使用及移動ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得（全文追加）

本條は今回新たに追加された規定である。現下の資材不足に鑑みて既存物資を出来るだけ高能率的に活用し、重要産業の生産力の向上を圖らんとするものである。従つて本條は第八條の物資統制規定

と統制内容では近似するものである。兩規定の相違は統制對象の相違にある。即ち第八條は個々の商品の如きバラ／＼の個體を對象とするのに對して、本條は一つの設備即ち物資の一定の集合體を對象としてゐる。たとへば個々の器具、機械は第八條によつて統制されるが、一定の事業設備は本條の對象である。

しかして事業設備の新設、擴張、改良に關する命令は第十六條の規定するところであるが、これだけでは現存設備を最も有効に利用するにはなほ不十分であるので、本條の追加規定をなしたものである。即ち設備の新設、擴張、改良の如く、新たに物資を必要とする規定の外に、遊休設備の如き既存物資の活用規定である。本條中の譲渡その他の處分、使用、移動の字句意義は第八條における解釋と同様である。出資とは現物出資と解すべきである。事業に屬する權利とは營業權等を意味し、本條の命令によつて生じた損失についての第二十七條の補償の際に營業權等を認めんとするものである。要するに本條は會社合併等の手段によらず設備の譲渡、出資等によつて遊休設備の活用、經營の合理化、不急用途への使用防止等がなされる譯である。

なほ遊休設備についてはたとへば資材の不足、資金調達不能によつて工場設備が遊んでゐる場合があるが、かゝる設備も包含されるか否かは重大な點であるが、企畫院總裁は次の如く肯定的な含審がある。

る答辯をなしてゐる。

抽象的にいふことは危険であると思ふが、要するに遊休設備を相當思ひ切つて活用しなければならぬ時期になりつゝある。かゝる必要の場合には總動員法の活用が行はれる……一般的にいふことはむづかしいが、たとへば鋼鐵についていへば屑鐵の回収もしなくてはならぬといふ時期であるので遊休設備、遊休資材を動員活用することは總動員法の一審大きな眼目である……。(二月三日衆議院速記録)

本條に關する補償については第二十七條で規定されてをり、また課税上の優遇についても後述する如く第十八條の三で規定されてゐる。本條に對する違反は第三十四條によつて二年以上の懲役または三千圓以下の罰金に處せられる。

第十六條ノ三 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ノ開始委託、共同經營、讓渡、廢止若ハ休止又ハ法人ノ目的變更、合併若ハ解散ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得。(全文追加)

本條は事業統制の最高法規である。政府の經濟新體制において最も喧ましい企業合同は本令の發動で實現される。第十六條、第十六條の二は何れも事業に屬する設備に對する統制法規であるが、本條

は事業そのもの、會社そのものに對する統制法規である。即ち本條は事業に對して(イ)開始(ロ)委託、共同經營、讓渡(ハ)廢止、休止を命じ法人に對して(イ)目的變更(ロ)合併、解散を命じ得るのである。事業の開始とは創業を命ずることではなく、開始の制限を目的とする消極的立法とされてゐる。委託とはたとへば非能率的なものを他の事業に委託經營せしめる考へ方である。讓渡は營業讓渡である。法人の目的變更は法人格の變更ではなくして、たとへば從來セルロイドを製造してゐたものを火藥の製造の目的に變更するやうな、事業種目の變更を意味する。合併若くは解散とはいはゆる企業合同命令の規定である。

かやうに本案は事業及び會社に對して廣汎な命令をなし得るのであるが、本條の實際の運用について少しく説明したい。本條の運用と關聯して株式會社制度に對して變更を加へる考へが包含されてゐるやについて先づ疑問が抱かれるが、本條の法人の目的變更は前述の如く法人の本質に對する變更を目的とするものでないことによつて推知されることである。株式會社制度、即ち株式の自由性、讓渡性、更に株主總會、重役制度の如き機構については何等干渉する考へはない。次に國家が合同命令をなす場合には經營の責任についても考慮するといふ意味において合同命令と同時に第十一條の融資命令も伴ふべきであるといふ點については、第十六條、第十六條の二と同様に關聯せしめられること

となつてゐる。第三には合同命令は重要産業のみならず平和産業に對しても發動される。従つて電氣事業等の合同と同様に銀行等の合同についても發動される。

なほ合同については優秀設備と低能率設備との合同合併が行はれる場合の取扱問題がある。合併比率その他の條件は省令かその他一定の細則を規定することとなるものと見られるが、異議申立に對する調停機關の設置も考慮されてゐる。

本條に伴なふ補償は第二十七條、免稅は第十八條の三で規定され、罰則は前條と同様に第三十四條が適用される。

第十七條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ同種若ハ異種ノ事業主間ニ於ケル當該事業ニ關スル統制協定ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制協定ノ設定、變更若ハ取消ヲ命ジ又ハ統制協定ノ加盟者若ハ其ノ統制協定ニ加盟セザル事業主ニ對シ其ノ統制協定ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

本條は舊法の「總動員業務タル同種若ハ異種ノ」を單に「同種若ハ異種ノ」に改正して「總動員業務タル」を削除したものである。本條は生産數量、生産分野、販賣價格、販賣數量、販路、輸送等について事業主間に統制協定を設定せしめ、第八條の生産統制、第十六條及び同條の二、三の事業設備

統制と相待つて事業統制の完璧を期せんとするものである。従つて本條における『總動員業務タル』の字句が削除されて全事業に及ぶことに修正されたのは當然である。

これを具體的に見るならば、舊法では物資の節約、活用上奢侈品製造事業などに對して統制協定を命令することを得なかつたのである。また異種の事業の事業主間の統制協定、即ち生産業者と販賣業者、輸入業者と生産業者、取扱商品を異にする綿織物業者とスフ織物業者の如き場合における統制協定も舊法では範圍が極めて制限されざるを得なかつたのである。今後はかかる制限が撤廢されて総合的な統制協定が設定され得る譯である。

さてこれら統制協定に對して政府の行使し得る権限はといふに、大體三種に分れる。即ち第一は統制協定の設定、變更、廢止につき認可を受けしむる消極的監督、第二は積極的監督として統制協定の設定、變更、廢止を命ずる。第三は統制協定の加盟者または非加盟者に對して當該協定に従はしむべく當該協定に法的権限を付與するものである。

なほ本條の命令に違反したる者は二年以下の懲役または三千圓以下の罰金に處せられ（第三十四條五號）情狀によつては兩刑を併科する。（第三十五條）

『産業團體令』とはどんなものか

第十八條 政府ハ戦時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニヨリ同種若ハ異種ノ事業ノ事業主又ハ其ノ團體ニ對シ當該事業ノ統制又ハ統制ノ爲ニスル經營ヲ目的トスル團體又ハ會社ノ設立ヲ命ズルコトヲ得 前項ノ命令ニ依リ設立セラルル團體ハ法人トス第一項ノ規定ニヨリ設立ヲ命ゼラレタル者其ノ設立ヲ爲サザルトキハ政府ハ定款ノ作成其ノ他設立ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第一項ノ團體成立シタルトキハ政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ當該團體ノ構成員タル資格ヲ有スル者ヲシテ其ノ團體ノ構成員タラシムルコトヲ得

政府ハ第一項ノ團體ニ對シ其ノ構成員（其ノ構成員ノ構成員ヲ含ム以下之レニ同ジ）ノ事業ニ關スル統制規程ノ設定、變更若ハ廢止ニ認可ヲ受ケシメ、統制規程設定ノ若ハ構成員タル資格ヲ有スル者ニ對シ團體ノ統制規程ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第一項ノ團體又ハ會社ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條の改正點は舊法『總動員業務タル同種若ハ異種ノ』を單に『同種若ハ異種ノ』に『組合』

を「團體」に「組合員」を「構成員」に改め、更に「統制ノ爲ニスル經營ヲ目的トスル團體又ハ會社ノ設立」を追加したのがその主なるものである。本條は第十七條の統制協定から更に一步を進めて事業主間に團體または會社の設立を命ずるものである。新經濟體制の重要問題になつてゐる産業團體の結成は本條の發動によつて遂行される。

そこで本條の内容について概説すれば、第一項は團體または會社の設立命令である。團體とは各事業家が公益優先を自覺ししかも自主的に總體の計畫を遂行することを目的とする。從來の組合の如く利害の一致する點だけ相談し合ふやうなものではなく、全力を綜合し團結せしめる、従つてその理事者といふか主宰者は指導者原理で統裁する。統制のためにする會社とは原則として團體を設立するが共同購入とか共同輸入あるひは販賣等の特殊の場合に會社の設立が考へられる。第二項は團體の性格にして法人とする。民法上の組合は組合員の契約に基づくもので各組合員は獨立の地位を有するが、團體の構成員は獨立性を有しない。第三項は設立命令に服従しない場合政府の強制設立に關する規定である。第四項は團體が成立したる場合その構成員たる資格を有する者とその意思の如何に拘らず構成員たらしめる規定である。第五項は團體の統制規定に對する政府の干渉權限を規定したものであつて、その干渉權限は第十七條におけると同様に消極、積極の干渉と構成員の服從命令の三權限であ

る。後段の團體または會社に關し必要な事項は勅令で定むとは團體または會社の業務各般に對し必要な命令をなすための規定である。

、大要以上の如き本條によつて設立される團體または會社について小島商工次官は大要左の如き總括的説明をなした。

團體編成の主眼點は重要産業別に關係業者を網羅して組織し、その機能は政府の協力機關にして重要國策立案について政府に協力し、その具體的の實施計畫を立案し實施の責に任ずる。構成員の統制運営、關係事業の整備確立、技術の向上、能率の増進、その他事業の發達に關する事項を擔當する……今後は團體が整備すれば、個人を對象とした煩雜な統制法規は漸次改廢して行く。(衆議院速記録)

なほ本條の罰則は第一項關係は第三十八條、第五項關係は第三十四條、團體または會社役員收賄は第四十六條によつて罰せられる。

債務處理、課税の特例

第十八條ノ二 第十六條ノ二ノ規定ニ依リ設備若ハ權利ノ讓渡若ハ出資ヲ命ジ、又ハ第十六條ノ

三ノ規定ニ依リ事業ノ讓渡ヲ命ジタル場合ニ於テ讓渡者又ハ出資者ノ負擔スル債務ノ承繼及其ノ擔保ノ處理ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ定ム(全文追加)

本條は今回新たに追加されたものである。第十六條の二による設備や権利の讓渡、出資を、また第十六條の三による事業そのもの、讓渡、出資を圓滑に行はしめるために設けられた規定である。即ち設備や権利、あるひは事業については多くの場合事業の關係上債務が伴なつてをり、また債務の關係から抵當權が設定してある。更に大きな事業になれば工場財團といふやうなものもある。これらの債務や擔保についての處理を規定するものであるが、その點方針は勅令で定むることとなつて法文上には規定されてゐない。

この點について衆議院委員會における竹内金書院第五部長の説明によれば、本條は設備や事業の讓渡等の場合の債務や擔保の處理に關する諸法律上の制限に拘らず、處理上の特例を設けて手續を簡便にせんとするものである。即ち普通の場合には設備等の讓渡をしても債務については讓渡を命ぜられた元の設備の所有者が負擔するものである。しかし債權者保護の考へから、かういふ場合には設備の讓渡を受けた者の方にその債務の肩代りをさせることが適當であらうと考へられる。従つて民法や商法に對する例外規定をすることになる。その他擔保の處理については工場抵當法とか色々な特別法が

あつて諸制限があるが、手續を敏活にし實際に合ふやうにするために、これらの法律に對する例外規定を必要に應じて勅令で定めようとするものである

第十八條ノ三 第十六條ノ二ノ規定ニ依ル設備若ハ權利ノ讓渡若ハ出資、第十六條ノ三ノ規定ニ依ル事業ノ讓渡若ハ法人ノ合併又ハ第十八條第一項若ハ第三項ノ規定ニ依リ設立セラルル團體若ハ會社ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ課稅標準ノ計算ニ關スル特例ヲ設ケ又ハ租稅ノ減免ヲ爲スコトヲ得。(全文追加)

本條は新たに追加されたものであるが、前條と同様に補充的規定にして、第十六條の二の設備、權利の讓渡や出資、第十六條の三の事業の讓渡や法人の合併、第十八條の團體や會社の設立は、何れも戦時經濟の運營の必要に基づき國策に従つてなされるものであるので、租稅上優遇の措置を講ずることとなつたものである。換言すれば企業の整理合同、團體の設立等をこれによつて促進せんとするものである。

しからば具體的にいつて租稅上如何に優遇されるかといふに、これは勅令で今後決められるものであるが、松隈主稅局長外政府委員の委員會における答辯を綜合するに大要次の如くである。第一の原則としては現在既に多數の國策會社、特殊會社があつて租稅上種々の特典を與へられてゐるので、こ

れらと均衡を失しないやうに決定する。そこで先づ第十六條の二による設備若くは権利の譲渡、出資第十六の三による事業の譲渡、法人の合併の場合についてあるが、この場合一番問題となるのは評價益に對する課税問題である。例へば優良な會社になるほど減價消却して記帳價格が低くなつてゐるので、譲渡出資した場合に受取る株式は記帳價格より著しく多額となる。この評價益に對して普通ならば課税するが、第十六條の二の場合には評價益を計上せず、受取つた株式を減價しても差支へない、従つて課税しないことになる。次には登録税を軽減する、普通ならば不動産の登録税は千分の三十であるが、これを千分の三程度に軽減する。資本増加の登録税は千分の五を千分の一に軽減する。しかし法人税、營業税、清算所得税等は免税しない。第十八條の第一項、第三項による團體又は會社の設立については所得税、法人税、營業税、特別法人税、登録税、印紙税を軽減または免除する。第十八條による團體若しくは會社は純粹に公益目的に従つて設立されたものである故に、各種の税において軽減免除せんとするものである。

なほ第十六條の三、第十八條の一、三によつて會社合同、合併された場合、會社や團體が設立された場合には二重課税の問題が起る。既存の會社が全部解消すれば問題ないが新たに會社が出来た場合には二重課税される恐れがあるが、政府側は「さういふことのないやうにするために本條を設けた」と答辯してゐる。

最後にも一つ問題がある。第十六條も第十八條も命令によつて整理合同され、あるひは會社が設立される。しかし實際の場合は命令が發動される前に政府の勸奨によつて行はれることがむしろ多いと思はれる。またさうすることが圓滑に事が運ぶ。しかるに法規上は命令によつて實行されたものが租税上優遇されることとなつてゐるために右の如く勸奨によるものはその恩典に浴しないといふことも考へられる。この點についての質疑に對し、企畫院總裁は勸奨による場合も租税上の恩典を適用する意向を表明した。

物價統制の徹底化

第十九條 政府は戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ價格、運送賃、保管料、保險料、賃貸料、加工賃、修繕料其ノ他ノ財産的給付ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得本條は物價統制の基本法規であるが、舊法の『又ハ加工賃』を『加工賃、修繕料其ノ他ノ財産的給付』に改正されて、舊法では物價統制の對象としては價格即ち商品に對して支拂はれる貨幣の額、運送賃即ち貨物または旅客の運送の報酬として受け取る賃金、保管料即ち他人の寄託を受けて他人の物

を占有保管する代償として寄託者から受取る報酬、保険料即ち被保険者が保険者に對し支拂ふ一定の金額、賃貸料即ち賃貸借により自己の物を使用または収益せしめて受取る賃金、加工賃即ち他人の物に一定の工作を加へて受取る報酬、この六種目を列挙限定した。これ等のほかにも價格構成要素があることは認められたが、最重要な直接的な六要素をおさへれば他の要素が自ら押へられ得るといふ考慮に出でたものであつた。

しかるに實施の經驗によれば除外された構成要素のために價格政策の破綻を見ることが明らかになつたので、右の六要素の外に『修繕料其ノ他ノ財産的給付』をも抑制することに今回改正されたのである。そこで新規に追加された對象の具體的な内容であるが、先づ修繕料について見てもその範圍は非常に廣く、また加工賃と重複する部分も相當に多いと思はれる。差當つて考へられてゐるものは自動車、自轉車、時計、機械器具などの修繕料といふやうなものである。『其ノ他ノ財産的給付』とは請負賃が重要なものである。大工、左官、植木屋、墨屋等の請負賃、それから手數料が考へられる。たとへば組合の委託販賣手數料、問屋口錢、その他賣買手數料等である。更に周旋料も財産的給付に含まれる、サービス料は觀念上は包含されるが實際的には技術的に困難なため含まれないであらう。しかし一割とか二割といふやうにはつきりしたものは統制對象になるかも知れない。なほ統制の技術

的困難はサービス料に止まらず、修繕料やその他の財産的給付も大體同様である。従つて可能なものは價格を公定するが、これが困難であれば組合などに協定させ、これを政府が認可するといふ方法によるものと見られる。

なほ本條の規定違反に對する罰則は第三十一條の二に規定され、十年以下の懲役または五萬圓以下の罰金の嚴罰主義である。

△關係勅令

- 一、價格等統制令（勅令第七百三號）十四年十月十八日公布、同年十月二十日實施
- 一、小作料統制令（勅令第八百二十三號）十四年十二月六日公布、同年十二月十一日實施
- 一、價格等統制令中改正令（勅令第六百七十七號）十五年十月十九日公布、同年十月二十日實施
- 一、地代家賃統制令（勅令第六百七十八號）十五年十月十九日公布、同年十月二十日實施
- 一、宅地建物等價格統制令（勅令第七百八十一號）十五年十一月二十一日公布、同年十一月二十五日實施
- 一、臨時農地價格統制令（勅令第九號）十六年一月三十日公布、同年二月一日實施

新聞・出版物はどう取締られるか

第二十條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令の定ムル所ニ依リ新聞紙其ノ他ノ出版物ノ掲載ニ付制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

政府ハ前項ノ制限又ハ禁止ニ違反シタル新聞其ノ他ノ出版物ニシテ國家總動員上支障アルモノノ發賣及頒布ヲ禁止シ之ヲ差押フルコトヲ得

此ノ場合ニ於テハ併セテ其ノ原版ヲ差押フルコトヲ得

新聞紙に對する取締りについては新聞紙法がある。而して同法の第二十三條には『内務大臣ハ新聞紙掲載ノ事項ニシテ安寧秩序ヲ紊シ又ハ風俗ヲ害スルモノト認ムルトキハ其ノ發賣及頒布ヲ禁止シ、必要ノ場合ニ於テハ之ヲ差押フルコトヲ得、前項ノ場合ニ於テ内務大臣ハ同一主旨ノ事項ノ掲載ヲ差止ムルコトヲ得』とあり、又同法第二十七條に『陸軍大臣、海軍大臣及外務大臣ハ新聞紙ニ對シ命令ヲ以テ軍事若ハ外交ニ關スル事項ノ掲載ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得』とあるので、この兩規則によつて發賣頒布を禁止したり、差押へを行つたり、或は掲載を差止める事が出来る仕組になつてゐるが、その缺點とされてゐる所は軍事外交以外に財政、經濟に關する規定が設けてないことである。勿論安寧秩序の解釋を廣義に行つて、實際には一般治安とか財政金融についても示達とか注意などによつて取締りを行つてゐるが、それでは不充分であるので本條を設けたわけである。新聞紙法と違つて

本條では軍事外交だけで無く、總動員上必要なるものであるならば何でも勅令に依つて掲載を禁止したり制限したりすることが出来るのである。

新聞紙以外の出版物の取締りについては新聞紙と何等の區別なく、同様に取締られることになつてゐる。出版物については出版法なるものがあつて同法の第十八條、第十九條及第二十一條の規定によつて軍事外交及び安寧秩序に關するものを取締つてゐるが、これも亦新聞紙法と同様の缺點があるので、本條の適用を受けさせることゝなつたものである。

第二項の規定は讀んで字の如く第一項の規定に新聞紙及出版物が違反した場合の處置を規定したものである。こゝにゆう原版といふのは紙型、寫真原版をも含むものである。

△關係勅令

- 一、新聞紙等掲載禁止令（勅令第三十七號）十六年一月十一日公布、同日實施

國民登録と技能者の養成

第二十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民及帝國臣民ヲ雇傭若ハ使用スル者ヲシテ帝國臣民ノ職業能力ニ關スル事項ヲ申告セシメ又ハ帝國臣民ノ職業能力ニ

關シ検査スルコトヲ得

總動員法第四條には臣民徵用の規定があり、又同法第六條には勞働力調整の規定が設けてある。然しながら戦時に際し國家總動員上技術者を必要とする場合に於て、その技術者が何處で働いてゐるか又何人位あるかはなかく簡単に調査することは困難である。其處で、かやうな必要がある場合直に技術者等を動員し得るためには前もつて國民の職業能力を調査しておかなければならない。この必要に基いて規定されたのが本條であるが、日本では寧ろ遲きに失する位で、各國では前大戰時代から行つてゐることである。なほ登録の事務を取扱ふものは第七十三議會を通過した職業紹介法中改正法律に依つて設けられる國營職業紹介所である。

△關係勅令

- 一、醫療關係者職業能力申告令(勅令第六百號) 十三年八月二十四日公布、同日實施
- 一、國民職業能力申告令(勅令第五號) 十四年一月七日公布、同一月二十日實施
- 一、船員職業能力申告令(勅令第二十三號) 十四年一月三十日公布、同日實施
- 一、獸醫師職業能力申告令(勅令第二十六號) 十四年二月二十四日公布、同日實施
- 一、國民職業能力申告令中改正令(勅令第六百七十三號) 十五年十月十九日公布、同十月二十日實施

第二十二條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ學校、養成所、工場、事業場其ノ他技能者ノ養成スル施設ノ管理者又ハ養成セラルベキ者ノ雇傭主ニ對シ國家總動員上必要ナル技能者ノ養成ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

本條で技能者といふのは單に熟練者のみならず。智的な特殊技能を有する者をも含む廣義なものである。然し實際に適用されるのは主として鑛工業關係の技能者であり、戦時に際して必要な熟練工や船乗りは一朝一夕にして養成することが出来ないで、平時から養成しておく必要がある。そこで學校とか工場主の他で熟練工の養成を命じたり、船員の教育を命じたりすることが當然必要となつてくる。これを規定したのが本條である。

勿論勅令に依つて命令を出すのであるが、命令を受ける對象となるものは養成熟練工そのものではなく、學校とか工場とか或は熟練工となるべき者と雇傭契約をしてゐる雇傭主である。

本條によつて命令を受けた場合、その命令を受けた者が損失を來すことがあるが、これに對しては後段に出てくる損失補償の規定がある。又命令に違反した場合の罰則規定もあるが、それは後述することにする。

△關係勅令

一、學校技能者養成令（勅令第三百十號）十四年三月三十一日公布、同年四月五日實施

一、工場事業技能者養成令（勅令第三百三十一號）十四年三月三十一日公布、同年四月五日實施

一、船舶運航技能者養成令（勅令第七百八十號）十四年十一月二十一日公布、同日實施

第二十三條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産、販賣又ハ輸入ヲ業トスル者ヲシテ當該物資又ハ其ノ原料若ハ材料ノ一定數量ヲ保有セシムルコトヲ得戰時に際して重要物資が如何に多く消耗されるかは今事變を通じて誰でも知つてゐることであり、戰時に備へる爲に平時から重要物資を或る程度ストックして置くことは極めて必要である。この意味から本條の規定が制定されたわけである。

勿論現行法に於ても、例へば製鐵事業法第二十一條とか或は石油業法第五條等には夫々一定數量の保持規定があるが、それは單に鐵とか石油とかの極く限られた物資に對する保有規定であつて廣範な動員物資に對する規定を含んでゐない。この不備を補ひ以て戰時に於ける物資の需要に應ぜしめんがためにこの規定を設けたものである。

而して本條の命令を受ける對象となるものは總動員物資の生産、販賣又は輸入を業とする者即ち營業者である。勿論この命令に依つて蒙る損失については損失補償の規定があると共に、命令に違反し

た場合には罰せられることになつてゐるが、この點については後述することにする。

官民提携の總動員準備

第二十四條 政府は國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ノ事業主又ハ戰時ニ際シ總動員業務ヲ實施セシムベキ者ヲシテ戰時ニ際シ實施セシムベキ總動員業務ニ關スル計畫ヲ設定セシメ又ハ當該計畫ニ基キ必要ナル演練ヲ爲サシムルコトヲ得

國家總動員を完備するためには單に政府だけが準備や計畫を樹てるだけでは充分ではない。やはり民間の計畫を充分取入れる必要があるわけで、政府と民間とか相協力して總動員準備をやつて行こうといふ所に本條の狙ひがあるわけである。

現行法に於ても産金法と防空法等には民間業者をして夫々の計畫を樹てしめる規定があるが、それ等の規定を更に擴大して一般化したものが本條である。勿論この規定は總動員業務に屬する事業を経営してゐる事業主や戰時に際して防空等の總動員業務を實施せしむべき者に對して命令を以て計畫を樹てさせたり、或はその計畫に基いて演習や訓練を行はせやうといふ趣旨である。

△關係勅令

一、總動員業務事業主計畫令（勅令第四百九十三號）十四年七月二十六日公布、同年八月一日施行

第二十五條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ總動員物資ノ生産若ハ修理ヲ業トスル者又ハ試験研究機關ノ管理者ニ對シ試験研究ヲ命ズルコトヲ得

資源に恵まれてゐない我が國に於てはどうしても頭腦による代用資源の發達を期さねばならないが戦時に於てはその必要が増し重大となつてくることは言ふまでもない。然し戦争が始まつてから慌てゝ研究を命じたところでどうにも成るものではないので、不斷から研究に力を入れることが必要である。この趣旨から設けられたのが本條の規定である。

本條により試験研究の命令を受ける者は總動員物資の生産又は修理を業とする事業主と試験研究機關の管理者であるが、事業主或は管理者の下に働いてゐる技術者自身が直接本條の命令に依つて義務を負ふのではない。然し此處で注意しなければならぬことは本條に基く勅令は命令者たる主務大臣から事業主或は管理者が直接發せられるといふことである。

勿論試験研究には相當の経費が掛るが、命令を受けて試験研究に費した経費に對しては損失補償されると共に命令違反者に對しては罰金が課せられることになつてゐる。

△關係勅令

一、總動員試験研究令（勅令第六百二十三號）十四年八月三十日公布、同年九月五日實施

助成及び損失補償規定

第二十六條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産又ハ修理ヲ業トスル者ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ一定ノ利益ヲ保證シ又ハ補助金ヲ交付スルコトヲ得
此ノ場合ニ於テ政府ハ其ノ者ニ對シ總動員物資ノ生産若ハ修理ヲ爲サシメ又ハ國家總動員上必要ナル設備ヲ爲サシムルコトヲ得

現行法に於ても事業助成の爲政府が助成方法を明記したるものが相當ある。例へば工作機械製造事業法とか、航空機製造事業法、或は人造石油製造事業法等に於ては命令の定むる所に依つて一定の助成方法が明記してある。

然しながら此れ等の事業が助成を受けるものは主として大産業である。中小産業に對しては餘り助成されてゐない。又獨立の立法に依つて助成されない事業もない。故に第二十六條が適用されるのは主として小企業者に對してであり、又その範圍が擴大されてゐるわけである。

國家總動員上總動員物資の生産又は修理をなす事業に對して一定の利益を保證したり、或は補助金

を交付したりして、それ等の事業を助長せしむることは當然必要であることは此處で言ふ迄もないことであるが、利益保證を受けたり又は補助金の交付を受けた者はそれと同時に總動員物資の生産修理に對する義務を負ふことはこれ又當然なことである。

第二十七條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第八條、第十條、第十三條、第十四條若ハ第十六條ノ二ノ規定ニ依ル處分、第九條ノ規定ニ依ル輸出若ハ輸入ノ命令、第十一條ノ規定ニ依ル資金ノ融通有價證券ノ應募、引受若ハ買入、債務ノ引受若ハ債務ノ保證ノ命令、第十六條ノ規定ニ依ル設備ノ新設、擴張若ハ改良ノ命令又ハ第十六條ノ三ノ規定ニ依ル事業ノ委託、讓渡、廢止若ハ休止若ハ法人ノ目的變更若ハ解散ノ命令ニ依リ生ジタル損失ヲ補償ス但シ第二項ノ場合ハ此ノ限りニ在ラズ總動員業務ヲ行フ者ハ第十條、第十三條第三項又ハ第十四條ノ規定ニ依リ使用、收用又ハ實施ヲ爲ス場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ニ因リ生ジタル損失ヲ補償スベシ

本條の第一項は第十一條の改正第十六條の二及び三の規定追加に伴なつて改正され、本條の第二項は第十條、第十三條第三項、第十四條において政府の外に第三者即ち總動員業務を行ふ者が加へられたことによつて政府以外の者の補償の責任を規定する必要が生じたので特に新たに追加されたものである。本條によつてその損失を補償さるべき處分の範圍は舊法では左の如くであつた。

- 一、第八條ニヨル物資ノ生産、修理、配給、讓渡ソノ他ノ處分等
- 二、第九條ニヨル輸出入命令
- 三、第十條ニヨル總動員物資ノ使用、收用ノ處分
- 四、第十一條ノ融資命令、有價證券ノ應募、引受、買入命令
- 五、第十三條第一項ニヨル總動員業務タル事業ノ工場、事業場、船舶ソノ他ノ施設ノ管理、使用、收用ノ處分

- 六、第十三條第二項ニヨル從業者ノ供用、特許發明等ノ實施ノ處分
- 七、第十三條第三項ニヨル土地、家屋ソノ他ノ工作物ノ管理、使用、收用ノ處分
- 八、第十四條ニヨル鑛業權、砂鑛權、水利權ノ使用、收用ノ處分
- 九、第十六條ニヨル總動員業務タル事業ノ設備ノ新設、擴張、改良ノ命令

今回の改正によつて追加されたものは第十一條による債務の引受または保證の命令、第十六條の二による事業の設備または權利の讓渡その他の處分、出資、移動に關する處分、第十六條の三による事業の委託、讓渡、廢止、休止または法人の目的變更、解散ノ命令である。以上の如き場合に生じたる損失に對して政府は補償するものである。

第二項は政府以外の第三者即ち民間が第十條によつて物資を第十三條第三項によつて土地、家屋その他の工作物を、第十四條によつて特許發明、登録實用新案並びに鑛業權、砂鑛權、水利權を使用、收用若くは實施する場合にその民間が損失を補償することに關する規定である。

これ等の補償手續、補償金額は第一項と第二項とに拘らず何れも第二十九條に規定さるゝ總動員補償委員會の議を経て決定される。

第二十八條 政府ハ第二十二條、第二十三條、又は第二十五條ノ規定ニ依リ命令ヲ爲ス場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ニ因リ生ジタル損失ヲ補償シ又ハ補助金ヲ交付ス

本條は平時に於ける補償規定であり補助金規定である。即ち第二十二條の規定による技能者養成の命令、第二十三條規定による總動員物資又はその原材料の保有命令、第二十五條の規定による試験研究の命令等々に依つて生じた損失に對して、それ／＼具體的な事情を考慮した上損失補償を行つたり補助金の交付を行つたりする規定である。

本條に依つて損失を補償する場合には勅令に依つて損失補償の請求時期、手續或は補助金交付の手續その他必要な規定が定められる。

尤も本條の規定に依つて補償金を交付する場合には第二十九條の規定に依つて設けられた補償委員

會の議を経て補償金額等の決定が行はれることになつてゐる。

第二十九條 前二項ノ規定ニ依ル補償ノ金額及第十五條ノ規定ニ依ル買受ノ價額ハ總動員、補償委員會ノ議ヲ經テ政府之ヲ定ム、總動員補償委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本條は舊法中の『拂下』を『買受』に改正されたが、これは第十五條の改正によつて民間が利用した土地物件についても優先買受權を認める結果政府の拂下のほかに民間の賣渡が加はることゝなつたので『拂下』の代りに『買受』としたもので、全く補足的改正に過ぎない。本條は第二十七條、第二十八條の規定に基づく損失補償請求のあつた場合、補償の金額を決定し、第十五條の規定による買受の價格を決定する議決機關である。

重要な權限を有する本委員會の構成は昭和十三年七月二日公布の勅令『總動員補償委員會規程』で決定されてゐるが、これによれば、本委員會は總理大臣の監督に屬し、會長一人、委員二十人以内とし、委員は關係各廳高等官、學識經驗者より任命、本委員會は審議上必要あらば鑑定人をして鑑定せしめ、事實參考人その他適當なる者の出席を求めることが出来ることゝなつてゐる。

第三十條 政府は第二十六條又ハ第二十八條ノ規定ニ依リ利益ノ保證又ハ補助金ノ交付ヲ受クル事業ヲ監督シ、之ガ爲必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

總動員物資の生産修理を業とする者に對して一定の利益を保證したり、補助金を交付するといふ第二十六條の規定及び第二十二條の規定に依る技能者養成の命令、第二十三條の規定による總動員物資及其の原材料の保有命令、第二十五條の試験研究の命令等を受けて利益の保證又は補助金の交付を受ける事業をその儘放任して置くことは面白くないので監督規定を設けたのが本條である。

事業の立場から言つても、政府から利益を保證されたり、補助を受けたりするのであるから、政府から監督を受けても止むを得ないわけである。

罰則はどう適用されるか

第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

本條に依り徴せらるべき報告の内容、官吏をして臨檢せしむべき場所および検査せしむべき帳簿書類その他の物件の具體的内容はすべて命令に委任されてゐる。

本條は單獨にはまだ發動されてゐないが、從來公布された各勅令に一般的に組込まれて發動されてゐる學校卒業者使用制限令第四條、國民職業能力申告令第九條、船員職業能力申告令第八條、總動員

業務事業設備令第六條等がそれである。

本條の規定による報告を怠りまたは虚偽の報告を爲した者は第三十八條により千圓以下の罰金刑に當該官吏の検査を拒み、妨げまたは忌避したる者は第四十二條により六月以下の懲役または五百圓以下の罰金に處せられる。

第三十一條ノ二 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ十年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一、第八條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
- 二、第十九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

今回の總動員法改正の眼目の一つが罰則の強化であることは前述したところであるが、その端的な現れは本條の設定に見られる。第八條の物資統制に對する違反、第十九條の物價統制に對する違反は舊法では何れも第三十三條を適用され、三年以下の懲役または五千圓以下の罰金であつたが、十年以下の懲役または五萬圓以下の罰金に加重される。しかも第三十五條の規定により情狀によつては兩刑が併科される。以て物資の買占め、買溜、闇取引に對する彈壓を如何に強化せんとしてゐるかどうかははれるのである。

第三十二條 第九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ又ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル者ハ三年以下

ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

一四八

前項ノ場合ニ於テ輸出又ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル物ニシテ犯人ノ所有シ又ハ所持スルモノ
ハ之ヲ沒收スルコトヲ得若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴スル
コトヲ得

この罰則規定は第九條に規定してある貿易統制の規定に違反した者に對して課せられるものである
が第二項に於ては沒收の規定が明記され、沒收出来ない場合には違反物に對して價額を追徴するとい
ふ嚴しい規定である。

第三十三條

- 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス
- 一、第七條ノ規定ニ依ル命令又ハ制限若ハ禁止ニ違反シタル者
 - 二、第九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ輸出又ハ輸入ヲ爲サザル者
 - 三、第十條ノ規定ニ依ル總動員物資ノ使用又ハ收用ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者
 - 四、第十三條ノ規定ニ依ル施設土地又ハ工作物ノ管理、使用若ハ收用又ハ從業者ノ供用ヲ拒ミ、妨
ゲ又ハ忌避シタル者

本條は今回の改正によつて舊法の第二號即ち第八條の規定違反、第六號即ち第十九條の規定違反は

別に第三十一條の二を適用されることとなつたので、本條からは削除され、従つて第三號を第二號と
し以下順次一號づつ繰上げられたものである。第一號の第七條違反とは第七條所定の勞働爭議に關し
て發せられる命令又は制限若しくは禁止に對する違反である。なほ本條の刑は三年以下の懲役又は五千
圓以下の罰金であるが、第三十五條により情狀の如何によつては兩刑を併科することも出来る。

第三十四條

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一、第十一條ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止又ハ命令ニ違反シタル者
- 二、第十六條ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止又ハ命令ニ違反シタル者
- 三、第十六條ノ二ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
- 四、第十六條ノ三ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
- 五、第十七條若ハ第十八條第五項ノ規定ニ違反シ認可ヲ受ケズシテ統制協定若ハ統制規程ヲ設定、
變更若ハ廢止シ又ハ第十七條若ハ第十八條第五項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
- 六、第二十三條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ保有ヲ爲サザル者
- 七、第二十六條ノ規定ニ違反シ生産、修理又ハ設備ヲ爲サザル者

本條は第十六條の二、第十六條の三の規定の設定によつて舊法の第三號を第五號とし以下順次二號

づつ繰下げられることとなつたものである。本條も懲役と罰金は第三十五條により情狀によつては併科されることになつてゐる。

第三十五條 前四條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

第三十一條の二の設定によつて罰則が追加されたので、舊法の『前三條』が『前四條』に改正されたものである。かかる兩刑の併科は最近の立法の一つの特色であつて、競馬法第三十三條（昭和十一年法律第三十一號）、商法中改正法律（昭和十三年法律第七十二號）、第四百九十二條、有限會社法（昭和十三年法律第七十四號）第八十條等にその例がある

第三十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一、第四條ノ規定ニ依ル徵用ニ應ゼズ又ハ同條ノ規定ニ依ル業務ニ従事セザル者
- 一、第六條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

本條は第四條の規定に依る臣民徵用の命令に違反した場合の罰則規定と、従業者の使用制限規定たる第六條による命令に違反したる場合の罰則規定を示したものである。

第三十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一、第二十二條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

二、第二十四條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ計畫ノ設定又ハ演練ヲ爲サザル者

三、第二十五條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ試験研究ヲ爲サザル者

本條は第二十二條の技能者養成規定、第二十四條の事業計畫の設定及演練規定及び第二十五條の試験研究の命令規定に違反した者を罰する規定で三千圓以下の罰金刑が課せられることになつてゐる。

第三十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一、第十八條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ團體又ハ會社ノ設立ヲ爲サザル者
- 二、第十八條第六項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
- 三、第三十條ノ規定ニ依ル命令又ハ處令ニ違反シタル者
- 四、第三十一條ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ偽ノ報告ヲ爲シタル者

本條の第一號は第十八條第一項の『組合』が『團體又は會社』に改正されたことに伴ふて改正された第二號は第十八條第六項即ち團體又は會社に關する命令に對する違反をも今後は處罰することとし新たに追加されたもの、従つて舊法の第二號、第三號は順次一號づつ繰下げられることとなつた。

第三十九條 第二十條第一項ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ニ違反シタルトキハ新聞紙ニ在リテハ發行人及編輯人其ノ他ノ出版物ニ在リテハ發行者及著作者ヲ二年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下

ノ罰金ニ處ス

一五二

新聞紙ニ在リテハ編輯人以外ニ於テ實際編輯ヲ擔當シタル者及掲載ノ記事ニ署名シタル者亦前項ニ同ジ

戦時に際し言論の統制が如何に重要であるかは人の知るところであるが、本條は新聞その他の統制を規定した第二十條の規定に違反した場合の罰則であり、相當の重課となつてゐる。出版物とは別に新聞紙に於ては名義上の編輯人以外の實際に編輯をした者とか署名入りで書いた者等に對してもこの罰則規定が適用されることになつてゐる。

第四十條 第二十條第二項ノ規定ニ依ル差押處分ノ執行ヲ妨害シタル者ハ六月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十條の第二項は新聞及び出版物の發賣禁止、或は差押へ處分をなす規定であるが、後段の差押へ處分の執行を妨害した者に對して規定した罰則である。差押へに行つた者に對する暴害行爲を禁止して、當初の目的を達成せんとするものである。

第四十一條 前二條ノ罪ニハ刑法併合罪ノ規定ヲ適用セズ

この規定は新聞紙法や出版法にも同様の規定があるが、刑法の併合罪の規定を排除するものである

ことを明記したものである。といふのは一つ／＼の記事に對して責任を持たせる趣旨で、甲の記事で五十圓の罰金、乙の記事で百圓の罰金とすればこの兩者を併せて百五十圓の罰金が課せられるわけである。

刑法の併合罪の規定には同一人の犯した數個の犯罪について様々な科刑の方法が講じてあるが、これ等の科刑方法を本條に於ては適用しないことをはつきりと示したものである。

第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十一條の第一に規定してある報告、臨檢、検査規定に違反した場合の罰則を定めたものであるが、検査を拒む場合だけでなく、妨げたり、忌避した場合も同様六月以下の懲役又は五百圓以下の罰金を課することゝなつてゐる。

第四十三條 第二十一條ノ規定ニ違反シテ申告ヲ怠リ又ハ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタルモノハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

第二十一條の規定は國民登録の規定であるが、この規定に違反して職業能力に關する申告を怠つたり、又職業能力に關し検査することを拒んだり、妨げたり若は忌避した場合の罰則を規定したものが

本條である。同條による職業申告命令が既に公布實施されてゐるので、これに基く申告を怠つたり等すると、罰せられるので注意しなければならない。

第四十四條 總動員業務ニ従事シタル者其ノ業務遂行ニ關シ知得シタル當該官廳指定ノ總動員業務ニ關スル官廳ノ機密ヲ漏泄又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス
公務員又ハ其ノ職ニ在リタル者職務上知得シタル當該官廳指定ノ總動員業務ニ關スル官廳ノ機密ヲ漏泄又ハ竊用シタルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

第一項は總動員業務に従事する者で公務員でないもの、第二項は公務員たるものに對する機密漏泄又は竊用した場合の罰則である。總動員業務に従事する者が總動員に關する官廳の機密を知る事は相當あると見なければならぬ。それ等の人々が勝手に機密を漏泄してはやり切れないので本條が設けられてゐることは説明を要しないであらう。

此處で注意しなければならないことは總動員業務に『従事したる』とあることで現に従事してゐる者ばかりで無く嘗て従事した者も含むわけである。

軍機保護法に於ける軍事上の機密が一定の範圍を持つてゐると同様、本條の機密も亦その範圍が規定されることになつてゐる。こゝに言ふ竊用とは發明新案等をひそかに利用する意味である。

第一項の一般業者が機密を漏洩した場合と公務員が官廳の機密を漏洩した場合は自らその罪の輕重が常識的に考へられる。其處で第一項の場合は輕く、第二項の場合は重課されることとなつてゐるわけである。此處に公務員とあるは官吏公吏は勿論のこと、法令に依つて公務に従事する委員とか議員その他の職員を含むものである。

第四十五條 公務員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ノ規定ニ依ル職務執行ニ關シ知得シタル法人又ハ人ノ業務上ノ機密ヲ漏泄又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス
第十八條第一項又ハ第三項ノ規定ニ依リ事業ノ統制ヲ目的トシテ設立セラレタル團體又ハ會社其ノ他本法ニ依ル命令ニ依リ統制ヲ爲ス法人其ノ他ノ團體若ハ使用人又ハ其ノ職ニ在リタル者其ノ業務執行ニ關シ知得シタル法人又ハ人ノ業務上ノ機密ヲ漏泄又ハ竊用シタルトキ亦前項ニ同ジ

本條第一項は舊法の全文にして、第二項は新たに追加規定されたものである。第一項は民間の業務上の機密を保護するために機密漏洩防止についての公務員側に対する處罰規定である。第二項はこれに對應して民間側に對する處罰規定であると考へてよい。即ち第十八條第一項乃至第三項による團體會社は重要な統制業務を行ふので、その役員のみならず使用人まで機密漏洩防止の責任を取るべきことを規定したものである。

第四十六條 第十八條第一項又ハ第三項ノ規定ニ依リ事業ノ統制ヲ目的トシテ設立セラレタル團體又ハ會社其ノ他本條ニ依ル命令ニ依リ統制ヲ爲ス法人其ノ他ノ團體ノ役員又ハ使用人其ノ擔當スル統制事業ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス

本條の改正も第十八條の改正に伴なふ當然の改正である。舊法では『設立シタル組合ノ役員其ノ職務ニ關シ』とあつたが、改正法によれば團體または會社の役員のみならず使用人も收賄罪に問はれることになつた。しかして『因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキ』とは、收賄を收受、要求または約束したためにその結果として不正の行爲をなし、または職務上必要な行爲をなさざるときといふ意味である。

第四十七條 前條第一項ニ掲グル者ニ對シ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第四十六條の第一條には事業の統制を目的として設立された統制團體の役人及使用人が統制事務について賄賂を收受、要求又は約束した場合の罰則規定が設けてあるが、これは専ら賄賂を取る者に對する罰則で、賄賂を送る者に對しては何等規定してゐない。其處で賄賂を送る者をも罰しなければ片手落となるので本條を設けたものである。收賄者の自首は認めないが贈賄者の自首に對しては刑の減輕又は免除の規定を設けてある點に注意すべきであらう。

第四十八條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ其ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第三十一條ノ二乃至第三十四條、第三十六條第二號、第三十七條、第三十八條又ハ第四十三條前段ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑又ハ科料刑ヲ科ス

本條の改正は罰則として第三十一條の二が設定されたために、舊法の『第三十二條乃至』を『第三十一條ノ二乃至』に改正されたものである。本條の立法趣旨は本條列舉の違反行爲ありたるときは事實行爲をなしたる行爲を罰するのみならず、同時に事業主にもまた同時に責任を負擔せしめようとするものである。もつとも本條は事實行爲と事業主とを同時に必ず起訴しようとするものではなく、犯罪が兩者によつて成立される場合があることに對する措置であつて、兩者を同時に起訴の要否は具體

的事件について檢事が決定する。かゝる規定を通稱兩罰規定といふが、産金法第四條、臨時資金調整法第十九條等に實例がある。

第四十九條 前條ノ規定ハ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ代表者、代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニモ適用ス、本法施行地ニ住所ヲ有スル人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニ付又同ジ
本法ノ罰則ハ本法施行地外ニ於テ罪ヲ犯シタル帝國臣民ニモ之ヲ適用ス。

第四十八條に列擧してゐる違反行爲を國家總動員法を施行してゐない土地で爲した場合に對しても四十八條の規定を適用する旨を明かにしたのが本條である。

本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人其の他の従業者が本法の施行地外に於て爲した行爲は勿論、本法施行地に住所を有する人の代理人、使用人其の他の従業者が本法施行地外に於て爲したる行爲も同様に四十八條の規定が適用される。

本條の第二項は本法の施行地外に於て本法に基く罪を犯した場合帝國臣民を罰する規定であるが、遠く離れた外國に居住する帝國臣民を國家總動員法に基く業務違反で罰することは餘りないであらうが、併し帝國臣民たる以上世界中何處にあるを問はず罰せられる事にしておく事は總動員法の性質上

當然なことである。

總動員審議會はどう運営されるか

第五十條 本法施行ニ關スル重要事項(軍機ニ關スルモノヲ除ク)ニ付政府ノ諮問ニ應ズル爲國家總動員審議會ヲ置ク

本條は企畫院の原案の中には無かつたものである。然しながら總動員法の内容は餘りに廣汎な委任立法であつたため、議會では非常な論難に遭つたものである。従つて政府は本條を追加して總動員法に關する重要事項は總てこの諮問機關にかけることとして、委任立法の非難を避けやうとした。然し齋藤隆夫氏等先鋒とした議會の壓力は遂に審議會の構成員の過半数を貴衆兩院議員をして當てしむることにせしめたのである。

かゝる經過の後に誕生したのが本條であるが、もと／＼この機關は議決機關ではなく、諮問機關に過ぎない。従つて審議會の答申に拘束されることは法律上全然ないわけである。又軍機に關するものは一切諮問外に屬することになつてゐるので、法律上の權限は何にも無いわけである。然し政治上の

壓力といふか勢力といふものは法律上の権限とは別個な働きをなすものであることは既に述べた通りである。

本條の第二項による國家總動員官制は總動員法施行と同時に公布され、ついで審議會の議事規則も制定されてゐる

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

軍需工業動員法及昭和十二年法律第八十八號ハ之ヲ廢止ス

本法施行前軍需工業動員法ニ基キテ爲シタル命令又ハ處分ハ之ヲ本法中ノ相當規定ニ基キテ爲シタルモノト看做ス

軍需工業動員法ニ違反シタル者ノ處罰ニ付テハ仍舊法ニ依ル

既述した如く國家總動員法は軍需工業動員法を母體として生れ來たものである。軍需工業動員法が國家總動員法に吸収される規定が必要となつて來る。この關係を規定したものが附則であるが、軍需工業動員法に基いてなした命令又は處分は國家總動員法の相當規定に基いて爲したものとされることになつたのも當然である。然し軍需工業動員法に基く勅令違反行爲によつて處罰さるべき者について

ては矢張り軍需工業動員法の罰則に依つて處罰されることになつてゐる。結局この附則は軍需工業動員法から國家總動員法へ移る經過規定に過ぎないわけである。

總動員法の施行期日は勅令で定められ、勅令第三百十五號には「國家總動員法は昭和十三年五月五日より之を施行す」とあり、又勅令第三百十六號及び同第三百十七號を以て本法を朝鮮、臺灣、樺太、南洋群島に施行する旨が公布され、同日から實施されてゐる。

國家總動員審議會官制

(昭和十三年五月四日公
布勅令第三百十九號)

第一條 國家總動員審議會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ關係各大臣ノ諮問ニ應ジテ國家總動員法第五十條第一項ノ事項ヲ調査審議ス國家總動員審議會ハ前項ノ事項ニ付關係大臣ニ建議スルコトヲ得

第二條 國家總動員審議會ハ總裁一人副總裁一人及委員五十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 總裁ハ内閣總理大臣ヲ以テ之ニ充ツ、委員及臨時委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官、貴族院議員、衆議院議員及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四條 總裁ハ會務ヲ總理ス

副總裁ハ總裁ヲ補佐シ總裁事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第五條 國家總動員審議會ニ幹事長及幹事ヲ置ク

幹事長ハ企畫院次長ヲ以テ之ニ充ツ總裁及副總裁ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス

幹事ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ、上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六條 國家總動員審議會ニ書記ヲ置ク、内閣ニ於テ之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附則

本令ハ昭和十三年五月五日ヨリ之ヲ施行ス

附國家總動員審議會議事規則

第一條 會議ノ日時及場所ハ總裁之ヲ定ム

第二條 總裁ハ會議ノ議長ト爲リ議事ヲ整理ス

第三條 總裁、副總裁共ニ事故アルトキハ總裁ニ於テ指名シタル委員臨時議長ヲ代理ス

第四條 會議ハ委員及臨時委員ヲ合セ其ノ半数以上出席スルニ非ザレバ之ヲ開クコトヲ得ズ

第五條 議席ハ豫メ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 會議ハ之ヲ秘密トス但シ差支ナシト認ムル事項ニ付テハ總裁之ヲ公表セシムルコトアル
ベシ

第七條 發言セントスル者ハ議長ノ許可ヲ受クベシ

第八條 議事ノ整理上必要アルトキハ議長ハ發言ヲ止メ又ハ議事ヲ中止スルコトヲ得

第九條 總裁必要アリト認ムルトキハ關係各廳職員其ノ他適當ト認ムル者ヲシテ會議ニ出席シ、
議案ノ説明ヲ爲サシメ又ハ意見ヲ陳述セシムルコトヲ得

第十條 修正ノ動議ヲ提出セントスル者ハ案ヲ具シ、之ヲ議長ニ差出スベシ、但シ簡單ナルモノ
ハ口頭ヲ以テ陳述スルコトヲ得

第十一條 動議ハ賛成者アルニ非ザレバ議題ト爲スコトヲ得ズ

第十二條 建議案ヲ發議セントスル者ハ案ヲ具ヘ理由ヲ附シ五人以上ノ賛成者ト共ニ連署シテ之ヲ
總裁ニ差出スベシ

第十三條 議事ハ出席者ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス、可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十四條 總裁必要ト認ムルトキハ特別委員會ヲ許クルコトヲ得

特別委員ハ委員及臨時委員中ヨリ總裁之ヲ指名ス

第十五條 特別委員ハ其ノ互選ヲ以テ委員長ヲ置ク

特別委員ハ審議ノ經過及結果ヲ本會ニ報告スベシ

第十六條 議事録ハ幹事之ヲ作成ス

第十七條 本則ニ規定ナキ事項ハ總裁之ヲ決ス

二、劃期的な國防保安法の制定

國防保安法は何故必要か

國防保安法案が今議會に提案され、その全文が發表された時に一般知識人は等しく、非常に驚ろき且恐怖を感じた。これは實に恐るべき國民への箝口令である。この法案が制定、公布された曉には、軍事をはじめ、政治、經濟、外交と今日世界史の本根的な一大轉換機に際會して、凡そ國民の最も注意し、興味を有する、しかも國民の實生活に深い關係を有する事象を迂濶に口にしやうものならずぐ様國家機密を公にするの故をもつて、又は情報を探知し、収集したるの條章により、死刑、三年以上の懲役、又は十年以下の懲役と云ふ重罰に處せられるのではないかと思はれたからである。だが法案の審議も次第に進展するにつれ、本法制定の目的が、國防保安の名稱が示す如く、全く國家重要機密の外國への漏洩を防止し、敵性國家の諜報、宣傳、謀略を封ずると云ふ、強い時代の要請に基いてゐることが明白になり、本法の容體となり、對象となる者は主として國家機密に直接接觸し得る様な立

場に在る處の所謂政府の高官であり、諜報戦線に躍る外人であつて、決して一般國民がその對象となつてゐるのではないと云ふことが理解されて、國民は一樣安堵した。だが本法の各條章の示す處は、立法者の意見如何に係らず、その運用の如何に依りては、相當廣範圍に、しかも強力に適用される性質を包蔵してゐることを感ぜずには居られない。本法の慎重なる運用が要望される所以である。即ち本法運用の限界は飽く迄國家機密の保護の域を寸歩たりとも出るべきではない。本法は劇薬にも喩へるべきもので、これを適量に用ゆれば恐るべき國家の病根を絶滅し得るが、一度び適量を過まれば、國民を萎縮せしむるの惧れなしとしないのである。

しかし國家内外の現状は本法の制定を絶対に必要とするのである。戦時状態が高調するに對應して敵性國家の諜報、宣傳、謀略は益々猛烈となり、手段、方法をも選ばなくなる。これを完封することは、戦時下の急務である。歐米列強は既に、何れも嚴重なる防諜法を實施してゐる。かゝる意味からすれば本法の制定はむしろ遲きに失するとも云へる。

近代戦は科學戰であるとともに神經戰である。爆彈砲彈の破壊力にも増して、國內では恐るべき諜報、宣傳、謀略等の秘密戰が各方面に互つて展開されるのである。

敵性國家は軍事は勿論のこと、外交、財政、經濟その他凡ゆる方面に互る重要なる機密を日夜を分

たず探知し、収集し、これに依つて得た資料により、直に軍事行動、外交折衝に利用し、更に宣傳諜略の具に供して、機會だにあらば國內の撓亂を圖らんとしてゐるのである。

戰爭が長期に互るに従つて、このスパイ戰は愈々その特性を發揮し、猛威を振ふことになる。かくの如き、敵性國家の秘密戰を防止することは國家總力戰の遂行上武力戰にも劣らず緊要であることは云ふまでもない。

わが國には従來、軍事上の秘密を保護するものとして軍機保護法、軍用資源秘密保護法その他の法規はあつたが外交、財政、經濟その他廣範圍に互る國家總力の重要機密を保護し、敵性國家の行ふ宣傳並びに各種の諜略を防止する法規は不十分であつたので、新たに國防保安法が制定されることになつたのである。劃期的な戦時立法と云へる。

本法には國家機密のみならず、既存の法律に規定されてゐる軍事上の秘密等に關する罪、その他外國の諜報、謀略行動を防止する法令の違反事件の捜査に付いては捜査機關を檢事を中心に一元的にして、連絡統一ある活動に依り、一舉にして外國の諜報、謀略網を檢舉せしめることを圖り、捜査手續の敏速適正を期し、裁判手續も大いに敏速化し、且つ裁判の過程において、國家の重要機密の外部に漏洩することを防止する上にも深長なる考慮が拂はれ、それ／＼適當なる規定を設けてゐる。

國家機密の意義

一六八

第一條はまづ本法の中核をなす國家機密の意義を規定してゐる。即ち本條により、國家機密の範圍は、

一、御前會議、樞密院會議、閣議又はこれに準すべき會議に付せられたる事項及びその會議の議事
二、帝國議會の秘密會議に付せられたる事項及その會議の議事

三、一、二の會議に付するため準備したる事項、その他行政各部の重要な機密事項

となつてゐる。一の「之に準すべき會議」とは具體的に云へば四相會議とか五相會議の如きものを指してゐる。又「會議の議事」とは議題並びにこれに關聯してなされる處の發言又は説明等を云ふ。三の「行政各部」とは内閣（例へば企畫院、情報局）、各本省、朝鮮總督府の如きものを云ふのである。また「重要な機密事項」とは、極めて程度の高き機密事項を指してゐるのである。

本條の國家機密の内容に就いては、各官廳内部において、それ／＼主務大臣の決裁を経て定めるところになつてゐる。故に國家機密と然らざるものとは明確に區別される筈である。こゝに云ふ國家機密は、本條の機密換言すれば自然秘とも稱すべきもので、國防上國家に對して秘匿することを要する事

項に限られてゐる。其の範圍も極めて狭く、其の秘密性も極めて高い。自然此の種の機密は之を取扱ふ官吏などが洩らすやうなことがなければ、なか／＼一般國民の耳目には、觸れる様なことは無いと云つてもよい。軍用資源秘密保護法等には、從來公表されてゐた事項に對して、指定の方法によつて秘密性を附與するのであるが、本法の國家機密は指定によつて機密となるのではなく、本來から機密となるべき性質を持つてゐるものである。だが實際上の取扱いにおいては、その種類、範圍が甚だ不明確であるからして、主務大臣なり、會議の長なりが國家機密の指定を行ふことになる譯である。若し又其の事項が二省以上に互るやうな場合には、關係主務大臣間に於て協議を遂げて指定する。そしてこれを事務遂行上必要な最少範圍の係官に通知するのである。尙其の該當の圖書物件には一目して國家機密を辨別する特殊の標識を附すことになつてゐる。

裁判、檢察の運用の上から、裁判所又は檢察が主務官廳に對して、國家機密の指定の有無に關して照會することが行はれると思はれるが、主務官廳の指定の有無は裁判所又は檢察の認定を拘束するものではないのである。だから國家機密であるか否かは、理論上は裁判所の認定に依つて決定するのであるが、實際上は主務大臣の指定に依つて決まるものである。

國家機密を指定した主務官廳と檢察が認定に就いて、意見の齟齬を來すやうな場合を考慮して、本

法の施行に當り司法當局は次の様な處置を講じて、萬全を期してゐる。即ち第一は本法による犯罪の檢舉が、政治、經濟、外交その他國內並びに國際情勢に重大なる影響を及ぼすので、如何なる時期に如何なる犯罪を檢舉するかと云ふことが、非常に重要性を帯びて來る。従つてこれが檢舉に當る檢舉は、國內、國際の情勢に精通した専門的智識と識見を有し、正確なる判斷に基いて、綜合的、統一的な犯罪檢舉を行ふ必要があるのに鑑み、全國主要都市に専門の防諜係檢舉を配置して、本法の犯罪檢舉に當らせることになつてゐる。その數は大體二十名程度とならう。

第二に本法の犯罪が多く、相當期間の内偵の結果發覺する様な場合が多く豫想されるので、本法の運用に當りては、新に檢舉稟議の制度を設け、突發的犯罪でない限り、又輕微でない限り、檢舉前に檢事總長を経て、司法大臣に稟議せしめ、司法大臣は稟議の申請を受けると、國內外の情勢を睨み合せると同時に、國家機密の認定に關しても關係各省と連絡協議を行ひ、其の限界を明確にした後に、檢舉指揮をすると云ふ方針である。

本法に違反する者は、勿論何人を問はず處罰されるが、本法の目的とする處は、飽く迄國家機密を外國に漏洩することから保護する點にあるので、多數國民を陥入れ様とするのではないことは論を俟たない。本法に最も抵觸する虞れのある者は、國家機密を取扱ふ地位にある官吏である。だから今後

は官廳の機密事項の取扱いにも相當の變化があらうと思はれる。

公知の事實と國家機密の關係に就いては、世間の公知の事實は既に祕密性がないのであるから、これをたとへ官廳が誤つて國家機密と指定しても、國家機密となることはない。國家機密の一部が公知の場合でも全體としての機密性を失はないものは依然として國家機密である。

機密の範圍と限界

國家機密の意義、範圍は非常に重大であるので、こゝに今議會における國防保安法委員會における主なる質疑應答の概要を収録する。

問 (江原三郎議員) 政府は國民の協力を求めるためには、如何にしても國務、國策を國民に知らせる必要がある。外國に對して知らしめないと云ふ目的のために、國民が政治の方向、國務の方向を知らないこと云ふことは國家のために非常に不利益である。國家機密の範圍は一體如何なる程度なりや。「御前會議、樞密院會議、閣議又は之に準すべき會議に付せられたる事項及び其の會議の議事」とはこの會議に付せられた全部が國家機密となるのではないと思ふ。この中國防上外國に祕匿することを要する外交、財政、經濟其の他の問題と思ふがこれ等の判斷の基準如何。

答 (秋山司法省刑事局長) 本法の國家機密とは、國家の最高機密でありまして、その範圍は各官廳内部において、それ／＼上司の決裁を経て定めることになつてゐる。従つて本法に依る國家機密と然らざるものとの間には截然たる區別が出来て、其の間に疑を生ずることはないと思ふ。しかして國家機密は客觀的に定まつてゐるもので、結局は檢事が最後は國家機密なりや、否やは判定することにならうと思ふが、實際の取扱ひに關してはそれ／＼官廳において決定することになつてゐる。御前會議に提出される議事の内容事項に付いては、その議案を提出する、主官廳において、國家機密の範圍を決定する。樞密院會議、閣議においても同様である。

問 (松田喜三郎議員) 帝國議會における秘密會に於て國家の機密なりとして、指定されたる事項が、既に一部にても公知の事項になつてゐる場合、秘密會において國家機密として指定されたものは機密であるからして、これを洩らした時は處罰されることになつてゐるが、既に公になつたものは機密性がなく矛盾してゐると思ふが如何。

答 (秋山刑事局長) 公になつてゐる程度に依るもので、其の事柄の全部が既に知れてゐる以上は政府がこれを國家機密として指定する筈はない。問題は機密の一部が世間の一局部に洩れてゐると云ふ場合であるがこれはやはり國家機密と云ふべく、随つて之を公にすることは違法である。國家機密

であることを明確に秘密會で知つた以上はこれは止むを得ない。又國民の一部の人々は知つてゐるが併し國家機密であると云ふことは知らなかつた。それを政府が國家機密と指定することになつた様な場合は、國家機密であることを知らずに公にする、つまり犯意を排除してゐるものであるから、これは違反にはならない。

尙世間に殆ど國家機密の全貌が知れてゐる場合は、假に政府が誤つて機密事項と指定しても、これを公にしても既に機密性を失つてゐるのであるから違反にはならない。これは議員の場合も國民一般の場合も同様である。

問 (眞鍋儀十議員) 秘密事項が既に無くなつた場合解除を公知するか。また機密を指定されたら永久に解除なき限り守らねばならぬか

答 (秋山刑事局長) 機密の必要が無くなれば解除することは當然であらう。その手續は決定しておらぬ。唯解除することによつて秘密事項のあつたことを一般に公知せしめるやうなことがあつてはならぬ。

機密指定の解除がなければ勿論永久に守らなければならぬ。

問 (長谷長次議員) 國家機密は政府高官以外は何人も知らないことが原則となつてゐるが、新聞

記者等が第六感によりこれを機密と知らずして、感知し、紙上に掲載公にした如き場合は如何。

答 (秋山刑事局長) 本法の國家機密は非常に高度の而も範圍の狭いもの六感を働かしても容易に察知し得ないが、偶々これを察知した場合は、これが國家機密なることを知らずして公にした時は責任はないが、國家機密に屬するであらうことを考へて尙これを公にした場合は勿論責任がある。

どんな場合罰せられるか

第三條から第七條までは、國家機密を探知し、収集し、又外國に漏洩し及びこれを公にすることを罰する規定である。こゝに「公にする」とは不特定人、又は特定の多數人に認識せしめるの謂で、スパイ等の知り得る状態におくことである。その國家に及ぼす害毒は、直接外國に漏洩するのと變りはない。「業務に因り」とは、國家機密を取り扱ふことが其の業務の全部若しくは一部を成してゐる者を指すのであつて、例へば新聞記者が國家機密を唯知つたと云ふ様なものは、こゝに云ふ「業務に因り國家機密を知得したる者」とは云はない。業務に因り國家機密を知得し、又は領有する機會の最も多い者は官吏、軍人、就中大臣、次官、局長とも云ふべき高官で、帝國議會の議員が、議會において秘密會に列席した場合はやはり「業務に因り」と解すべきであるとされてゐる。

一般國民が、國家機密を知得し、又は領有した者がこれを外國に漏洩し、若しくは迂濶に人に喋べつたりした場合は、第五條の適用を受けるのである。新聞記者がその職務の遂行上、國家機密を知得し、又は領有し、これを外國に漏洩し、又は公にした場合もやはり一般國民と同様第五條で處罰される。新聞記者は一見第三條で處罰されるのではないかと思はれるが、新聞記者は國家機密を取り扱ふことが業務ではないので、第三條の適用は受けない。在外商社、銀行業に勤務する者も亦同様である。辯護士が國家機密を知得する様な場合も原則としては、業務の範疇には屬せず、第五條の適用を受けるのであるが、國家機密に關聯する犯罪事件の辯護をなす場合等は、辯護は公開の席上では行はず、書面を以て裁判長に提出することになつて居り、證據も出、訊問の内容も知る處となり、職務上から犯罪構成の内容であり、又基礎である國家機密を知ることとなるので、これは業務の範圍に入り第三條の適用を受けることになる。

第六條は業務により國家機密を知得し、又は領有したる者がこれを他に漏洩したる時の規定で、こゝに他にとは公でなくとも、特定の人に洩らした場合を云ふ。

第七條は過失により、國家機密を外國に漏洩し、又は公にしたる場合にして、こゝに過失とは、法律上の一般解釋と同じく、當然なすべき注意を怠つた場合を意味する。

本法の業務の點に關し議會の委員會における審議中に左の如き意味の質疑應答が行はれた。

問 (江原三郎議員) 業務關係で國家機密を知るやうな立場の人が果してどれが國家機密であるか否か、又は既に解除になつたかに何かを知らしめる方法を如何にするか。

答 (三宅司法次官) 業務により國家機密を知得し、領有したる者とは、國家機密を取り扱ふことが其の業務の全部若くは一部を成してゐる者が、その業務上知得したる國家機密と解すべきで、新聞記者が唯國家機密を知つたと云ふが如きはこゝに云ふ業務には該當しない。

問 (三田村武夫議員) 三井、三菱、日本銀行等々の如く直接外國と取引してゐる經濟機關等に従事してゐる者は當然國防上外國に秘匿することを要する財政、經濟上の重要な事項を知つてゐると思ふが、これ等の者は業務の範疇に入らないか。

答 (秋山刑事局長) 國家機密を取扱ふことを職務とする、即ち職務である場合のみをこゝに業務と云ふのであつて、外國と取引する商社、金融機關に従事してゐても國家事務を代行すると云ふが如き特別の場合を除くの外業務に入ることはない。

問 (松木弘議員) 衆議院議員若くは貴族院議員が議會の秘密會において國家機密を知つた場合、又は辯護士が其の擔當事件によつて國家機密を知つた場合は業務と見做すのか。

答 (秋山刑事局長) 貴衆兩院議員が帝國議會の秘密會において國家機密を知つた場合は業務と解釋します。辯護士が偶々國家機密を事件の依頼者から聞いた場合は業務とは解釋しません。併し乍ら法廷における手續の上から國家機密を知つた場合は業務と解釋する。

各種謀略の取締り

第八、九、十條は何れも目的罪である。國防上の利益を害し、外國と通謀し、又は外國に利益を與へる等の目的で種々の外國の謀略に躍る者を封ずる規定である。

第八條は情報収集に關する規定で、新聞、通信社の記者、代議士等政治、經濟、外交に關する情報を、職業上入手し、又口にする事の多い人々は、この條文に觸れ易い虞れがあらう。こゝに云ふ情報とは、國家機密に屬せず、別に秘匿することを要しないものである。完備せる敵性國家の情報網はあらゆる情報を蒐集して、これを統計的に整理し、各種の謀略の重要資料となすので、簡單な又些細な情報が積り積つて戦慄すべき國家的禍害となり、又提供者が全く無意識に口にした情報がヒントとなつて國防上の利益を害した例は、スパイ映畫の教へる迄もなく數多くある。

第九條は宣傳謀略を取締る規定で、治安を害すべき事項とは政局の不安定とか、或は經濟界の混亂